

326-13
1200501382536

326
13



始



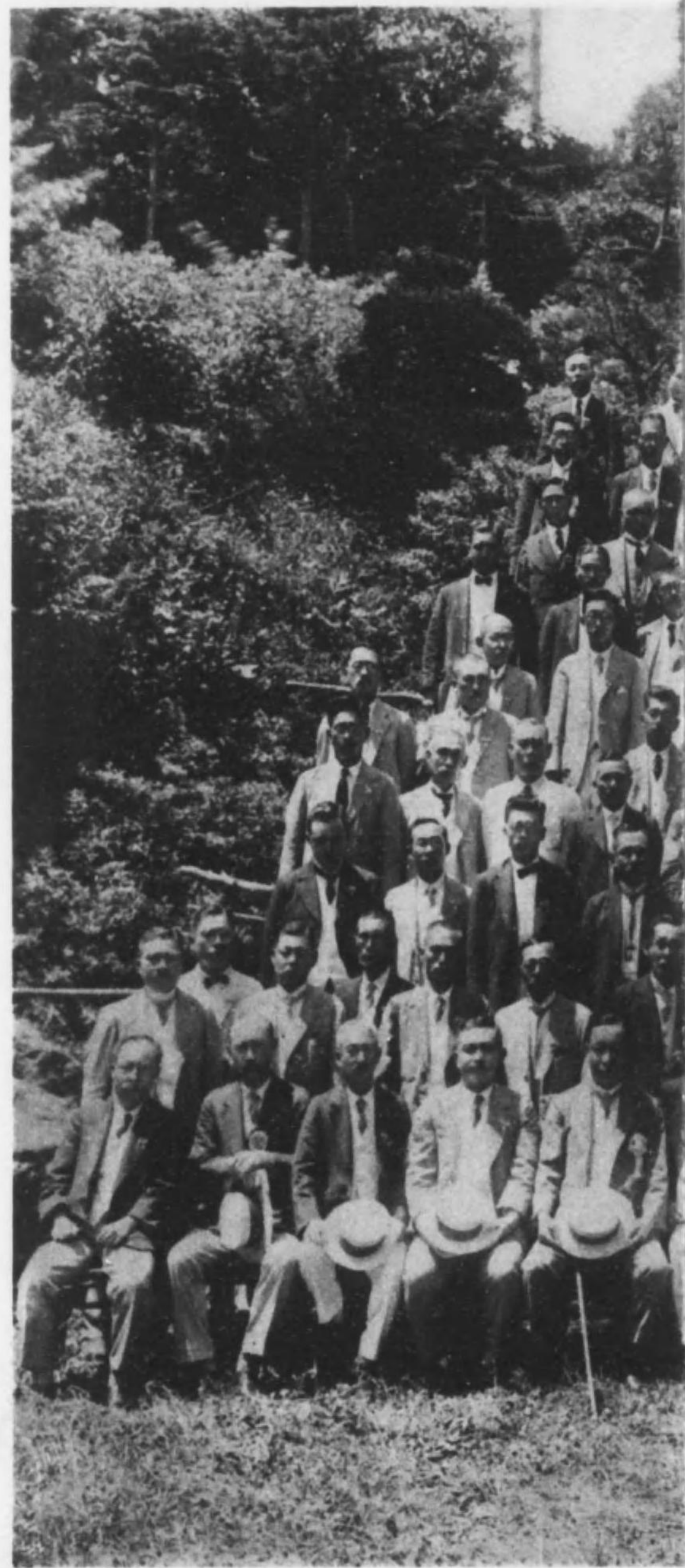
昭和三年七月

第二十五回上水協議會議事錄

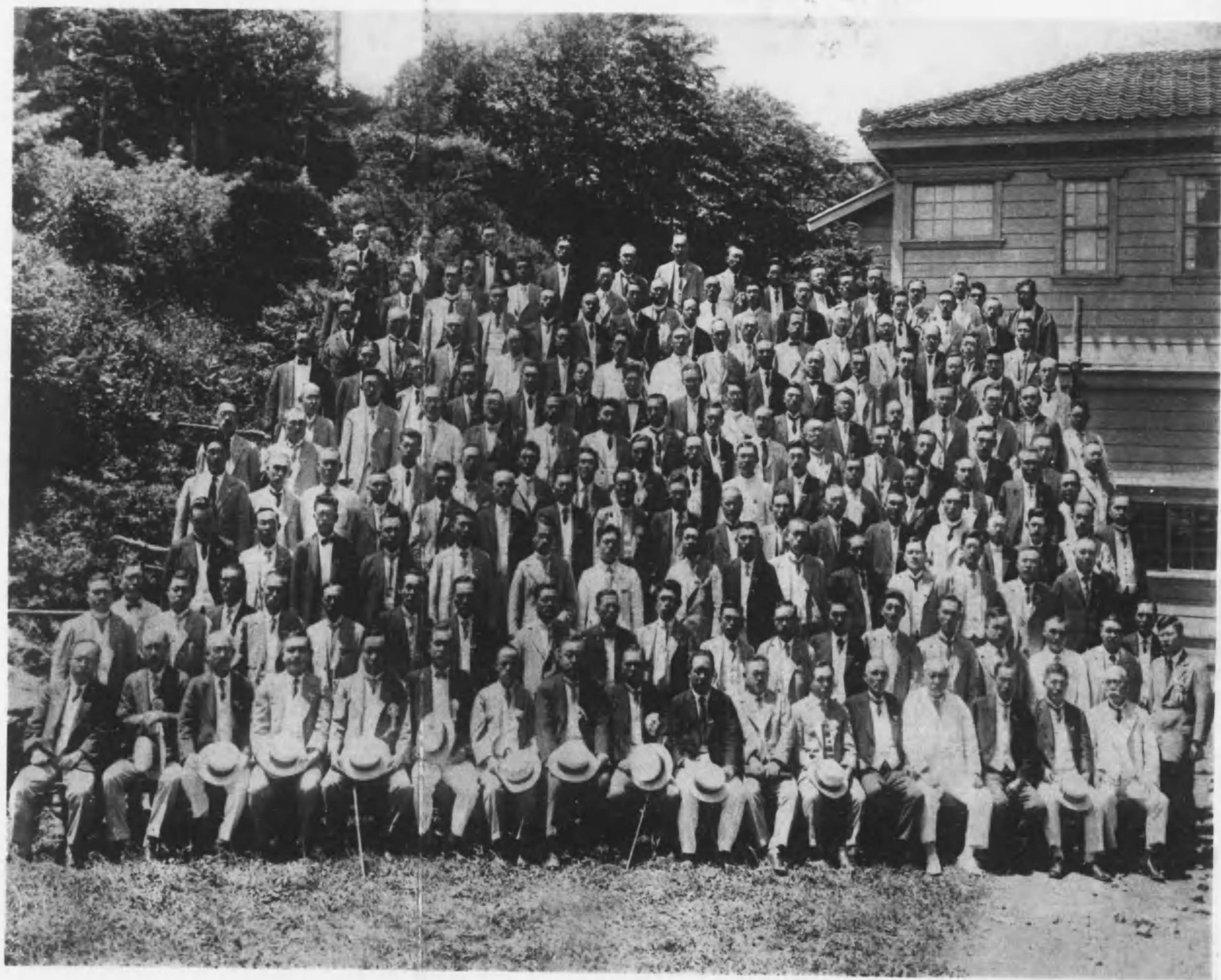
主催 函館市

上水協議會

念記



第二十五回水上協會議會紀念



第二十五回上水協議會議事録目次

堀切善次郎寄贈本

一、議事日程……………(五)

一、議席表及來賓氏名……………(七)

一、主要決議事項

(一)第二十六回上水協議會主催地及第二十七回同會主催豫定地に關する件……………(一七)

(二)現行水道條例改正方建議の件……………(一九)

(三)水量メートル檢定實施に關する對策の件……………(一九)

(四)上水道源水保護法制定に關する陳情の件……………(一九)

(五)水道水源地造林事業に對し國庫補助に關する建議の件……………(一九)

一、提出問題及議事大要

(一)理事提出事項……………(二八)

(二)會員提出事項……………(四)

一、提出問題中書面答申問題回答……………(八)

一、議事速記録

(一)本會議……………(一五)

(二)第一部(事務)委員會……………(二七)

(三)第二部(工務)委員會……………(二七)

(四)第三部(部生試驗)委員會……………(三九)

一、報・告……………(一)



- (一)新潟市附近の雪中の「クロール」に就て 新 潟 市……………(四三一)
- (二)新潟市源水中の「アルカリ」度と季節との關係に就て 新 潟 市……………(四三三)
- (三)上水の細菌學的検査上膠質及寒天培養基の比較 廣 島 市……………(四三四)
- (四)試験用水採酌後時間と細菌増殖との實驗的觀察 廣 島 市……………(四三九)
- (五)東京市近郊各河川水質試験比較成績 東 京 市……………(四三六)
- (六)東京市水道境浄水場に新設せる濾過池効力比較研究試験 東 京 市……………(四三七)
- (七)濾砂削取後の濾過効力發現時期に就て 大 阪 市……………(四六七)
- (八)源水の水素「イオン」濃度と硫酸礬上の沈澱作用に就て 大 阪 市……………(四八六)
- (九)大阪市淀川上流河川の水質試験報告 大 阪 市……………(四九七)
- (一〇)濾過膜の生物學的研究 大 阪 市……………(五二七)
- (一一)反應評語の定量範圍に就て

一、講 演

- (一)防火水道に就て 大 阪 市……………(五四四)
- (二)上水道内主要生物種屬の簡易鑑別法 川 村 多 實 二……………(五五七)
- (三)堰堤内部に於ける溫度變化と龜裂に就て 倉 塚 良 夫……………(五六六)
- (四)京都市上水道の生物學的調査報告 京 都 市……………(四四〇)
- (五)浄水作業と水の溫度に就て 京 都 市……………(五三六)
- (六)京都市松ヶ崎新上水道の水質調査報告 大 阪 市……………(五二一)

第二十五回上水協議會日程

第一日

七月十六日

(月曜)

自午前九時半終日議事

第二日

七月十七日

(火曜)

午前八時半函館驛發同九時四十分大沼驛着

自午前十時至正午於第二紅葉館茶會……記念撮影

自午後一時大沼視察

午後四時五十一分大沼發午後六時四分歸函

第三日

七月十八日

(水曜)

自午前九時半至午前十一時半議事

自午前十一時半至午後三時水源視察(晝食水源地)

自午後七時於湯川福井家市長招宴

第四日

七月十九日

(木曜)

自午前九時半至正午議事

自午後一時至午後三時講演

自午後三時至午後六時市内視察

第五日

七月二十日

(金曜)

自午前九時半至午後十一時議事……終了

第六日

午後十一時二十五分函館驛發小樽へ向ふ
七月二十一日 (土曜)

第七日

午前九時八分小樽着
小樽及札幌水道隨意視察
午後七時三十五分札幌發
七月二十二日 (日曜)
午前六時二十分函館驛着
隨意解散

第二十五回上水協議會議席表

議席番號	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七
所	東京	東京	東京	東京	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	神戶	神戶	神戶	神戶	神戶	神戶	神戶	神戶
職名	工事課長技師	上水協議會主事	上水協議會書記員	東京市水務課長技師	給水部長技師	水道部長技師	給水課長技師	給水課長技師	給水課長技師	大阪市立衛生試驗所技師	助水道課長技師	水道課長技師	技師	技師	技師	水道局長技師	水道局長技師
氏名	小堀野	大木	佐々木	原田	相澤	島崎	土井	谷本	瀧川	藤原	杉野	關源	森長	森傳	西川	松前	重七
氏名	基内	仁作	與金	孝彌	清一	雄	繁	郎	太郎	弘	廣	潔					

一八六番 一八五番 一八四番 一八三番 一八二番 一八一番 一八〇番 一七九番 一七八番 一七七番 一七六番 一七五番 一七四番 一七三番 一七二番 一七一番 一七〇番 一六九番 一六八番 一六七番 一六六番 一六五番

同 同 大 豐 同 金 同 同 豐 同 川 同 五 大 同 前 長 同 荒 高 同
同 邱 原 澤 橋 崎 ヶ 津 橋 岡 荒 高
府 町 市 市 市 町 市 市 市 玉 水 道 町 村 組 合 砂 町

慶 水 內 技 技 水 書 技 市 庶 技 技 町 水 市 技 主 助 給
尚 道 務 技 道 事 務 師 務 課 務 課 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道
北 係 係 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務 務
道 主 主 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課
技 任 任 長 手 師 役 記 長 長 事 手 手 長 長 長 師 事 役 長
手 任 長 手 師 役 記 長 長 事 手 手 長 長 長 師 事 役 長

西 木 佐 宮 石 中 三 長 田 栗 佐 片 平 缺 岡 竹 高 山 川 山 缺 小
三 村 藤 崎 井 川 上 崎 部 谷 々 岡 山 崎 內 橋 根 井 田 泉
次 德 一 太 勝 敏 勝 三 次 由 二 三 勝 太 槌 鶴 佐
郎 進 重 覺 夫 郎 江 音 藏 男 郎 松 郎 郎 藏 郎 藏 吉 人 慶

一六四番 一六三番 一六二番 一六一番 一六〇番 一五九番 一五八番 一五七番 一五六番 一五五番 一五四番 一五三番 一五二番 一五一番 一五〇番 一四九番 一四八番 一四七番 一四六番 一四五番 一四四番

目 同 米 同 濱 同 久 宇 丸 同 飯 同 八 字 同 津 西 京 沼 同 江
黑 子 松 留 都 龜 塚 王 和 宮 城 田 戶 川 上 水 町 村 組 合
町 市 市 市 市 市 町 市 市 市 市 府 町 町 合

町 水 總 市 庶 水 水 書 水 町 技 水 工 市 水 技 技 管
道 道 務 務 務 務 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道
部 部 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課
長
技 師 長
師
長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長

土 金 缺 山 渡 土 田 澁 三 青 猪 中 缺 前 池 須 佐 缺 矢 竹 大
生 澤 田 邊 岐 村 谷 七 山 野 島 川 田 々 野 村 島
文 力 芳 素 正 和 太 廣 鹿 一 右 三 木 治 三 秀 享
之 太 雄 夫 一 六 吉 吉 士 次 郎 市 郎 榮 榮 郎 吉 三
助 郎

一八七番	同	福島縣若松市	助	菊	一六
一八八番	同	發田町	役	地	
一八九番	新	田町		道	
一九〇番	同	分市		義	
一九一番	大	津市		重	
一九二番	同	市		行	
一九三番	中	津町		利	
一九四番	函	山		二	
一九五番	同	市		定	
一九七番	同	市		敬	
一九八番	同	市		守	
一九九番	同	市		重	
二〇〇番	同	市		國	
二〇一番	同	市		一	
二〇二番	同	市		清	
二〇三番	同	市		敬	
二〇四番	同	市		守	
二〇五番	同	市		二	
二〇六番	同	市		利	
二〇七番	同	市		行	

來賓

京都帝國大學教授	大井清一	內務屬	小島敬三
同	川村多實二	內務省土木局土木技手	高橋正久
北海道帝國大學教授	倉塚良夫	北海道廳土木部長	中山恒三
京城帝國大學教授	推葉芳彌	同 土木部道路課長	橋本清吉
陸軍教官	小泉親彦	同 屬	武田信秀
陸軍技師	柳井平八	同 警察部衛生課長	木村真之助
海軍技師	久保田正雄	同 巡查部長	橋川信夫
內務省衛生局保健課長	伊藤武彦		

主要決議事項

(一)第二十六回(昭和四年度)上水協議會主催地は臺灣總督府に第二十七回(昭和五年度)主催豫定地は東京市に決定せり

提出問題及議事大要

(一) 理事提出事項

提案及報告事項	議事大要	速記録頁
一、昭和二年度上水協議會歲入出決算 <small>(別紙附屬書類一参照)</small>	議決	一九
二、昭和三年度上水協議會歲入出追加豫算 <small>(別紙附屬書類二参照)</small>	議決	二三
三、自昭和三年度至昭和四年度制水弁及排氣弁調査費更正繼續年期及支出方法 <small>(別紙附屬書類三参照)</small>	議決	二五
四、昭和四年度上水協議會歲出豫算 <small>(別紙附屬書類四参照)</small>	議決	二七
五、給水工用材料トシテ鉛管マンネスマン鋼鐵管亞鉛引瓦斯管眞輪管四種の調査に關する件	報告濟	一八三
六、水量メーター檢定實施に關する對策委員會經過報告	報告濟	一八九
七、上水協議會協定水道用鑄鐵管規格中改正の件 <small>(別紙附屬書類五参照)</small>	議決	四三

(一) 昭和二年度上水協議會歲入出決算 (七月十六日議決)

歲入
 一金壹萬七千六百參拾七圓七錢
 一金壹萬貳千六百九拾九圓九拾錢
 一金貳千貳百四拾參圓八拾六錢
 合計金壹萬四千九百四拾參圓七拾六錢
 歲入出差引
 殘金貳千六百九拾參圓參拾壹錢
 歲入 決算 高
 經常部 決算 高
 臨時部 決算 高
 昭和二年度剩餘金

昭和二年度上水協議會歲入出決算

歲入

(△印ハ不足ヲ示ス)

科目	豫算額	決算額	超過又ハ不足	附記		摘要
				種目	種別及單位金額	
一 上水協議會費收入	二、七五〇、〇〇〇	一、五、三六三、九五〇	△一、六〇九、九五〇	第二十三回上水協議會議決		
一 會費收入	二、三六〇、〇〇〇	一、四七三、九一〇	△一、六〇九、九五〇	一 會費收入		
	三、三九〇、〇〇〇	三、七四三、九一〇				

金貳千五百五拾圓
 金貳千五百五拾圓
 金參千參百參拾參圓
 金參千七百貳拾四圓

昭和三年度既定支出額
 同 年度更正支出額
 昭和三年度既定支出額
 同 年度更正支出額

二六

說明

本調査費中昭和四年度ニ計上シタル調査額未說明囑託員ノ旅費ハ同年度ノ會議ヲ内地ニテ開催セラル、モノトシ豫計シタル處臺灣ニ決定シタルヲ以テ費額更正ノ必要ヲ認め本案ヲ提出ス

自昭和三年度至昭和四年度制水弁及排氣弁調査費更正支出計算表

科 款	項 目	區 分		附 記
		昭 和 三 年 度	昭 和 四 年 度	
一 制水弁及排氣弁調査費	一 事 務 費	既定支出額	二、五五〇 _円	三、三三三 _円
		更正支出額	二、五五〇	
		既定支出額	五〇	八三三
		更正支出額	五〇	一、二二四
	二 調 査 費	既定支出額	二、五〇〇	二、五〇〇
		更正支出額	二、五〇〇	五、〇〇〇
		計		五、八八三 _円

自昭和三年度至昭和四年度制水弁及排氣弁調査費更正支出計算表說明

科 款	項 目	支 出 額		種 別 及 箇 數	單 位 金 額
		昭 和 三 年 度	昭 和 四 年 度		
一 制水弁及排氣弁調査費	一 事 務 費	六、二七四 _円	一、二七四	一 印 刷	四〇〇
				二 旅 費	七七四
				三 雜 費	一〇〇
	二 調 査 費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一 依託調査費	

昭和三年六月三十日提出

上水協議會理事 東京市長 市 來 乙 彦

(四) 昭和四年度上水協議會歳入出豫算 (七月十六日議決)

一金貳萬壹千壹百五拾參圓
 歲 入

歲 入 豫 算 總 額

二七

一金貳萬壹千壹百五拾參圓
差引殘金ナシ

昭和四年度上水協議會歲入出豫算

歲出 豫算 總額 二八

豫算	科目	項目	豫算額		附記
			種目金額	附說	
一 上水協議會 費收入	一 會費收入	一 會費收入	一八、六七九		
		二 利子收入	六〇〇		
二 繰入金	一 積立金繰入	一 積立金繰入	一、四〇〇		
		二 繰入金	一、四〇〇		
三 雜收入	一 印刷物實費 配付收入	一 印刷物實費 配付收入	四七四		
		二 雜收入	四七四		
歲入合計			二一、一五三		

歲出 豫算 總額 二八

豫算	科目	項目	豫算額		附記
			種目金額	附說	
一 上水協議會 費	一 事務費	一 給料	二、八八〇		書記員給 三人 月給平均 八〇
		二 雜給	二、八九〇		筆生 一人 二圓五〇 手當 一、五二三 旅費並舟車馬 八一九
二 會議費	二 會議費	三 需用費	五、六五五		備品消耗品 二〇〇 通信及郵送費 三〇〇 印刷 五、一五五
		四 雜費	三〇〇		
		一 諸費	一、四四〇		
		二 消耗品	一五〇		
		三 印刷	四〇〇		
		四 諸手當	五〇〇		
		五 速記料	九一四		
		二 會議費	三、六〇四		
豫算合計			一六、〇二九		

豫算科目	昭和三年度		昭和四年度		三年度ニ比シ増減(△)	説明
	款	項	款	項		
一、上水協議會費	一四、四二三		一六、〇二九		一、六〇六	
一、事務費	一〇、六五八		一一、七二五		一、〇六七	本項ノ増加ハ通信郵送費、印刷費、旅費及雜費ノ増額ヲ見込ミタルニ由ル
二、會議費	三、三六五		三、六〇四		二三九	本項ノ増加ハ速記料ノ増額ヲ見込ミタルニ由ル
三、豫備費	四〇〇		七〇〇		三〇〇	
經常費計	一四、四二三		一六、〇二九		一、六〇六	

(臨時部)

豫算科目	昭和三年度		昭和四年度		三年度ニ比シ増減(△)	説明
	款	項	款	項		
一、事務費			一、四〇〇		一、四〇〇	
一、臨時調辨費			一、四〇〇		一、四〇〇	
二、制水弁及排氣弁調査費		二、五五〇	三、七二四		一、一七四	
一、事務費		五〇	一、二二四		一、一七四	本項ノ増加ハ年割額ヲ計上シタルニ由ル
二、調査費		二、五〇〇	二、五〇〇		〇	

臨時部計	他印刷費	(協定諸規格其)
四、一〇〇	一、五五〇	〇
五、一二四	〇	一、五五〇
一、〇二四		
二、六三〇		
歳出合計	一八、五二三	二一、一五三

昭和三年度加盟各所負擔額對照表

級別	昭和三年度	昭和四年度	三年度ニ比シ増減(△)	備考
一級(經營中) (計畫又ハ工事中)	三六一・九四〇	三七五・五五〇	一三・六一〇	
二級				
三級				
四級	二七七・九五〇	二八八・一三〇	一〇・一八〇	
五級	二四九・九六〇	二五八・九八〇	九・〇二〇	内二箇所ハ二五八圓九九トス
六級	一六五・九七〇	一七一・五六〇	五・五九〇	
七級	二二一・九六〇	二二九・八四〇	七・八八〇	
七級	一九三・九七〇	二〇〇・七二〇	六・七三〇	
七級	一三七・九八〇	一四二・四二〇	四・四四〇	

大邱府	釜山府	平壤府	鎮南府	元山府	新義州府	統營面	臺灣總督府	關東廳	豐原町	大泊町	荒玉水道町村組合	江戶川上水町村組合	南滿洲鐵道株式會社	玉川水道株式會社	日本電力株式會社	湘南水道株式會社	計百十一箇所
一九、二二二	二四、八七八	二八、七八九	七、一四六	八、八〇四	五、八二七	三、九七〇		四、七九四	四、六七四	一四八、〇七一	一四二、九九九	一〇七、二七三	一二〇	五、五七二			
八八	八八	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四
三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二	八七四二
一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二
五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇	五六〇

松山市	宇和島市	高知市	福岡市	久留米市	門司市	小倉市	若松市	大牟田市	飯塚市	大分市	別府市	中津市	佐賀市	熊本市	鹿兒島市	那霸市	朝鮮總督府	京城府	仁川府	群山市
二〇、一二四	八、七一三	二〇、九〇五	二八、三〇八	一五、五九三	二〇、六二四	一五、六七四	一、〇三二	一四、〇一三	七、二九二	一〇、二六三	八、四五〇	四、八二〇	七、九九九	二七、八一三	二五、三九九	一五、九四四	七〇、二八八	一二、五七九	五、四七五	
八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四
一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九
四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七	四三七
一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二
八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇

上水協議會財產目錄

一、準備積立金

一金九千八拾壹圓貳錢

二、備品

(昭和二年度末現在)

品名	數量	價格	摘要
手提金庫	一個	一二六〇〇	
謄寫版	二組	七八〇〇〇	
書籍戶棚	三組	二二五〇〇〇	
印箱	一個	三二〇〇	
肉池(朱肉共)	一個	三四五〇	
日附印	一組	一三八〇〇	

三、消耗品

木	印	理事印外	一個	九五五〇	
ゴ	ム	印	一個	四五〇	
コ	ム	分割器	一個	四二〇〇	
分	割	器	一個	二〇〇〇	
三	角	定規	一組	一七〇〇	
ホ	ツ	チキス(自動紙綴器)	一個	一九三〇〇	
珈	琲	茶碗(ニツケル 盆皿匙付)	三組	一五六〇〇	
簿	記	帳	二冊	六八〇〇	
計	算	器(アリスモス)	一臺	六〇〇〇〇	
計				九九五六五〇	

品名	數量	價格	摘要
上水道統計及報告第一號	二八部	二八〇〇〇	
同 第二號	三五部	一〇五〇〇〇	

同	第三號	七部	六八六〇
同	第四條	四二部	一三一八八〇
同	第五號	四三部	九八九〇〇
同	第六號	三五部	一二三二〇〇
同	第七號	二二部	八八〇〇〇
同	第八號	四十部	一九六〇〇〇
同	第九號	二六部	九三六〇〇
同	第十號	三三部	一四五二〇〇
同	第十一號	一〇部	三九五〇〇
同	第十二號	五五〇部	二、二八二五〇〇
第十九回上水協議會議事錄	一五部	四五〇〇〇	
第二十回上水協議會議事錄	五一部	一一四七五〇	
第二十一回上水協議會議事錄	八二部	一四三五〇〇	
第二十二回上水協議會議事錄	九七部	一七四六〇〇	

第二十三回上水協議會議事錄	六五枚	一五一四五〇	
協定水道用鑄鐵管規格書	二〇三枚	四九七三五〇	
水道用鐵管接手耐震試驗報告書	三九九枚	五一八七〇〇	
水道用鉛管及翼車式量水器ニ關スル規格書	三一〇枚	四九六〇〇	
郵便はがき	一〇二枚	一五三〇	
郵便切手	七八枚	七八〇	
同	一七四枚	三四八〇	
同	二六六枚	七九八〇	
同	一九四枚	九七〇〇	
同	三九枚	三九〇〇	
同	四五枚	一一二五〇	
同	二二枚	一五一〇	
市街電車回数乗車券	二二枚	一五一〇	
計		五、〇七三七二〇	

五、上水協議會協定水道用鑄鐵管規格中改正ノ件
 本件提出ノ際配付シタル改正議案附屬書類ハ紙面ノ都合上記載省略ス

(二) 第二十五回上水協議會提出問題及議事大要

(一) 新 問 題

問	題	議 事 大 要	速 記 錄 頁
(一) 鉛管破裂に基因し多數の漏水を認め使用料を割引せんとする場合如何なる方法を適當と認むるや	提出者 秋田市	書面を以て回答することとし 議了	二二七
(二) 共同給水料の滞納者に對し適當なる處分方法承りし鍵鑑札を取上ぐるの可否	提出者 秋田市	書面を以て回答することとし 議了	二二〇
(三) 寒國に於て水流便所へ水道水を使用する場合衛生其他の見地より如何なる方法を適當とするや(タシクに水道を装置し更に便所に引用するは寒國に適せず)	提出者 秋田市	一一一問と一括議了	二八四
(四) 上水協議會に於て統計表を大都市を除く外水道表程度に簡略を希望す各市の御意見承りたし	提出者 秋田市	一四四問と一括議了	二二四
(五) 既設給水設備に對する量水器据付の場合鉛管補足費は使用者の負擔とせらるゝや各市の實況承りたし	提出者 宇都宮市	撤回	二二九

(六) 市外給水の場合に於て公共團體又は一個人に對し特別なる條件を附しある事例あらば承りたし	提出者 宇都宮市	書面を以て回答することとし 議了	二二九
(七) 既設給水設備に量水器据付の場合一組所要人員(職夫何人、人夫何人)及一組一日の据付能率承りたし	提出者 宇都宮市	撤回	二八六
(八) 耐寒式淺野給水栓柱を使用せられたる都市あらば其成績承りたし	提出者 宇都宮市	撤回	二八六
(九) 量水器購入に際し保険を附せしめたる實例あらば承りたし	提出者 宇都宮市	撤回	二三二
(一〇) 既設量水器の故障調査は自發的に据付後何年より執行せらるや若し執行したりとせば承りたし	提出者 宇都宮市	議了	二八六
(一一) 計量共用栓使用者にして前點檢より次回點檢迄の間、於て甲栓より乙栓へ轉住したる場合の料金徴收方法に對し、一枚の領收證に依り總代人をして於ては一栓に對し一枚の領收證に依り總代人をして取纏めしめ集金しつゝあり	提出者 塚町	書面を以て回答することとし 議了	二三二
(一二) 水道營造物財産臺帳作成に當り参考に資し度各地の整理方法及臺帳様式承りたし	提出者 豊原町	書面を以て回答することとし 議了	二三三
(一三) 共用栓移動頻繁之か調査に苦しむ各地の調査方		書面を以て回答することとし	

法承りたし	提出者 豊原町	て議了	二三四
(一四)給水申込勧誘に有効なる方法承りたし	提出者 豊原町	一七、四六、七三問と一括審議 書面を以て回答すること、し て議了	二三四
(一五)水道備人中職工常時勤務の場合時間外勤務賃金支給せし處あらば其の支給率及方法等承りたし	提出者 豊原町	書面を以て回答すること、し て議了	二三六
(一六)源水に石膏溶解流入の場合濾過作用及水質に及ぼす影響承りたし	提出者 福島縣若松市	議了	二八七 三五九
(一七)給水開始に當り水道普及獎勵上特に市費を以て其の工費を補助せられし都市ありや若しありとせば其方法程度承りたし	提出者 福島縣若松市	一四、四六、七三問と一括審議 書面を以て回答すること、し て議了	二三四
(一八)市内給水中の「クローラ」含有量が源水及配水井中の「クローラ」含有量よりも減少する傾向なきや各地の状況並其の理由承りたし	提出者 下關市	議了	三五九
(一九)「カメレオン」消費量測定法中加熱時間改變の可否	提出者 下關市	改變の必要なしと認め議了	三六一
(二〇)元放任制又は放任計量併用制にして中途計量制に改正せられたる各地に於ける改正前年度の給水使用料収入年額に對する改正後各年度の収入歩合	提出者 下關市	二一、二二問と一括審議 書面を以て回答すること、し て議了	二三七

を承りたし	提出者 岡山市	二〇、二二問と一括審議 書面を以て回答すること、し て議了	二三七
(二一)計量給水の使用量査定に關し左記事項承りたし (イ)量水器の點檢か其月の末日に非ざる場合即ち一ヶ月を超過するときは又は數日間翌月に亘りて一ヶ月分迄なるや若くは日割計算を以て増減し一ヶ月分を査定せらるゝや (ロ)前項一ヶ月の日數は曆日に依らるゝや一ヶ月を三十日と看做して計算せらるゝや	提出者 岡山市	二〇、二二問と一括審議 書面を以て回答すること、し て議了	二三七
(二二)道路擴張の爲め各戸引込の給水装置中鐵鉛管の一部分が公道下になりたる場合此の部分に對する所有權處分方法に關し各地の取扱振を承りたし	提出者 岡山市	二〇、二二問と一括審議 書面を以て回答すること、し て議了	二三七
(二三)流末装置の方法並種類及各地に於ける取締の範圍を承りたし	提出者 新發田町	書面を以て回答すること、し て議了	二三八
(二四)炊事用として給水の便宜上一戸に二個以上の量水器を設置したる場合に於ける水道使用料を徴收する場合は一個の量水器と看做し料金を算出するか又は量水器各個に付各基本料金を算出するか各地の取扱方法を承りたし	提出者 新發田町	書面を以て回答すること、し て議了	二三八
(二五)既に認可を得て水道を布設したる後更に給水區域を擴張せんとする場合は如何なるもの調査添屬せしむべきやに付水道條例並關係法規に明記しあらざ	提出者 新發田町	三三、四八、四九、五五、六三、 七二、八三、一〇四、一二二、 一三七	四七

<p>(三〇) 地下歸線を軌條に需めたる電車線路を布設する 都市に於いて如何なる對策を講じ居らるべきや又又點 及平行線部分の鐵管保護工事の方法を承りたりし</p>	<p>一〇六間と一括議了</p>	<p>二九一</p>
<p>(三一) 電氣を原動力とする唧筒式採用の場合全く電壓 を異にする電力を得たる水道にして周波數及電壓 等統一を缺きたる場合の制裁方法あらば承りたりし</p>	<p>書面を以て回答することとし 議了</p>	<p>二七五</p>
<p>(三二) トキワ鉛管使用の都市あらば其の成績承りたりし 提出者 大分市</p>	<p>一〇五、一一一、一二五間と一 括議了</p>	<p>二九六</p>
<p>(三三) 大正十五年十一月上水協議會建議實行委員に依 り建議せる「の貫徹促進を望む」 理由 本問題は大正四年二月十一回上水協議會の決議 により建議せられたるは遺憾とするに努力し我米市も今 目的を達せしめずば遺憾とするに努力し我米市も今 道源取水の時は日野川を集水し揚上りて設 備なり取水の時は日野川を集水し揚上りて設 既設取水路を改修し日野川を集水し揚上りて設 取水堰取水路を改修し日野川を集水し揚上りて設 水道の一大脅威として其善後策を講じつゝあり</p>	<p>二五、四八、四九、五五、六三、 七二、八三、一〇四、一一一、 一三、二八、一〇八、一三〇、 一五、二一、二八、三三、 從來の建議實行委員にて再連 議することには議決委員東京、 京都、大阪、横濱、神戸、名古屋、 佐世保、長野、長崎、濱松、鳥取 市</p>	<p>二五三 二六五</p>

<p>(二六) 給水工事に亞鉛鍍瓦斯管を使用せられたる處あ れば其強度(腐蝕)使用出來る迄になりし)年數 承りたりし 提出者 新發田町</p>	<p>撤回</p>	<p>二八八</p>
<p>(二七) 池の周壁を鐵筋「コンクリート」とせし場合「コ ンクリート」の配合及鐵筋等内外壓力に堪へ得べ き計算をなしたるものに對し「エキスパンション」 「デョイント」の必要ありや 提出者 新發田町</p>	<p>撤回</p>	<p>二八八</p>
<p>(二八) 伏流水を源水としたる水道にして源水中に硅藻 發生の場合が除去方法承りたりし 清濁 無透 明 驗成績 色味 無 過マンガン 酸カリウム 檢出せず 臭味 無 アルカリ性 蒸發殘渣 一九一・五八五 硫化物 微量 硬度 一九一・九〇八 亜硝酸 檢出せず 細菌聚落數</p>	<p>議了</p>	<p>三六三</p>
<p>(二九) 浮棧橋設置の場合之が給水設備に對し其模様承 りたりし 提出者 大分市</p>	<p>議了</p>	<p>二八八</p>

に於ては既設水道經營者に對し其施設せんとする
工事方法を明示し其の承認を得せしむべく既成水
道保護上必要な法令制定實現の促進を期する爲
既建議書理由中に本趣旨を明記し再建議を要求す
提出者 米子市

(三四)十三耗量水器の最大指示量を百立方米突に改め
何たるものを各市統一使用することに協定しては如
提出者 松江市

(三五)上水道の新設擴張に際し貯水池下流の耕地所有
者、製紙業者、水車業者等に對し補償金を支出せら
れたる事例あらば其補償事由並補償の方法、條件、
金額等承りたし
提出者 松江市

(三六)水道使用料に付納金組合を組織し若くは六ヶ月
乃至一年前納の制度を設け奨励金を交付するの
方法を探られつゝある事例なきや若しありとせば
其制度及金額、成績等承りたし
提出者 松江市

(三七)少額なる修繕費を各人より徴収する簡便なる方
法なきや又少額修繕費なる修繕にして其費用を市に
於て支辨せられつゝあるものあらば其程度承りた
し
提出者 松江市

(三八)量水器點檢に際し點檢者に人夫を附せられつゝ
ありや又點檢者一人一日の平均點檢個數承りたし
提出者 松江市

(三九)給水料又は給水工事費滞納の爲め停水處分を行
ふも猶納入せざる場合に於ける處理方承りたり
提出者 丸龜市

(四〇)配水池を自然地盤上に設置せんとす此種水道設
備を爲したる都市あらば左の事項承りたし
(イ)池底及周壁を定むるに當り考慮に加へたる耐震
強度と其實績
(ロ)自然盤上満水面迄の高及水深並其長幅
(ハ)寒暑の影響を防ぐ設備の大要
(ニ)特に考慮を要すと認められたる事項
提出者 平町

(四一)送水管線路中將來擴張を見越海底又は工事困
難なる區間のみを數時の大口經管を敷設し居らる
向あらば其送水能力の實際成績承りたし
提出者 統營面

(四二)淨水池防水用として「ゲエンス氏モルタル」を
施すの可否とせば其の位置は主壁の内外何れを
適當とするや
提出者 仁川府

(四三)源水消毒用として「クロールカルキ」を使用する
場合其混合割合並効果に付承りたし
一當水道に於て最近五十万分の一に混入したる處
濾過池内(未濾過水)の魚類悉く死に至れり
提出者 仁川府

(四四)水道事業用電力「キロワット」時並に最低責任
使用料金幾何及最低責任使用量算定の基礎に付承
りたし

議了	議了	撤回	撤回	撤回	議了
二四五	三四六	三〇一	三〇一	三〇一	二四三

に於ては既設水道經營者に對し其施設せんとする
工事方法を明示し其の承認を得せしむべく既成水
道保護上必要な法令制定實現の促進を期する爲
既建議書理由中に本趣旨を明記し再建議を要求す
提出者 米子市

(三四)十三耗量水器の最大指示量を百立方米突に改め
何たるものを各市統一使用することに協定しては如
提出者 松江市

(三五)上水道の新設擴張に際し貯水池下流の耕地所有
者、製紙業者、水車業者等に對し補償金を支出せら
れたる事例あらば其補償事由並補償の方法、條件、
金額等承りたし
提出者 松江市

(三六)水道使用料に付納金組合を組織し若くは六ヶ月
乃至一年前納の制度を設け奨励金を交付するの
方法を探られつゝある事例なきや若しありとせば
其制度及金額、成績等承りたし
提出者 松江市

(三七)少額なる修繕費を各人より徴収する簡便なる方
法なきや又少額修繕費なる修繕にして其費用を市に
於て支辨せられつゝあるものあらば其程度承りた
し
提出者 松江市

(三八)量水器點檢に際し點檢者に人夫を附せられつゝ
ありや又點檢者一人一日の平均點檢個數承りたし
提出者 松江市

(三九)給水料又は給水工事費滞納の爲め停水處分を行
ふも猶納入せざる場合に於ける處理方承りたり
提出者 丸龜市

(四〇)配水池を自然地盤上に設置せんとす此種水道設
備を爲したる都市あらば左の事項承りたし
(イ)池底及周壁を定むるに當り考慮に加へたる耐震
強度と其實績
(ロ)自然盤上満水面迄の高及水深並其長幅
(ハ)寒暑の影響を防ぐ設備の大要
(ニ)特に考慮を要すと認められたる事項
提出者 平町

(四一)送水管線路中將來擴張を見越海底又は工事困
難なる區間のみを數時の大口經管を敷設し居らる
向あらば其送水能力の實際成績承りたし
提出者 統營面

(四二)淨水池防水用として「ゲエンス氏モルタル」を
施すの可否とせば其の位置は主壁の内外何れを
適當とするや
提出者 仁川府

(四三)源水消毒用として「クロールカルキ」を使用する
場合其混合割合並効果に付承りたし
一當水道に於て最近五十万分の一に混入したる處
濾過池内(未濾過水)の魚類悉く死に至れり
提出者 仁川府

(四四)水道事業用電力「キロワット」時並に最低責任
使用料金幾何及最低責任使用量算定の基礎に付承
りたし

議了	議了	撤回	撤回	撤回	議了
二七六	二七六	二七五	二七五	三〇一	二七五

<p>れたる水道あらば其構造並使用後の成績に付承り たし</p> <p>提出者 平 壤 府</p>	<p>撤回</p>	<p>三〇一</p>
<p>(五三)地盤凍結深度最大一米三六平均〇米七二程度に於ける耐凍給平栓にして使用の都度堅管内の上水が「フロスト」に依り外部へ流出することなく且其上水を給水栓内下部一定の所へ貯へ順次給水するを得可き装置(インゼクター式装置)を有し研究の結果之が維持修繕上最良なる給水栓を使用せらるゝ所あらば其成績等に付き承りたし</p> <p>理由 當府水道に於ては公共栓を除き他は全部野式耐寒給水栓を使用し來りしが冬季に於ては附近地盤中に濕潤せる汚水の浸入を免かれず斯くては給水目的に反し衛生保健上憂慮に堪へざるを以て之が對策に付萬全を期せんとするにあり</p> <p>提出者 平 壤 府</p>	<p>撤回</p>	<p>三〇二</p>
<p>(五四)量水器盜難防禦に付適當なる方法なきや各市町の實況承りたし</p> <p>提出者 川 崎 市</p>	<p>書面を以て回答すること、し 議了</p>	<p>二七六</p>
<p>(五五)配水管布設の爲め國府縣道占用許可期限延長建議の件</p> <p>理由 大正八年四月法第五八號道路法第三十八條に依り主務大臣職權の一部を地方長官に委任せられたるに於ては府縣令を以て國府縣道及附屬物占用規程を設けられ其の占用期限を特別の理由あるものを除くの外本縣は五ヶ年(府縣に</p> <p>提出者 川 崎 市</p>	<p>書面を以て回答すること、し 議了</p>	<p>二七六 二五五 二六六</p>
<p>(五六)洗面所及手洗所様の止水栓なき水栓の停水申告を受けたる場合如何なる方法又如何なる器具にて停水封緘さるゝや各地の取扱承りたし</p> <p>提出者 高 砂 町</p>	<p>書面を以て回答すること、し 議了</p>	<p>二七六 三〇二</p>
<p>(五七)淨水送水量計算に如何なる計量器使用さるゝや又唧筒運轉時間に依り計算せらるゝ處あらば其方法承りたし</p> <p>提出者 高 砂 町</p>	<p>撤回</p>	<p>三〇二</p>
<p>(五八)緩速濾過池砂層入替及補砂工事に就て各市の實施せらるゝ方法承りたし</p> <p>提出者 高 砂 町</p>	<p>撤回</p>	<p>三〇二</p>
<p>(五九)量水器据付後或る年月を経過し故障にあらざると内部及外部の掃除を爲したるものと然らざるものと耐久力に付比較研究せられたる實例承りたし</p> <p>提出者 尾 道 市</p>	<p>撤回</p>	<p>三〇二</p>
<p>(六〇)聯合専用栓の制度を設くるとき制限戸數を決定せられたる標準如何實施後の利害に付實狀承りたし</p> <p>提出者 尾 道 市</p>	<p>議了</p>	<p>二六〇</p>
<p>(六一)火災に際し水道吏員又は水栓番人が消火器具を</p> <p>提出者 尾 道 市</p>	<p>議了</p>	<p>二六〇</p>

(六二) 給水申込者の資産状況又は家屋坪数に依り水道使用料率を區別せられたる實例あらば其の料率及實施後の利害に付承りたし 提出者 尾道市	議了	二六二
(六三) 上水道布設擴張工事費に對し從來の如く國庫補助交付方其筋へ建議の件 理由 近時仄開する處に依れば上水道布設擴張工事費に對しては今後主務省に於て之が國庫補助を交付せざる方針の趣なるも果して然らば市町村財政に及ぼす影響甚大なるを以て從來の如く引續き國庫補助交付方其筋へ建議せんとす 提出者 和歌山市	議了 二五、三三、四八、四九、五五、 二二、八三、一〇四、一二二、一 一三、一一八、一三〇、一四一、 一五八問と一括審議 從來の建議實行委員運動繼續 すること議決 委員東京市、京都市、大阪市、 横濱市、神戸市、名古屋市、佐 世保市、長野市、長崎市、濱松 市、鳥取市	二六六 二五五
(六四) 液體鹽素を濾過水中に漂白粉を源水中に使用する場合の鐵管に作用せざる極量如何 提出者 京城市府	議了	三六九
(六五) 水中游離鹽素の最精確にして且簡易なる定量法如何 提出者 京城市府	議了	三七〇
(六六) 漂白粉殺菌法を行ひ魚族の斃死せる場合は人體に害ありと認むべきか 提出者 京城市府	議了	三七二

(六七) 上水殺菌の爲紫外光線の使用に就て御高見承りたし 出出者 京城市府	議了	三七二
(六八) 水道統計表中第九の次に左記統計を追加ありたし 源水及濾過水殺菌作業 殺菌器名稱及据付數 イ、使用日數 ロ、藥品名 ハ、使用割合 ニ、藥品購入先及購入價格 ホ、藥品購入先及購入價格 ヘ、備考 提出者 京城市府	宿題として存續することに議決	三一四
(六九) 送水鐵管内部を掃除せられたる實驗あらば其方法及成績承りたし 提出者 小倉市	撤回	三〇二
(七〇) 全部計量制に於て量水器使用料徴收するの可否 提出者 小倉市	一二二問と一括審議 書面を以て回答することとし て議了	二六九
(七一) 水道擴張の期に達せし場合給水設備請求に對し之が取扱承りたし 理由 擴張期に達し未だ工事も出來上がらぬと云ふ場合は給水不足を生ずることが多々あること、思料居る此場合給水の申込を受けるも斷水することに決す此場合給水の申込を受けるも斷水することに決す此場合給水の申込を受けるも斷水することに決す 請求を拒絶することか果して如何であるか此邊の水取扱振又御經驗なしとすれば御意見を承りたいと	書面を以て回答することとし て議了	二七一

存じ提出した次第なり 提出者 小倉市	(七二) 政府に於ては昭和三年度より水道に於ける國庫補助を斷然打ち切りとするやに聞く之が對策如何 提出者 小倉市	二五、三三、四八、四九、五五、 六三、八三、一〇四、一二一、 一三、一八、一三〇、一四一、 一五八問と一括審議 從來の建議實行委員運動を繼 續することに議決 委員東京市、京都市、大阪市、 横濱市、神戸市、名古屋市、佐 世保市、長野市、長崎市、濱松 市、鳥取市	二五六 二五五
(七三) 給水普及の手段として或る期間を指定し其期間内に給水工事の申込ある者に對しては之が獎勵の由る普及成績承認したし 提出者 鎮南浦府	一四、一七、四六問と一括議了		二三五
(七四) 計量給水制にして量水器の異状又は給水用具に破損を來したる場合に於て其消費量は水道經營者の認定に依るの外なるべし此の場合最も合理的認定方法承認したし 提出者 鎮南浦府	書面を以て回答すること、し 議了		二七一
(七五) 寒氣の爲消火栓の鐵蓋凍結し防火の急に臨み之急が蓋に多少の時間を要することあり此の場合應りたし 提出者 鎮南浦府	撤回		三〇二

(七六) 鹽素消毒の場合鹽素の用量を決定すべき細菌學的試驗方法を協定するの必要なきや 提出者 鎮南浦府	協定不可能と認め議了		三七三
(七七) 道路上に埋設せる給水管を地下電線瓦斯管等の工作物設置の際破損せしめたる場合修繕費徵收方法に付承りたし 提出者 尼崎市	書面を以て回答すること、し 議了		二七一
(七八) 道路の擴張又は變更に依り給水用具の位置變更を要する場合に於ける工費負擔者に付實例あらば承りたし 提出者 尼崎市	書面を以て回答すること、し 議了		二七二
(七九) 一住宅区域内に武線以上本線より各別に給水栓を設置したる場合武線となすや又は支栓として取扱せらるゝや各市の取扱振承りたし 提出者 尼崎市	書面を以て回答すること、し 議了		二七二
(八〇) 放任給水の場合一定の場所に貯水槽を作り夫れより各所へ配水使用するものに對し支栓として處置せらるゝや各市の實況承りたし 提出者 尼崎市	書面を以て回答すること、し 議了		二七二
(八一) 栓種變更を命じたるもの工事費を納付せざる場合に於ける處置に付各市の取扱振承りたし 提出者 尼崎市	書面を以て回答すること、し 議了		二七二
(八二) 給水廢止届出の場合其所有地域内は所有者自身に於て撤去方申出たる場合又は將來該線を使用する意志ある爲所有地内のみ其儘存置方申出たる場合各地の取扱振承りたし 提出者 尼崎市	書面を以て回答すること、し 議了		二七二

<p>(八三) 上水道施設補助金當分中止せらるゝやに傳 開す果して然らば其對策を講ずるの必要なきや 理由 府政の都合上昭和三年度より當分の間該年度以 降申請したる上水道の新設及擴張工事に對しては 府庫補助金の交付を見合せらるゝやに傳聞すは 國庫補助金の交付を蒙る市町村に於ける上水道計 ては財政豊かなる市町村に於ける上水道計 に對し大なる打撃を蒙るものと認めらるゝを以て 本協議會に於て何等かの對策を講ずるの必要あり として本案を提出す</p> <p>提出者 福岡市</p>	<p>二五、三三、四八、四九、五五、 六三、七二、一〇四、一一二、 一一三、一一八、一三〇、一四 一、一五八問と一括審議 從來の建議實行委員運動を繼 續することに議決 委員東京市、京都市、大阪市、 横濱市、神戸市、名古屋市、佐 世保市、長野市、長崎市、濱松 市、鳥取市</p>	<p>二五五 二六六</p>
<p>(八四) 通水管内排氣方法及構造に就て新しき試を施行せられ たる處あらば其方法及構造に就て承りたし 理由 吾邦各都市水道に於て使用し來れり排氣管は往々 吾邦各都市水道に於て使用し來れり排氣管は往々 に於て自動的排氣をなし能はざるものあり従つて 高低多き通配水管の排氣上大なる不便を感ずる都 合多し依つて之が研究並新式の設備をなしたる都 市の状況を知らんとするものなり</p> <p>提出者 福岡市</p>	<p>本會よりの依頼により工學會 に於て制水弁及排氣管の規格 調査に付右調査の型以外排氣管 に於ては從來の型以外排氣管 に於て適當なるもの考慮せられ たき旨理事より工學會へ依頼 することに議決</p>	<p>三〇二</p>
<p>(八五) 量水器に於て使用水量を數字にて表示するもの を使用せらるゝ向あらば其型式及成績に付承りた し</p> <p>提出者 津市</p>	<p>次回迄研究問題として存續す ることに議決</p>	<p>三〇四</p>
<p>(八六) 水源貯水池に發生せる魚類を區域を設けて捕獲 を許可せられたる所ありや若しありとせば其状況 並利害得失承りたし</p> <p>提出者 神戸市</p>	<p>書面を以て回答することゝし 議了</p>	<p>二七二</p>

<p>(八七) 水源貯水池の上流に養魚をなす爲め貯水池と上 流との間に設けられたる堰堤に魚梯附設を許可せ られたる所ありや若しありとせば其状況並利害得 失承りたし</p> <p>提出者 神戸市</p>	<p>書面を以て回答することゝし 議了</p>	<p>二七二</p>
<p>(八八) 左の場合に於ける濾過池の維持日數實驗せられ たる所あらば承りたし 一、濁源水に硫酸礬土を混入し沈澱せしめたる 濾過速度 十五尺なる場合 同 十六尺なる場合 二、微濁水 十五尺なる場合 同 十六尺なる場合</p> <p>提出者 神戸市</p>	<p>議了</p>	<p>三〇九 三七三</p>
<p>(八九) 源水の濁度に應じ混入すべき硫酸礬土の割合並 ば其割合及装置の模様承りたし</p> <p>提出者 神戸市</p>	<p>議了</p>	<p>三七五</p>
<p>(九〇) 制水弁開閉の回轉數(開閉の尺度)を示す簡易な る目盛板の装置並何時以上の制水弁に取付けらる ゝや各市の状況承りたし</p> <p>提出者 神戸市</p>	<p>議了</p>	<p>三一五</p>
<p>(九一) 全計量給水制に於ける最低使用水量及同使用料 金を決定したる方法並其の基礎の概要を承りたし</p> <p>提出者 徳島市</p>	<p>書面を以て回答することゝし 議了</p>	<p>二七三</p>
<p>(九二) 硫酸礬土源液溶解槽の耐酸設備に就き良法承り</p>	<p>議了</p>	<p>三七七</p>

たし	提出者 關 東 廳			三三四
(九三)天然の地形を利用し築造したる水源貯水池の水を永く使用せざる場合水質に及ぼす影響に付經驗せられたる所あらば承りたし	提出者 關 東 廳	議了		三八五
(九四)急速及緩速濾過地の砂層並砂利層全部更新に至る迄の期間に付經驗せられしものあらば承りたし	提出者 關 東 廳	議了		三三九
(九五)緩速濾過池に於ける濾過速度調節設備の最も簡單なる方法承りたし	提出者 關 東 廳	議了		三四一
(九六)鹽素殺菌を行ふ場合細菌の復活現象を防止する目的を以て給水栓に到達する迄の接觸時間調節の方法を講ぜられたる處あらば其方法効果に付承りたし	提出者 關 東 廳	議了		三八八
(九七)水源池を養魚其他に利用しつゝある實例承りたし	提出者 關 東 廳	書面を以て回答することゝし		二七三
(九八)量水器内径二分の一乃至一時に於て成績優良なるは何式なるや實驗なりし年數とも併せ承りたし	提出者 津 市	書面を以て回答することゝし		三二〇
(九九)量水器部分修繕に當て内地品は短時にてなし得るも外國品は其の點に於て不便の如し此點に付如何取扱るゝや御經驗承りたし	提出者 津 市	議了		三二一

何取扱るゝや御經驗承りたし	提出者 津 市			二七三
(一〇〇)沈澱池を有せざる水道に於て源水強濁せる場合沈澱薬を使用するとせば其方法如何	提出者 關 東 廳	議了		三七八
(一〇一)給水請求に付一戸専用の装置を爲すべき資格要件中家賃價格を標準の一とせる場合市長は之を標準價格以上を認定したるに實際は家主に仕拂ふべき賃料が認定價格以下の場合には如何に之を處理せらるゝや取扱振り承りたし	提出者 長 崎 市	書面を以て回答することゝし		二七三
(一〇二)濾過用砂洗又は水道鐵管布設工事の全部或は一部を請負に附せられたる向あらば其成績承りたし	提出者 長 崎 市	書面を以て回答することゝし		二七三
(一〇三)送水ポンプ運轉に關し電動力と其他動力(蒸氣機關又は重油機關等)を一基のポンプに併用せらるゝ向あらば其成績承りたし	提出者 鳥 取 市	議了		三二四

(一〇四) 水道事業に對する國庫補助打切の方針なりと聞く果して事實なるや否上水協議會に於て調査し適當の方法を講究せられんことを望む
提出者 別府市

(一〇五) 吉川工學士が特許權を有するときは鉛管を實用に供したる所あらば其成績承りたし
提出者 前橋市

(一〇六) 電鐵其他漏電の虞れある營造物附近に水道鐵管を布設する場合其防禦工事に關する經驗及其影響に就き承りたし
提出者 前橋市

(一〇七) 内徑三吋以上の鐵管給水の請求に對し工事施行上既設配水管との連絡の際管内より流出する消費水量を其の需用者より徵收せらるる向ありやありとせば之が水料徵收種別承りたし
提出者 福井市

(一〇八) 専用計量給水に於て二戸以上の聯合給水を認める場合各用途別及料率の異なるものに對する給水料算定方法各地の取扱振り承りたし
提出者 福井市

(一〇九) 大腸菌試験に用ゆる酸酵管の内容を二〇〇〇とするの可否
提出者 廣島市

二五、三三、四八、四九、五五、六三、七二、八三、一〇一、一一一、一三八、一三〇、一四一、一五八問と一括審議
從來の建議實行委員運動繼續すること議決
委員東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、佐世保市、長野市、長崎市、濱松市、鳥取市

三二、一一一、一二五問と一括議了
二九六

三〇問と一括議了
二九一

書面を以て回答することとし議了
二七三

書面を以て回答することとし議了
二七四

現行法にて差支なしと認め議了
三九〇

(一一〇) 協定試験法中(七)硫酸試験の條項中「グルーアルバリウム」溶液を加へ十二時間放置したる後上清を傾斜し残留せる「硫酸バリウム」に困り其多少を定む」とある中「十二時間を削除する」或は二十四時間とするの可否
理由 硫酸バリウムの生成及沈定に要する時間は水質の異なるに從ひ各々差異あるべく從て之が判定は各所在の時間にて施行する適當と認む又十二時間と限定するときは試験開始が終了判定か何れかを夜中に燈下にて行はざるべからず實務上不便を歎に因る
提出者 廣島市

(一一一) 最近古川浩氏發明に係る「トキワ」鉛管使用の影響及耐久力等承りたし
提出者 高崎市

(一二二) 道路法第二十八條第一項の規定に依る占用の許可又は建設の關する件中左の一項追加方其の筋に建設の爲路面を占用するの必要ある場合に於ては路端に之を建設せしむる必要あり歩道の敷設を別ある個所に於ては歩道の車道側歩道の敷設せしむることを得
提出者 高崎市

二五、三三、四八、四九、五五、六三、七二、八三、一〇一、一一一、一三八、一三〇、一四一、一五八問と一括審議
宿題となすことに議決
二五六

三二、一〇五、一二五問と一括議了
二九六

現行協定法にて差支なしと認め議了
三九一

<p>(一一三)水道條例第二十一條の二の規程に依る職權委任に關する件(大正十年七月勅令第三三一條地方長官に對する委任事項) 一、設計變更の程度僅少なる場合 理由 水道工事實施に當り種々の事情又は土地の状況變化の爲に僅少なる設計變更を要する場合は位置變らず例令は配管の擴張工事に於て斯くの如きは基本更又は内部更正の如きものなり本旨に反せず又は變更なきは勿論見書等の本旨に反せず計畫の變更に過ぎざるものなるも内務大臣の認可を要し其手續繁瑣なるを以て其權限を地方官に委任せられんことを望む次第なり 提出者 山形市</p>	<p>二五、三三、四八、四九、五五、六三、七二、八三、一〇四、一一一、一八、一三〇、一四一、一五八問と一括審議</p>	<p>二六五</p>
<p>(一一四)濾過池掃除後濾過開始當時の細菌聚落數は調査せられたる多數の場合屢々あり之が原因を調査せられたる個所あれば承りたし 提出者 佐世保市</p>	<p>現行水道條例改正方當局へ建議することとし改正條例案起草を理事に附託す</p>	<p>二五七 二六六</p>
<p>(一一五)鐵管敷設後數年を経るに從て制水弁に銹狀酸化を生じ其作用を妨ぐることを屢々あり之が防止方法をなきや 提出者 佐世保市</p>	<p>撤回</p>	<p>三二七</p>
<p>(一一六)鐵道専用の橋梁に水道鐵管添架の實例ありや尙特殊の工法を施行せられしものあらば其方法等承知致したし 提出者 江戸川上水町村組合</p>	<p>議了</p>	<p>三三〇</p>
<p>(一一七)共用栓鍵、鑑札、再交付の際に於ける調査方法並之れが防止に對する方法あらば承知致したし 提出者 江戸川上水町村組合</p>	<p>書面を以て回答することとし 議了</p>	<p>二七四</p>
<p>(一一八)本會の決議を以て水道條例の改定方を其筋に稟請すること 理由 現行水道條例は明治二十三年の制定に係るものにして既に四十年を経過せる今日時代に適應せざる點尠からず曩に本會に於て部分的改正の意見を提出せしことあり旁々此際根本的に改正するを適當と認めたるに由る 提出者 江戸川上水町村組合</p>	<p>二五、三三、四八、四九、五五、六三、七二、八三、一〇四、一一一、一三、一三〇、一四一、一五八問と一括審議 水道條例改正方當局へ建議することとし改正條例案起草を理事に附託</p>	<p>二五七 二六六</p>
<p>(一一九)水量器取付け所周囲の關係上點檢に不便なるが爲位置變更の交渉をなすも之に應ぜざる場合擔の處置變更を承諾したる場合之れが費用負擔を如何に處置せらるゝや 提出者 高松市</p>	<p>書面を以て回答することとし 議了</p>	<p>二七四</p>

(一一〇)大正十四年上水協議會設定の標準鐵管「ソケット」の形狀改正の件 提出者 名古屋 古屋市	議了	三三〇
(一一一)水洗便所其他之に類する装置を給水装置の末端に直結せしめたる場合之が水質保全方法如何 提出者 名古屋 古屋市	三問と一括議了	二八四
(一一二)量水器に對する檢定手續實施せらるゝ場合に於て計量給水使用者より量水器(口徑ノ大小)使用料を收徴するの可否 提出者 名古屋 古屋市	七〇問と一括審議書面を以て回答することとし議了	二六九
(一一三)原水の濁度及色度と大腸菌並其他の細菌との關係如何 提出者 名古屋 古屋市	一定の法式にて表示すること不可能と認め議了	三九四
(一一四)水道使用料を期納制且つ前納の法に依り徴收せらるゝ各市の成績承り度し 提出者 福島 福島市	書面を以て回答することとし議了	二七四
(一一五)給水用鉛管の代用としてトキワ鉛管を試用せられたる向あらは其成績承り度し 提出者 福島 福島市	三二、一〇五、一一一問と一括議了	二九六
(一一六)都市給水量力年々激増する趨勢にあるの半面に於て配水用鑄鐵管の通水能力が摩擦の爲め年と共に著しく減退するの傾向を生じつつあるは看過し得ざる重大問題と思料す之が救済に關する方策如何 提出者 東京 東京市	工學會へ調査を依託することとし其時期及經費等に關する事項は理事一任に議決	三四三

(一二七)改正協定上水試験法細菌學的試験法中寒天平板培養を行ふ温度は攝氏三十七度培養時間二十分間となせるか此條件にて發育せる細菌落數が從來の膠質又は寒天培養基にて攝氏二十二度四十八時間培養の細菌落數と同様なる結果を得らるべきや試験法改正前後の比較成績承り如何に改むべきや 提出者 東京 東京市	宿題として存續せしむることにし議決	三九三
(一二八)大腸菌試験法に就き現行試験法より短時間に於て決定的試験を行ふ方法なきや 提出者 東京 東京市	議了	三九六
(一二九)鐵管接手に要する諸材料數量及工賃歩掛り實際報告得たし 提出者 大津 大津市	撤回	三四八
(一三〇)内務大臣より水道布設の認可を受けたるものは其の認可の日より三年以内土地收用法第十條の手續をなさざるも事業認定たるの効力を失ふことなし 右其筋へ稟申せむとす 理由 水道布設事業は其目的に於て都市計劃事業の一部にして都市計畫法第一條による主旨と一致せるのみならず水道條例第二十一條の規定は其の必要を裏書するに充分なるを以て此の際水道條例の特權附與方稟申せんとするものなり 提出者 大津 大津市	二五、三三、四八、四九、五五、六三、七二、八三、一〇四、一一二、一二三、一三八、一四一、一五八問と一括審議 水道條例改正方當局へ建議することとし改正條例案起草方を理事に附託	二五八 二六六

(一三二) 濾過砂の厚薄につき水質に及ぼす影響並其の厚の最少限度を承りたし 提出者 吳 市	議了	三九六
(一三三) 亞鉛引鐵管を使用する給水管に於て往々給水に亞鉛を含有するものあり此場合如何なる程度まで之を許容し得べきや各市の取扱承りたし 提出者 吳 市	議了	三九八
(一三三) 源水の制限受給の水道にして一時的多量の使用する場合に補充の爲め餘水を濾過池に貯水せむとする場合水位を高め且つ濾過速度を緩慢にするも支障なきや若し支障なしとせば其の最大水深及最少濾過速度を承りたし 提出者 吳 市	議了	三九九
(一三四) 離心唧筒の水頭水量が規定以外の場合に對する運轉方法並に此の場合に於ける羽根車に及ぼす影響に就ての實例あらば承りたし 提出者 大 阪 市	議了	三四八
(一三五) 緩速濾過池に於て濾過効力發現促進に就ての實験あらば承りたし 提出者 大 阪 市	議了	三五〇 四〇〇
(一三六) 微生物(ミクロオオルガニズム)の細菌數(バクテリア)に及ぼす影響に就ての實験あらば承りたし 提出者 大 阪 市	議了	四〇一
(一三七) 機械濾過設備に於ける混和池並に沈澱池内の通過時間並に其の速度の濾過率に及ぼす影響に	議了	三五二

就ての實験あらば承りたし 提出者 大 阪 市	議了	四〇一
(一三八) 硫酸礬土溶解装置に使用する各種「フイツテインク」に適當なる耐酸性金屬に關する實験あらば承りたし 提出者 大 阪 市	議了	三五二
(一三九) 火災等に際し水頭の異なる貯水池を併用せんとするに當り最も有効なる方法承りたし 提出者 沼 田 町	撤回	三五二
(一四〇) 本會加盟者にして本會議欠席の場合議案送付を望む 提出者 沼 田 町	議了	二七七
(一四一) 昭和四年度より鐵關稅の引上を行ふべく當局に於て夫れノ準備中なりと聞く果して事實なりとせば水道經營上脅威少からざるを以て事實なるものに付ては辰稅の規定を關稅定率法に定められんことを政府に建議するの件 提出者 門 司 市	二五、三三、四八、四九、五五、 六三、七二、八三、一〇四、 一一三、一二一、一三八、 一三〇、一三八問と一括審議 五八問として存續すること に議決	二五八 二六六
(一四二) 統計諸表様式中水質に關する統計表に水溫欄挿入の件 提出者 京 都 市	水溫欄を挿入方理事に交渉すること に議決	四〇七
(一四三) 上水の生物學的檢査につき各地の實況承りたし 提出者 京 都 市	議了	四〇八
(一四四) 統計報告中統計第六(其一)栓數並に戸口數計量給水の欄内に工場給水を加ふるの件		

<p>(一五三) 寒天培養基に依れば二十四時間後の取水落数は、其の割合に對し調査せられたる所あらば承りたし</p> <p>提出者 大 邱 府</p>	<p>議了</p>	<p>四〇二</p>
<p>(一五四) 水のアルカリ度測定に於て規定の方法にては「クロム、ホルム」の脱色容易ならず過剰の硫酸を加ふるも完全に脱色し得ず之れが改正の要なきや</p> <p>提出者 大 邱 府</p>	<p>改正の必要なしと認め議了</p>	<p>四〇二</p>
<p>(一五五) モール氏法に依る「クロール」定量は五MG以下の場合に於ては改正試験法(一、ccがクロールの五MGに相當するもの)が比較的正確なれども五MG以上の場合にありては却つて従前の方法(一、ccが一MGに相當するもの)が正確の數字を得らるゝ様思惟すウインクラー氏矯正表に準し矯正表制定の要なきや</p> <p>提出者 大 邱 府</p>	<p>研究問題四問と一括審議矯正表制定の必要なしと認め議了</p>	<p>四〇四</p>
<p>(一五六) 断水後通水せる場合鐵管内の空氣の爲計量器の空廻轉に對し料金の算定方法に付き各地の取扱振を承りたし</p> <p>提出者 大 邱 府</p>	<p>書面を以て回答することとし議了</p>	<p>二七五</p>
<p>(一五七) 上水協議會協定水道用鑄鐵管規格中改正の件</p> <p>説明 商工省に於て水道用鑄鐵管規格制定の爲本會協定の規格を原案として同省規格統一調査會に附議し同會第一會決議し近日中正式に決定を見大要別紙の通修正決議し</p> <p>提出者 大 邱 府</p>	<p>議了</p>	<p>二七八</p>

<p>る模様なり而して同會に於て修正せるは字句、名稱ポルト寸法及附表面の描き方體裁等の點に在りて規格中ポルトを除外は本會協定の規格となるも同一物に付形式上二様の規格を以て本會協定規格中前記の點を商工省制定の規格と同一ならしむる様之を改正せむとす</p> <p>提出者 大 邱 府</p>	<p>議了</p>	<p>二〇四</p>
<p>(一五八) 上水道起業に對する將來の補助如何</p> <p>提出者 松 山 市</p>	<p>二五、三三、四八、四九、五五、六三、七二、八三、一〇四、一一二、一二三、一三八、一三〇、一四一問と一括審議</p> <p>四一問と一括審議</p> <p>從來の建議實行委員運動繼續に議決</p> <p>委員東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋、佐世保市、長野市、長崎市、濱松市、鳥取市</p>	<p>二五八</p>
<p>(一五九) 鐵分を含有する地下水と其濾過方法如何</p> <p>提出者 松 山 市</p>	<p>議了</p>	<p>三五七</p>
<p>(一六〇) Victaulic Pipe Cuppingの應用實驗成績如何</p> <p>提出者 松 山 市</p>	<p>撤回</p>	<p>三五八</p>

二) 前回に於て委員附託となりたるもの

<p>(一) 水道用鉛管規格及翼車式量水器に關する規格調査報告(前回理事提案八) (二) 水會發第六〇九號水道鐵管接手耐震試驗調查報告(前回理事提案九)</p>	<p>一部修正し原案通議決理事報告 通承認す</p>	<p>二〇四</p>
<p>(三) 水道布設に際し線路の經過地として道路堤河川運河用悪水路等に遭遇したる場合に於て之等工物なるも市町長村經營の水道にありては水道布設認可と法令を以て認められんことを其筋へ陳情すること 理由 本件の如き手續をなすことには相當の時日を要するも水道布設の事業は或る短期間の繼續事業として施行する關係上成功期限に影響し延て諸物價の動搖を見て事業完成上に困難の場合なる趣旨を水道條例にも認めしめんとするにあり (前回問題一〇)</p>	<p>三、四、五、二、一三問は新問 題一、八問と一括調査すること 議決</p>	<p>二六五</p>
<p>(四) 水道條例第二十一條の二の規定に依る職權委任の範圍擴張に關し本協議會の決議の經其筋に陳情すること (前回問題三一)</p>	<p>三、四、五、二、一三問は新問 題一、八問と一括調査すること 議決</p>	<p>二六五</p>
<p>提出者 松江市</p>	<p>提出者 豊橋市</p>	

<p>(五) 大正十年七月勅令第三百三十一號内務大臣の職權を地方長官に委任事項へ左記の一項追加を建議し、給水區域擴張の件 提出者 佐賀市</p>	<p>三、四、五、二、一三問は新問題一八問と一括調査すること 二六五</p>
<p>(六) 水道用語を一定するの必要なきや (前回問題三九) 提出者 前橋市</p>	<p>工學會へ依託すること、し其時機並に經費支出の方法は總理事事に一任に議決す 二〇五</p>
<p>(七) 度量衡法施行令第九條中水量「メートル」の檢定法改正に關し目下商工省に於て調査中なりと聞く之れが檢定有効期間及び修覆後の檢定方法等に就き各市の御意見承り度し (前回問題五九) 提出者 新潟市</p>	<p>七、八、九、一〇、一括審議本件に關する適宜の處置を左記特別委員に附託東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市、古屋市 委員より經過報告更に目的達成に努力することに議決 一八九</p>
<p>(八) 水量メートル檢定實施に關し左記事項を其筋へ陳情の件 一、水量メートルの甲種檢定を地方長官に委任せられたること 二、地方廳所在にあらざる場合は出張檢定を行はれたること 三、從來無檢定のものに關する經過規定を相當に延長せられたること 四、檢定料は可及的低減せられたること 水量「メートル」は從來檢定を要せざる規定の處近く檢定を要することに改正せらるゝやに聞屬し中央度量衡檢定所及大阪福岡支所に於て</p>	<p>委員より經過報告更に目的達成に努力することに議決 一八九</p>

<p>(九) 量水器の檢定施行に關す對策如何 說明 商工省に於ては明年度より量水器の檢定を施行するの計に於て目下其準備中の趣仄聞せり而して之が施行方法及如何は上水道の經營上重大なる影響あるを以て適當なる對策を協議したし (前回問題一〇四) 提出者 青森市</p>	<p>委員より經過報告更に目的達成に努力することに議決 一八九</p>
<p>(一〇) 取付及貯水中の水量「メートル」の檢定を各水道事業經營者に委託の方法を以てせられんことを其筋に稟申すること 理由 今回政府に於て水量「メートル」の檢定を爲すやに傳聞す其檢定方法の如何は斯業の施設上重大なる關係あるを以て右は取付及貯藏中のものにありては各水道事業經營者に</p>	<p>委員より經過報告更に目的達成に努力することに議決 一八九</p>

<p>委託執行せしめられんことを特に本會の議決を以て其筋に稟申せんとす (前同問題一〇七) 提出者 江戸川上水町村組合</p>		
<p>(一一) 逓信省簡易生命保険局より運用せらるる水道建設費の利子年六分五厘は住宅傳染下水等の様其筋に建議せられんことを望む (前同問題七七) 提出者 佐世保市</p>	<p>審議の結果撤回することに議決</p>	<p>二二二</p>
<p>(一二) 水道條例中に上水道布設認可を以て水源たる河川若くは公有水面の水を引用するの權利を認め其筋に建議すること 理由 上水道水源たる河川若くは公有水面の水の使用の許否は地方行政廳の權限に屬せしむるものなりとせらるるも斯ては内務大臣より計劃の布設認可を呈すべし水道の水と設備は不可分のものたるは言を俟たざる所なるを以て河川若くは公有水面を引用の權利をも附與するのとす 提出者 平野町 (前同問題八三)</p>	<p>三、四、五、一、二、一三問は新問題一八問と一括調査することに議決</p>	<p>二六五</p>
<p>(一三) 水道に關する法令の改正統一を其筋に建議せられんことを望む 提出者 平野町 (前同問題八三)</p>		

<p>理由 現行の水道條例は明治三十三年に制定せられ其後數度の部分的改正を行はれたるも尙現代社會の實狀に適應の點を感ぜざる處なるのみならず一は夙に識者間に論議せらるる重要なるものあり是れを解決するに困難を感ぜらるる最宜の地たるに至りては何等の切實な規定あるを見ず地方の慣習又は諸法規の推測等による見解の變遷等に伴ひる錯雜困難を極むるものと覺悟せざるを得ず之等に對し公益を期し圓満な速業の遂行を圖らんが爲根本的改正を施せざることを希望する所以なり (前同問題一六) 提出者 門司市</p>	<p>三、四、五、一、二、一三問は新問題一八問と一括調査することに議決</p>	<p>二六五</p>
<p>(一四) 大正十一年三月内務省令第三號常水の判定標準第五項「アムニア」を含むからずの條項は鑿井水を以て建議すること (前同問題一一三) 提出者 大阪市</p>	<p>建議せざることに議決</p>	<p>四〇九</p>
<p>(一五) 水道に従事すべき職工工夫紹介機關に關する件 (前同問題一二五) 提出者 名古屋市</p>	<p>現行同盟規約に據ることとし議了</p>	<p>二二二</p>
<p>(一六) 水道水源林内増殖に關し國庫補助申請に關する理由</p>		

<p>(五) 給水鉛管に付鉛分の分解並之が人體に及ぼす障害の程度等試験せられたる實例あらば承りたし (前回問題七六) 提出者 佐世保市</p>	<p>試験したる實例なく議了</p>	<p>四一四</p>
<p>(六) 覆蓋濾過池は如何なる程度の降雪及温度の地に於て施行するを可とすべきや其の數理的根據如何 (前回問題一三七) 提出者 若松市</p>	<p>福島縣更に研究問題として存續することに議決</p>	<p>三四八</p>
<p>(七) 通水後送水管流速及送水量の變化に就て各市の狀況承り度 (前回研究問題一) 理由 最初計劃の際送水量を舊管又は新管として算定したるものが通水後幾正かを經過したる今日其流速及送水量に如何なる變更を生し居るや各市に統計的のものあらば承り度 提出者 福岡市</p>	<p>更に研究問題として存續することに議決</p>	<p>三四七</p>
<p>(八) 「ラジオ」受話装置の一端を地中に埋設する代りに往々給水装置に取付くるものあり之を禁止すべや (前回研究問題三) 提出者 神戸市</p> <p>説明 近來「ラジオ」の普及に伴ひ受話装置の一端を地中に埋設するの工事を省略し給水装置の一端に取付くるもの住々之あり「ラジオ」加入勧誘者も亦之を宣傳す此装置により鉛管並に鐵管の受くる影響に付調査せられたることあらば承知したし若し何等の影響なしとするも絶對に禁止すべきや之を禁止すべきものとせば其取締方法</p>	<p>更に研究問題として存續することに議決す</p>	<p>三五八</p>

<p>(九) 水道布設後年所を経るに従ひ鐵管内部の腐蝕若は酸代物等の發生に依り流速及流量に及ぼす關係如何 (前回問題四) 提出者 甲府市 擔當者 各加盟者</p>	<p>更に研究問題として存續することに議決す</p>	<p>三五八</p>
<p>(一〇) 消火水量に就て承りたし將來都市計劃完了後果して何程の消火用水を準備するべからざるか又其水壓等如何にすべきか (前回研究問題五) 提出者 東京市 東京市 東京都 大阪市 名古屋市 横濱市 京都市 京都府 若松市 福岡縣 小樽市</p>	<p>更に研究問題として存續することに議決す</p>	<p>三五八</p>

(四) 宿題

<p>(一) 協定試験法中生物學的検査の一項を設くる必要なきや (前回問題四四) 提出者 神戸市</p>	<p>協定上水試験法の附録として掲載すること、議了し</p>	<p>四一五</p>
<p>(二) 協定上水試験法に生物學的試験法を加ふるの可否 (前回問題一三四) 提出者 京都市</p>		<p>四一五</p>

(三)水道用品調辨に就て共同購買の方法を探りては如

何理由各種水道用品の大部分は大都市を際くの外需用者側所在地内適當の營業者なきため東京又は京阪地より供給を受けつゝある現情なり斯くては土地遠隔の爲其製造に當り直接指導監督をなすを得ず價格競争の結果徒に粗製濫造に陥り易く延て供給の確實を欠き生産に比し價格の高上も免れざる経済上の不利ありに其調辨に就て特別器關を説くか若くは大都市に委託(相當の報酬及實費負擔)の方若くは大都市に委託(相當の報酬及實費負擔)の方法に據り本協議會に於ける制度劃一の品種は勿論其他の品種も相當の需用數に達するものは各需用者側の希望に應し共同購買の方法を講じたし

提出者 廣島市

實行困難と認め議了

二一三

(四)量水器の毎時に於ける最大最小排出量及誤差に對する標準を定むるの必要なきや

提出者 名古屋市

水量メートル檢定實施に關する問題に關聯するを以て議了

一八九

(五)報告事項

- 一、雪中に含有する「クロール」に就て 新潟市
- 二、季節と「アルカリ」度並硬度との關係 新潟市
- 三、廣島水道水の寒天培養基と膠質培養基 廣島市
- 四、試験用水採取前後時間と細菌増殖との實

五、	東京市近郊に於ける上水源水としての	廣島市
六、	東京市水道比較研究	東京市
七、	東京市水道比較研究	東京市
八、	東京市水道比較研究	東京市
九、	東京市水道比較研究	東京市
一〇、	東京市水道比較研究	東京市
一一、	東京市水道比較研究	東京市
一二、	東京市水道比較研究	東京市
一三、	東京市水道比較研究	東京市
一四、	東京市水道比較研究	東京市
一五、	東京市水道比較研究	東京市
一六、	東京市水道比較研究	東京市
一七、	東京市水道比較研究	東京市
一八、	東京市水道比較研究	東京市
一九、	東京市水道比較研究	東京市
二〇、	東京市水道比較研究	東京市
二一、	東京市水道比較研究	東京市
二二、	東京市水道比較研究	東京市
二三、	東京市水道比較研究	東京市
二四、	東京市水道比較研究	東京市
二五、	東京市水道比較研究	東京市
二六、	東京市水道比較研究	東京市
二七、	東京市水道比較研究	東京市
二八、	東京市水道比較研究	東京市
二九、	東京市水道比較研究	東京市
三〇、	東京市水道比較研究	東京市
三一、	東京市水道比較研究	東京市
三二、	東京市水道比較研究	東京市
三三、	東京市水道比較研究	東京市
三四、	東京市水道比較研究	東京市
三五、	東京市水道比較研究	東京市
三六、	東京市水道比較研究	東京市
三七、	東京市水道比較研究	東京市
三八、	東京市水道比較研究	東京市
三九、	東京市水道比較研究	東京市
四〇、	東京市水道比較研究	東京市
四一、	東京市水道比較研究	東京市
四二、	東京市水道比較研究	東京市
四三、	東京市水道比較研究	東京市
四四、	東京市水道比較研究	東京市
四五、	東京市水道比較研究	東京市
四六、	東京市水道比較研究	東京市
四七、	東京市水道比較研究	東京市
四八、	東京市水道比較研究	東京市
四九、	東京市水道比較研究	東京市
五〇、	東京市水道比較研究	東京市
五一、	東京市水道比較研究	東京市
五二、	東京市水道比較研究	東京市
五三、	東京市水道比較研究	東京市
五四、	東京市水道比較研究	東京市
五五、	東京市水道比較研究	東京市
五六、	東京市水道比較研究	東京市
五七、	東京市水道比較研究	東京市
五八、	東京市水道比較研究	東京市
五九、	東京市水道比較研究	東京市
六〇、	東京市水道比較研究	東京市
六一、	東京市水道比較研究	東京市
六二、	東京市水道比較研究	東京市
六三、	東京市水道比較研究	東京市
六四、	東京市水道比較研究	東京市
六五、	東京市水道比較研究	東京市
六六、	東京市水道比較研究	東京市
六七、	東京市水道比較研究	東京市
六八、	東京市水道比較研究	東京市
六九、	東京市水道比較研究	東京市
七〇、	東京市水道比較研究	東京市
七一、	東京市水道比較研究	東京市
七二、	東京市水道比較研究	東京市
七三、	東京市水道比較研究	東京市
七四、	東京市水道比較研究	東京市
七五、	東京市水道比較研究	東京市
七六、	東京市水道比較研究	東京市
七七、	東京市水道比較研究	東京市
七八、	東京市水道比較研究	東京市
七九、	東京市水道比較研究	東京市
八〇、	東京市水道比較研究	東京市
八一、	東京市水道比較研究	東京市
八二、	東京市水道比較研究	東京市
八三、	東京市水道比較研究	東京市
八四、	東京市水道比較研究	東京市
八五、	東京市水道比較研究	東京市
八六、	東京市水道比較研究	東京市
八七、	東京市水道比較研究	東京市
八八、	東京市水道比較研究	東京市
八九、	東京市水道比較研究	東京市
九〇、	東京市水道比較研究	東京市
九一、	東京市水道比較研究	東京市
九二、	東京市水道比較研究	東京市
九三、	東京市水道比較研究	東京市
九四、	東京市水道比較研究	東京市
九五、	東京市水道比較研究	東京市
九六、	東京市水道比較研究	東京市
九七、	東京市水道比較研究	東京市
九八、	東京市水道比較研究	東京市
九九、	東京市水道比較研究	東京市
一〇〇、	東京市水道比較研究	東京市

全部書面報告に議決

第二十五回上水協議會問題案中書面答申問題回答

目次

- (一) 鉛管破裂に基因し多數の漏水を認め使用料を割引せんとする場合如何なる方法を適當と認むるや……………(九五)
- (二) 共同給水料の滞納者に對し適當なる處分方法承りたし使せて専用給水者に對する停水處分の例に準じ鍵鑑札を取上ぐるの可否……………(九七)
- (六) 市外給水の場合に於て公共團體又は一個人に對し特別なる條件を附しある實例あらば承りたし……………(九九)
- (一一) 計量共用栓使用者にして前點檢より次回點檢迄の間に於て甲栓より乙栓へ轉任したる場合の料金徴收方法に付各市の御取扱承りたし但し當町に於ては一栓に對し一枚の領收證に依り總代人をして取纏めしめ集金しつゝあり……………(一〇一)
- (一二) 水道營造物財産臺帳製作に當り參考に資し度各地の整理方法及臺帳様式承りたし……………(一〇四)
- (一三) 共用栓給水者移動頻繁之が調査に苦しむ各地の調査方法承りたし……………(一〇五)
- (一四) 給水申込勧誘に有効なる方法承りたし……………(一〇六)
- (一五) 水道傭人中職工常夫時間外勤務の場合時間外勤務賃金支給せし處あらば其支給率及方法等承りたし……………(一〇八)
- (一七) 給水開始に當り水道普及獎勵上特に市費を以て其の工費を補助せられし都市ありや若しありとせば其方法承りたし……………(一一三)

- (二〇) 元放任制又は放任計量併用制にして中途計量制に改正せられたる各地に於ける改正前年度の給水使用料収入年額に對する改正後各年度の収入歩合を承りたし……………(一二四)
- (二一) 計量給水の使用量査定に關し左記事項承りたし……………(一二七)
 - (イ) 量水器の點檢が其月の末日に非ざる場合即ち一ヶ月に満たざるとき又は數日間翌月に亘りて一ヶ月を超過する場合其月の使用量査定高は點檢當日分迄なるや若くは日割計算を以て増減し一ヶ月分を査定せらるゝや……………(一二八)
 - (ロ) 前項一ヶ月の日數は曆日に依らるゝや一ヶ月を三十日と看做して計算せらるゝや……………(一二九)
- (二二) 道路擴張の爲め各戸引込の給水装置中鐵鉛管の一部分が公道下になるたる場合此の部分に對する所有權處分方法に關し各地の取扱振を承りたし……………(一二九)
- (二三) 流末装置の方法並種類及各地に於ける取締の範圍を承りたし……………(一三二)
- (二四) 炊事用として給水の便宜上一戸に二個以上の量水器を設置したる場合に於ける水道使用料を徴收する場合は一個の量水器を看做し料金を算出するか又は量水器各個に付各基本料金を算出するか各地の取扱方法を承りたし……………(一三六)
- (三一) 電氣を原動力とする唧筒式採用の場合全く電源を異にする電力を得たる水道にして周波數及電壓等統一を欠きたる場合の制裁方法を承りたし……………(一三七)
- (三五) 上水道の新設擴張に際し貯水池下流の耕地所有者製紙業者水車業者に對し補償金を支出せられたる事例あらば其補償事由並補償の方法條件金額等承りたし……………(一三八)
- (三六) 水道使用に付納金組合を組織し若くは六ヶ月乃至一ヶ年前納の制度を設け獎勵金を交付する方法を探られつゝある事例なきや若しありとせば其制度及金額成績等承りたし……………(一三九)

- (三七) 少額なる修繕費を各人より徴収する簡便なる方法なきや又少額輕易なる修繕にして其費用を市に於て支辨せられつゝあるものあらば其程度承りたし……………(一三二)
- (三八) 量水器點檢に際し點檢者に人夫を附せられつゝありや又點檢者一人一日の平均點檢個數を承りたし……………(一三三)
- (五四) 量水器盜難防禦に付適當なる方法なきや各市町の實況承りたし……………(一三五)
- (五六) 洗面所及手洗所様の止水栓なき水栓の止水申告を受けたる場合如何なる方法又如何なる器具にて止水封緘さるゝや各地の取扱承りたし……………(一三五)
- (七〇) 全部計量制に於て量水器使用料徴収するの可否……………(一三七)
- (七一) 水道擴張の期に達せし場合給水設備請求に對し之が取扱振承りたし……………(一三九)
- (七四) 計量給水制にして量水器の異狀又は給水用具に破損を來したる場合に於て其消費實量は水道經營者の認定に依るの外なかるべし此の場合最も合理的の認定方法承りたし……………(一四〇)
- (七七) 道路上に埋設せる給水管を地下電線瓦斯管等の工作物設置の際破損せしめたる場合修繕費徴収方法に付承りたし……………(一四二)
- (七八) 道路の擴張又は變更に依り給水用具の位置變更を要する場合に於ける工費負擔者に付實例あらば承りたし……………(一四三)
- (七九) 一住宅區域内に貳線以上本線より各別に給水栓を設置したる場合貳栓となすや又は支栓として取扱せらるゝや各市の取扱振承りたし……………(一四四)
- (八〇) 放任給水の場合一定の場所に貯水槽を作り夫れより各所へ配水使用するものに對し支栓として處置せらるゝ各市の實況承りたし……………(一四五)
- (八一) 栓種變更を命じたるもの工事費を納付せざる場合に於ける處置に付各市の取扱

- 振承りたし……………(一四六)
- (八二) 給水廢止届出の場合其所有地域内は所有者自身に於て撤去方申出でたる場合は將來該線を使用する意思ある爲所有地内のみ其儘存置方申出たる場合各地の取扱振承りたし……………(一四六)
- (八六) 水源貯水池に發生せる魚類を區域を設けて捕獲を許可せられたる所ありや若しありとせば其狀況並利害得失承りたし……………(一四九)
- (八七) 水源貯水池の上流に養魚をなす爲め貯水池と上流との間に設けられたる堰堤に魚梯附設を許可せられたる所ありや若しありとせば其狀況並利害得失承りたし……………(一四九)
- (九一) 全計量給水制に於ける最低使用水量及同使用料金を決定したる方法並其の基礎の概要を承りたし……………(一四九)
- (九七) 水源池を養魚其他に利用しつゝある實例承りたし……………(一五三)
- (九九) 量水器部分修繕に當て内地品は短時にてなし得るも外國品は其の點に於て不便の如し此點に付如何に取扱るゝや御經驗承りたし……………(一五三)
- (一〇一) 給水請求に付一戸専用の装置を爲すべき資格要件中家屋賃貸價格を標準の一とせる場合市長は之を標準價格以上に認定したるに實際に家主に仕拂ふべき賃貸料が認定價格以下の場合如何に之を處理せらるゝや取扱振承りたし……………(一五五)
- (一〇二) 濾過用砂洗又は水道鐵管布設工事の全部或は一部を請負に附せられたる向あらば其成績承りたし……………(一五六)
- (一〇七) 内徑三吋以上の鐵管給水の請求に對し工事施行上既設配水支管との連絡の際管内より流出する消費水量代を其の需要者より徴收せらるゝ向ありやありとせば之が水料徴收種別承りたし……………(一五七)

- (一〇八) 専用計量給水に於て二戸以上の聯合給水を認めたる場合各用途別及料率の異なるものに對する給水量算定方法各地の取扱振り承りたし……………(一五七)
- (一一七) 共用栓鍵鑑札再交付の際に於ける調査方法並之れが防止に對する方法あらば承知致したし……………(一五九)
- (一二九) 量水器取付所周囲の關係上點檢に不便なるが爲位置變更の交渉をなすも之に應ぜざる場合の處置並位置變更を承諾したる場合之れが費用負擔を如何に處置せらるゝや……………(一六三)
- (一二三) 量水器に對する檢定手續實施せらるゝ場合に於て計量給水使用者より量水器(口徑の大小を論ぜず)使用料を徴收するの可否……………(一六五)
- (一二四) 水道使用料を期納制且つ前納の法により徴收せらるゝ各市の成績承りたし……………(一六六)
- (二四五) 統計報告中の統計第四(其一)給水栓數調に付て同表備考に栓數は獨立の番號を有す本數の統計を記入し支栓は之を計上せざることをあり當初の設備は勝手給水栓を設置す其後洗面所便所浴槽等に鉛管を以て引用し給水栓を設備せる場合は支栓となし本統計には計上せざるや。工場等の製糸用として一本の栓柱に數十個の給水栓を取付使用する場合支栓とし取扱ふや、學校等に於ても湯呑場前項の設備をなし生徒に自由に給水するものも支栓となすや各市の取扱振り承りたし……………(一七〇)
- (二四六) 量水器使用料徴收に關し計量給水使用者借家人にして使用廢止し他に轉住せり其後借家人なく又水道使用者もなく廢止の状態この場合の量水器使用料及納入義務者……………(一七一)
- (イ) 家主より徴收するや……………(一七一)
- (ロ) 規定料金を減額徴收するや……………(一七一)

- 當市は定額を半減し家主より徴收す然る處廢止後使用者なき場合使用料を徴收するは不當なりと異議を申立つるものあり不日條例改正の場合の資となす爲め各市の取扱振り承りたし……………(一七二)
- (一五六) 斷水後通水せる場合鐵管内の空氣の爲計量器の空回轉に對し料金の算定方法付き各地の取扱振を承りたし……………(一七三)

目次終

第二十五回水上協議會問題中書面答申問題回答

(實例又は経験なし等の回答は
紙面の都合上記載を省略せり)

(一)

鉛管破裂に基因し多數の漏水を認め使用料を割引せんとする場合如何なる方法を適當と認むるや

提出者 秋 田 市

答

一、平素の使用状態を參酌し實使用水量認定の上洩水に相當する水量を免除す (大阪市、堺市、尼ヶ崎市、西宮市、新義州府、中津町)

一、前回若は改修後の使用量に據り使用料を査定す (神戸市、徳島市、宇都宮市、鳥取市、松本市、高砂町、新發田町、臺灣總督府 (臺南))

一、修繕工事施工に際し一分間の漏水量を計り之に依り總漏水量を算出し其月の使用料より減額す (横濱市、小倉市、鹿兒島市)

一、前月分及前三ヶ月分使用水量を以て認定し若し前月水量にして疑はしきものある時は前年同月分或は前一ヶ年平均使用高を以て認定水量とす (飯塚町、丸龜市、宇都宮市、米子市、仁川府、平壤府、片崎市、高松市、東京市、長崎市、岡山市、新潟市、高崎市、甲府市、長野市、佐賀市、横須賀市、鹽釜町、郡山市、鹿兒島市、福岡縣若松市、和歌山市、山形市、大牟田市、福井市、江戸川上水町村組合、臺灣總督府 (基隆) (臺北) (臺中) (關東廳))

一、前期若くは修理後の使用水量又は前年度同期間の水量を參酌査定す (廣島市、佐世保市、京都市、松山市)

一、鉛管表現破裂の場合は修繕請求の日より同完了の日迄日割を以て漏水量を控除し不表現の場合にして而も使用者の責に歸すべからざるものと認めたるときは前年同月同期又は前月若は

前期の使用水量を參酌するの外用途人口、職業其他漏水時の状況を斟酌の上認定す（名古屋市、福山市、松江市）

一、計量を原則とし割引せざる方針なり事情に依りて割引する場合は實地調査の上決定す（南滿洲鐵道株式會社）

一、鉛管破裂の場合前以て量水器を點檢なし一分間の漏水を計りて査定す（別府市）

一、鉛管破裂に基因する漏水の場合は急施工事を施工するを以て割引せず（水戸市）

一、給水者自己の不注意に依り破裂其他の爲め漏水せしめたる場合は使用料を免せず、前月若くは量水器改修後五日乃至十日間の給水量に準し之を徵收する規定なるを以て査定す（室蘭市、高知市）

一、容易に認識し得べき場合に於ての漏水に對しては割引等をなしたることなし、然れども全く發見し得ざる様の場所に於ての漏水にして時日を経て發見したる場合は使用水量を認定し料金を徵せず認定方法は前一ヶ年の平均使用水量を基準とせり（平町）

一、前月の使用量を參考とし思定前月の使用量なき場合は同種營業又は使用狀態の略同一なるものと思はるゝもの及給水設備の略同一なるもの、使用料を標準とし認定（谷村町、豊原町）

一、漏水量甚しく多量の場合は事情に依り認定量の半額以内を減額することあり（福島市）

一、鉛管の破裂の原因状況を調査し不可抗力か又は外部よりの故障かを確め不可抗力と認むる場合は割引せず（宇和島市）

一、前後の月の量水器使用量に依り見積り水量を削減す使用者破裂による修繕請求を怠りたる時は罰則を適用す（八王子市、釜山府）

一、割引せず（高田市）

一、少量の場合は割引せず多量（約一立方米）の場合は其給水栓の口径漏水時間其他を調査し認定す（長岡市）

(二)

答

一、其年度の最高使用料に依る（五所川原町）

一、共用栓の使用料と雖も家主又は管理人の名義にて給水するの規定なるを以て使用料滞納の場合には専用栓同様停水處分をなせり鍵鑑札を取上ぐるの必要を認めず（神戸市、横濱市）

一、私設共用栓に對しては設立者に一切の責任を負擔せしめ停水處分を爲し得べく請書を徵せるを以て之が滞納なきも公設共用にありては他の都市の如く組合制度の設なく従つて停水處分の途なきを以て國稅徵收法に依り財産差押處分に依る（長崎市、鹽釜町、郡山市、水戸市、平町、仁川府、新義州府）

一、其期の末日に至り納付せざるものに對し左記順序に依り處理す
一、給水停止通知 共用栓總代人に對し期の末日十日頃發行猶豫期間十日を置く
二、給水停止の上督促狀發行 前項猶豫期間内未納のとき直に停水し水料納人に督促狀を發し差押處分迄七日間の猶豫を置く
三、財産差押處分完結

一、本市に於ては從來停水（共用栓の止水栓を閉す）處分をなす（佐世保市、小倉市、高松市、福山市、福岡縣若松市、高知市、大牟田市、上田市、丸龜市、高砂町、五所川原町、豊原町、東京市、臺灣總督府（基隆））

- 一、鍵鑑札を取上ぐるは効果少く隠當ならず（神戸市、横濱市、廣島市、京都市、名古屋市、堺市、新潟市、高松市、長崎市、尼ヶ崎市、江戸川上水町村組合、飯塚町、釜山府、新義州府、中津町）
- 一、現在に於ては壹基毎に代表者を定めしめ一括納入せしめをれり若し未納の場合には専用同様停水す（京都市、尼ヶ崎市、江戸川上水町村組合、西宮市、宇和島市、佐賀市、別府市、和歌山市、福井市、谷村町、釜山府、大分市、中津町、臺灣總督府（臺南））
- 一、一定の督促期間經過後は止水栓を閉鎖して停水處分を執行す、尙共用栓の如く同一給水系統中の一部使用者が停水處分を受くるが爲他の使用者が同時に停水せらるゝことあるも異議を申立得ざる取扱とす尙處分をなすも未納なる場合は滞納處分を執行することあるべし（名古屋市、堺市、新潟市、徳島市、室蘭市、鹿兒島市、飯塚町）
- 一、専用給水者に對する停水處分の例に準じ鍵鑑札を取上ぐるを可とし取上ぐ（長野市、仙臺市、徳島市、福山市、鳥取市、山形市、松本市、上田市、尾道市、高砂町、仁川府、前橋市、川崎市、新發田町、豊原町、東京市）
- 一、公設共用栓に關しては總代人をして滞納者を報告せしめ市は之に向つて單獨令書を發して督促を加へ尙納入なき場合は本人の鍵鑑札を取上げ私設共用栓に就ては總代人が全責任を負ふを以て停水處分の如き例殆どなし（甲府市、南滿洲鐵道會社）
- 一、共用給水使用者中に滞納者あるときは他の共用給水使用者に於て平等負擔し滞納の事實なからしめつゝあるも若し上記の方法行はれ難き場合あるに於ては其滞納者の鍵鑑札を取上げ一面強制徴收の方法を採ることゝす（松江市）
- 一、組合總代其責任を重んじ滞納の事實なきも斯くの如き場合を生じたるときは徴收するを適當と認む（宇部市）

(六)

- 一、納期經過のものに對しては督促狀を發し巡視をして常に監督せしめ居るも尙延滞のものに對しては停水處分を行ふことゝせり専用給水者に對する停水處分の例に準ずることは納期に相違なく納付しある他の共同給水者に對しては不本意の點あるも當所にては共同給水栓に對しては總代人な設け其の栓に對する料金の納付其他凡ての責を負はしめあるを以て料金の納付其他に對しては凡て専用栓と同一の取扱を行ふことゝせり（平壤府、關東廳）
 - 一、共同給水者が連帶滞納の場合は鍵鑑札を取上げ一部滞納者を出したるときは總代者（鍵保管者）より渡さるゝ規約をなす方法あり（松江市）
 - 一、鍵鑑札を取上ぐる例なるも本案に就ては考慮研究中（秋田市）
 - 一、滞納者に對し二回以上の督促及停水の豫告をなし尙納入せざる場合は停水處分をなす當市に在りては共同栓の給水料は裝置所有者又は其の代理人より之を徴收す（臺灣總督府（臺北））
- 市外給水の場合に於て公共團體又は一個人に對し特別なる條件を附しある事例あらば承りたし
- 提出者 宇 都 宮 市
- 一、市外給水は公法關係に非ざるを以て一種の財産處分として私法的に契約を締結し給水せり（大阪市）
 - 一、總て使用條例に規定せる料金の百分の五十を増徴することゝなりをれり（秋田市、大分市、徳島市、福山市、佐賀市、福井市、上田市、仁川府）
 - 一、市外給水條例に依り給水の制限停止等の條件を付す村又は字の給水に對しては以上の外工事上及維持上等に付別に契約を締結す（岡山市）
 - 一、市外給水に對しては水道使用料に於て百分の三十以上五十以下を増徴す（堺市）
 - 一、市外給水の場合陸軍軍用の外凡て所定料金の五割増となしをれり（甲府市）
 - 一、官公署學校、病院、會社其他公私團體の請求によるとき

- 二、本市の公益を保持の爲必要あるとき (福山市、江戸川上水町村組合)
 - 一、市外給水料率は市内の倍額を徴収す (名古屋市、新發田町)
 - 一、市外給水使用料は市内の夫れに比し高率を徴す (横須賀市)
 - 一、市外給水者に對しては給水上支障を來す等の場合は何時たりとも給水を停止す (水戸市)
 - 一、水源地所在部落に對して一日の使用料三十石に満たざる時は無料とし三十石を超過するときは超過石數に對し一石參錢の料金を徴収す量水器點檢は毎月十日二十日月末の三回とし各點檢日迄の平均使用量に依り一日分給水量を算定す給水方法は共用栓計量給水とし栓數七個を設置す (鳥取市)
 - 一、特別なる條件を附しあらざるも市長に於て必要と認むるものは之を輕減することを得との但書附加しあるに依り山形高等學校の給水料は市内一般給水料の倍額より百分の二十五を減額したり (山形市)
 - 一、現在に於て一般市内給水と同一に取扱ひつゝあるも將來給水料額及修繕料金を幾分増額する要ありと認め目下考慮中 (松江市)
 - 一、市外給水の使用料は船舶給水を除き他は百分の三十迄増徴す (大牟田市)
 - 一、一、給水に不足を生ずる場合は隨時給水を制限し停水し又は廢止すること
 - 二、使用量を制限したる場合に於て其限度を超過したるときは其超過水量に對しては使用料の倍額を徴収す
- 附記 使用料は組合内の百分の三十を増徴す (江戸川上水町村組合、飲塚町)
- 一、町外給水に關しては本町上水道給水條例を準用す本管布設に付ては別に之を協定するものとす (飲塚町、臺灣總督府(高雄))
 - 一、市外給水に關しては工事費は即納にて總て計量器取付の事 (高田市)

- 一、公共團體にし對しては特別なる契約に基き殆ど生産實費に依り給水せり (仁川府)
 - 一、左の條件を附し許可す
 - 一、本給水は學校(兵營、病院、官公署)に於て使用するものに限る
 - 二、給水量は一月何立方メートル以内とす但市内給水上支障ありと認むるときは隨時給水を制限し若くは停水することあるべし
 - 三、使用料は何々用とし市外給水條例の定むる所に依り支拂はしむること
 - 四、給水の爲に要する掛員の費用(旅費及給料手當其他の諸給與)は本市の規定に依り支拂せしむること
 - 五、量水器の取付取外に要する費用は被給水者に於て負擔すること
 - 六、本市の都合に依り本指令を變更若し取消することあるべし
 - 七、前各項の外本市水道市外給水條例並に水道使用條例を遵守せしむること (東京市)
- (一一) 計量共用栓使用者にして前點檢より次回點檢迄の間に於て甲栓より乙栓へ轉住したり場合の料金徴收方法に付各市の御取扱振承りたし但し當町に於ては一枚の領收證に依り總代人をして取纏めしめ集金しつゝあり
- 提出者 飯塚町
- 答
- 一、共用栓一期間使用水量を其期間使用戸數に平分料金を算出し徴收せり從て甲栓より乙栓に轉じたるときは其日より甲栓に對しては使用戸數の減少となり乙栓に對しては使用戸數の増加となり料金を計算す (大阪市、岡山市、京都市)
 - 一、共用栓は直接使用者に給水するにあらざる何番屋敷として家主本位に給水し使用料は家主若しは管理人より徴收せるを以て使用者轉居するも使用に何等關係なし (神戸市)
 - 一、毎月一日現在の戸數に基き其月の使用料を總代人より徴收す但し其月始に轉住したるときは甲栓に就ては使用を免除す乙栓へ轉入したる場合は其月一日現在の戸數に消費量を割當て

料金を總代人より徴收す、故に反面に於ては乙栓轉住者は其月の基本料金は免るゝも超過水量は總代人に於て適宜に割當て徴收せらるゝ形となる (横濱市)

一、納額告知書は一基に對し(一栓)一枚を總代宛に發附す其告知書に組合員全部の内譯を添付す (佐世保市、堺市、南滿洲鐵道株式會社)

一、各戸平等に使用したるものと認め一戸當七立方メートル迄は同一料金なれば使用水量が限度以下なるときは何等影響なきも以上なる場合に於ては甲栓の廢止が月の十五日以前なるときは半月分十六日以降なるときは一ヶ月分を徴收す、又乙栓の開始が十五日以前なるときは半月分以後なるときは一ヶ月分を徴收す (京都市)

一、共用栓は凡て代理人に於て處理せしめ居るを以て其異動も代理人にて整理し市の納額告知書に基き各使用者より取纏めの上納付す (名古屋市、尾道市、平壤府、前橋市、門司市)

一、前點檢より次回點檢迄の間に甲栓より乙栓に轉じたる場合は甲栓に使用したる給水料を徴收す、乙栓に超過水量あるときは日割計算控除す、但し給水料は一栓に對し一枚の納額告知書を總代人に交付し集金納付せしむ (新潟市、甲府市、小倉市)

一、計量共用栓使用者轉住の場合其の月の使用料納付前なれば轉住先にて納付せしめ納付後なれば徴收せず (福山市)

一、月の二十日以内の轉住者に對しては甲栓に於て料金徴收をなし二十日以降の分に對しては轉住先乙栓に於て料金の徴收をなす (別府市)

一、前點檢より次回點檢迄の間に於て甲より乙への轉住したる場合は各量水器の示す所に依り夫々使用料を徴收す (横須賀市、長岡市、東京市)

一、前點檢より次回點檢迄の間に於て甲栓より乙栓へ轉住したるときは使用日數の多き方により料金を徴收す (鹽釜町)

一、甲栓は轉住の日迄(月の十六日以降なるときは一ヶ月分)乙栓は轉住の日より(月の十五日以前なる時は一ヶ月分)を徴收す (鹿児島市、米子市、釜山府)

一、甲栓の料金を免除し乙栓の分を徴收す (福岡縣若松市)

一、計量共用栓使用者にして途中の轉出入に對しては甲に於ては還附し乙に於ては隨時徴收しつゝあり (尼ヶ崎市)

一、十五日以上使用したる甲栓に於て各戸平均全月分を徴收し他栓に於ては徴收せず若し兩栓共十五日以内なるときは各栓各戸平均一ヶ月分の半額宛を徴收することゝす (松江市)

一、點檢の時期に依らず給水の請求廢止の届出日より處理す即ち月の十五日以前の廢止中止の場合合定量水量を半額とし十六日以後なる時は一ヶ月分新規給水月の十五日以前なる時一ヶ月分十六日以降なる時半ヶ月とし計算徴收す (大牟田市、丸龜市、川崎市)

一、日割計算に依り納付せしむ (松本市、西宮市、仁川府)

一、量水器の點檢をなし其水量の超過せるや否やを確め日割計算を以て甲栓を一旦打切り乙栓に改めて加入せしめて料金は乙より徴收す (宇和島市)

一、計量共用栓使用者轉住の場合は甲乙兩栓に對する料金を徴しをれり定期に徴收する料金は總代人をして取纏めしむるも月半に於ての使用廢止の爲め隨時徴收する場合の料金は使用者より徴收しをれり (高松市)

一、實例なし (廣島市、高崎市、長野市、宇都宮市、郡山市、和歌山市、鳥取市、平町、福井市、福島市、五所川原町、新發田町)

一、提出市と同一の方法に依る (關東廳)

一、共用栓の使用料は總代人をして納入せしむることに使用條例に規定しあるを以て各共用使用者の轉居に就ては市は之に關與せず (臺灣總督府(臺北)(基隆))

(一三) 水道營造物財産臺帳製作に當り参考に資し度各地の整理方法及臺帳様式承りたし

提出者 豊原町

答 一、臺帳様式は土地建物水道設備等あり一定せず種類、員數、價格其他現狀を知悉する程度に記入せり (大阪市)

一、本市は土地に就ては別紙様式に依り臺帳を作製し整理す、建物に就ては別紙二様の「カード」に依り構造別に従ひ色分となし各「カード」毎に裏面に平面圖を記入し整理す其他工作物には整理様式なし (東京市)

一、臺帳記載は國有財産法施行規則大正十一年二月八日所定様式に準じ増減の都度各口座毎に記載し卷末に總括表を附し常時現在高を見るに便ならしめ尙附屬書類として各精算書並圖面等を別括添綴す (廣島市)

一、營造物又は財産の種類別に口座を設け各口座毎に員數、單價、金額を記入し増減加除し得る様整理す (名古屋市)

一、淨水場、工事係等各別に變動の都度整理し毎年一回現物と照合の上報告致さすことに致し様式は品目數量價格別にす (堺市)

一、縣訓令に基き整理す (高崎市)

一、用地は水源地、分水池、配水池、送水線路、造林に區別、埋設鐵管は送水線、配水線、其他各用途毎に別別に防火栓は市内、市外給水取付、庭外分、建築物等 (小倉市)

一、財産規定に依り整理箇所は財産臺帳を管理箇所は財産管理簿を備へ整理す (南滿洲鐵道株式會社)

一、出張視察せらるゝ様致したし (神戸市)

一、目下當市も考慮中 (室蘭市、仁川府、五所川原町)

一、臺帳未成 (山形市)

一、様式を定めず (松本市、尾道市、高松市、郡山市)

一、別紙添付 (甲府市)

一、所在地、符號、名稱、構造、數量、價格、記事等の様式に整理なしをれり (臺灣總督府(臺北) 蓮港)

一、財産の區分は水源地の工作物附屬器具、機械市内布設鐵管、送水鐵管に區分し整理す (臺灣總督府(臺北))

(一三) 共用栓給水者移動頻繁之が調査に苦しむ各地の調査方法承りたし

提出者 豊原町

答 一、第一問の如く使用戸數に移動を來し料金算定上必要なるを以て常時實地に就き調査せり (大阪市)

一、共用栓使用者の移動は私設に在りては所有者たる地主又は家主、公認に在りては給水請求者たる地主又は家主より届出さしむ (東京市)

一、毎年二回若くは三回給水臺帳より抜萃し空戸調査をなし無届使用者ある場合は家主若くは代理人より給水請求書を徴收しをれり (神戸市)

一、調査方法困難なるを以て總代人より其都度申告手續をなさしむ (前橋市、大分市、中津町、門司市、高松市、臺灣總督府(臺南)横濱市、名古屋市、堺市、新潟市、甲府市、小倉市、南滿洲鐵道株式會社、佐賀市、和歌山市、尼ヶ崎市、平町、山形市、松本市、高知市、大牟田市、谷村町、上田市、尾道市、江戸川上水町村組合、宇都市、長岡市)

一、外勤吏員をして常に注意せしめ市内異動に對しては直に他の受持吏員に通知して之を調査せせしめ整理に務めをれり (長崎市、佐世保市、秋田市、名古屋市、堺市、高崎市、甲府市、徳

島市、宇都宮市、福山市、佐賀市、横須賀市、別府市、鹽釜町、郡山市、水戸市、室蘭市、鳥取市、尼ヶ崎市、峯山町、平町、山形市、松江市、福井市、江戸川上水町村組合、西宮市、宇和島市、米子市、釜山府、仁川府、平壤府、川崎市、大分市、新義州府)

一、給水者より届出を主體とし一期間(三ヶ月)一回の割合を以て各戸に就き調査す(廣島市、新發田町)

一、一ヶ月に一度宛實地調査をなし給水料未納のまゝ、所在不明者等あるときは家主より料金を徴收す(長野市)

一、共用栓使用者「カード」を用ひ各栓に付個人に對し一々鍵番號を照合し不正又は番號相違のものは直ちに没收し再下附の手續をなさしむ(飯田町)

一、巡視員をして手輕なる帳簿を携帶せしめ現状に於て加入又は廢止の申込を徴し總ての手續をなさしめをりしが比較的結果良好なり(臺灣總督府(嘉義))

(二四)

答

給水申込勧誘に有效なる方法承りたし

提出者

豊

原

町

一、當初衛生組合に依頼し一戸毎に貳拾錢の手數料を拂ひ勧誘したることありしも幾許もなく廢止せり要は申込者に出來る丈の便益を與ふるは一策ならんと考ふ(神戸町)

一、特別賞與金(一件毎)を以て之が勧誘をなさしめをれり(長崎市)

一、水道検査員を初め下水道検査員及掃除巡視等常時外勤を主とする吏員をして常務の傍ら給水申込の勧誘を爲さしめ取付済の分に對しては一件に付金參拾錢の勧誘手當を支給しをれり其の成績は可成良好なるを認む(名古屋市、長岡市)

一、水道敷設の當時點檢員其他にて各戸に勧誘せしことありたり(堺市、八王子市、中津町)

一、専用栓一戸に付貳拾五錢乃至五拾錢共用栓一戸に付五錢乃至十錢の勧誘獎勵を交付したることあるも甚しき効果を認めざりき(小倉市)

一、私設井戸の水質不良なるものは警察と聯絡の上閉鎖し營業等に依りては衛生上其他の見地より勧誘し又は工費を月賦とし勧誘に努む(南滿洲鐵道株式會社、平町)

一、給水料免除、勧誘手當を給するの二法を採れり最も有効なるは期間を定め三ヶ月乃至六ヶ月間給水料免除方法なり(宇都宮市、松本市、宇部市)

一、勧誘一件に付五十錢の獎勵手當を給しをり相當好果を收めつゝあり(福山市)

一、布設當初共用栓を六十間位の間隔に要所に設置し水道課員をして申請書を作らしめ各自に付勧誘し同時に鍵鑑札を交付し申請者の便利を計り翌年より何人にも給水者一人を勧誘申請したるものに對しては手當とし金拾錢を支給せしも現今は之を廢止せり(室蘭市)

一、請負人をして勧誘せしむ成績可(和歌山市、八王子市)

一、本栓一個に付壹圓の勧誘手數料を交付す相當効果あり(高知市)

一、期限を定め工事費の減免をなしたることあり(西宮市)

一、宣傳ビラ、ポスター等は其効力を認めず衛生組合を獎勵して普及方法最も宜し(宇和島市)

一、宣傳ポスターを町内見易き所に掛くると給水條例の摘要は全市各戸に配布すると公道布設分を請負にて支辨すると各區事務所に區内重立者を招集し講演をなす等なり此の最後の方法は有効なるが如し(前橋市)

一、創設の際左の獎勵規定を設け吏員をして各戸に就き勧誘せしめたるに其効果多大なるを認めたり第一條水道使用獎勵の爲指定期日内に給水装置新設の請求書を提出したる者には左の各號の特典を附與す

一、給水装置工事費を一時に納入したる者に對しては給水工事總額百分の五に相當する獎勵金を交付す

二、給水開始の月より六ヶ月間給水料を半減す

三、給水装置設計手数料を免除す但装置の實施を受けざるものは此の限りにあらず（新發田町）

一、各市給水希望狀況に應じ給水工費分納記念日を利用し割引方法（定期料金割引）等あれとも絶えず衛生大豫防經濟等の宣傳に勉むること（松山市）

（一五）水道備人中職工常夫時間外勤務の場合時間外勤務賃金支給せし處あらば其支給率及方法等承りたし
提出者 豊原町

答 一、勤務時間に亘り就業せしめたる時は就業一時間に付左の割合に依り加給す
但課長に於て加給の必要を認めざるものは此限にあらず

一、勤務時間二時間又は勤務時間後三時間迄 日給額の百分の十一

二、勤務時間前二時間を超へ又は勤務時間後三時間を超へ七時間迄の各超過部分日給額の百分の十三

三、勤務時間前四時間を超へ又は勤務時間後七時間を超へたる各其の超過部分 日給額の百分の十六

宿直中臨時作業に従事せしめ又は勤務時間外臨時出頭を命し就業せしめたる時は就業一時間に付日給額百分の十六

勤務の程度に依り一時間に付日給額の百分の十六以内に於て課長之を定む（東京市）

一、終業時間後五時間迄に一時間に付日給額の一割、五時間を超へたる時間は一時間に付一割五分を支給す、一時間未滿を切捨つ（大阪府、新潟市）

一、一時間毎に左の割合を以て日給額を増加す、但三十分未滿の端數は切捨て三十分以上の端數は一時間とす

一、始業時刻前二時間及終業後の四時間は 日給額百分の十二

二、終業時刻後四時間以上の四時間は 日給額百分の十二

三、四時間以上始業時刻二時間前迄は 日給額百分の十五（神戸市、平町）

一、時間外一時間に付本給に對し一分の割合を以て支給す（横濱市、長野市、南滿洲鐵道株式會社、別府市、室蘭市、福岡縣若松市、和歌山市、松本市、上田市、福島市、京城府、前橋市、中津町、臺灣總督府（臺南、臺北、臺中）

一、午後十時迄一時間一步、十時後は翌日出勤時間一時間前迄一時間一步五厘増（長崎市、秋田市、飯塚町）

一、午前零時より同六時迄一時間に付日給額十分の二、其他は一時間に付十分の一を支給す
但し勤務時間は一年を通して午前七時より午後五時迄とす（廣島市）

一、時間外勤務手當として時間外午後十二時迄は一時間に對し一分、零時より翌日始業時迄は同
一分五厘を支給す（佐世保市、小倉市）

一、一時間毎に一日給料の十分の一を加給す午後十時より翌日午後六時迄は一時間毎に十分の二
を加給す、但し一時間未滿の端數を總て切捨とす（岡山市、鳥取市、松江市、丸龜市、臺灣總督府（基隆））

一、時間外勤務を命したるときは一時間（端數は切捨）に付日給額の八分の一を加給す（京都市）
一、備職夫時間外勤務賃金支給率 早出三時間以内一時間に付一步、三時間以上は一時間に付二
步、居残午後十二時迄同一步、以後翌日勤務時間迄を一時間に付二步

但し特別の勞務に服したるときは右の外更に時間に拘らず増歩を爲すことを得（名古屋市、
鹿兒島市）

一、退廳後三時間迄は一時間に付一步、三時間以上は一時間一步五厘の割にて支給し退廳より翌
朝出勤時間迄徹夜勤務せし場合は全部一步五厘宛支給（堺市、徳島市、横須賀市）

- 一、時間外勤務三時間迄二歩 夫れ以上一時間増毎に一部宛支給 (高崎市)
- 一、勤務時間後午後九時迄は一時間に付一歩、午後九時後は一時間に付一歩五厘を加給し其時間に就ては直接監督者の報告及監督者退應後は宿直員の認可を受く (甲府市、谷村町)
- 一、時間外勤務並に公休日勤務共に支給しをれり其額は一時間十五錢とし主務吏員に於て豫定の決裁を受け之を施行す (仙臺市)
- 一、時間外勤務賃金を支給せず夜間勤務手当を給す (宇都宮市、鹽釜町、山形市、宇部市)
- 一、終業時限後午後十二時迄は一時間に付日給百分の十、午前零時より終業時限迄一時間に付百分の二十を支給す (福山町、尾道市)
- 一、出勤時間外早出二時間 一時間に付日給百分の十二、同上居残二時間後十一時迄一時間に付百分の十二
- 一、同上午後十一時以後は一時間に付同百分の十五 但し一時間未満は切捨とし早出二時間以前のもの及午後十一時後出勤時間迄繼續勤務する者には總て百分の十五の割合にて支給す
- 四、遅刻早退若は中止退出により規程時間に對し一時間以上の勤務を缺きたるときは一時間毎に日給百分の十を減給す 但し事情止むを得ざるものと認むるときは減給せざることあるべし (郡山市)
- 一、服務時間外二時間以上服務の場合は當時の日給額を服務時間にて除したる額を服務時間に加算したる額を支給す 但し服務時間は期節に依り異れり (水戸市)
- 一、退職時より午前零時迄 一時間に付日給百分の十、午前零時より出勤時限迄一時間に付百分の十
- 二、徹夜就業したるときは日給額百分の十五 (尼ヶ崎町、西宮市)
- 一、早出居残三時間迄は一時間毎に日給額百分の十、居残三時間を超ゆる場合一時間毎に百分の十二、居残午前零時以後又は早出三時間以上に亘りたるときは一時間毎に百分の一五、勤務

時間外臨時就業せしめたるときは前項に相當する時間の割 水中作業其他困難なる業務に服せしむるときは日給額を限度として相當加給す (高知市、荒玉水道町村組合)

- 一、始業時刻前一時間終業時刻より午前零時迄は一時間毎に日給額百分の十、午前零時を過ぎ翌日始業時刻前一時間迄は一時間毎に日給額百分の十二、交代勤務者には其時間外勤務に交代時間に亘る場合は日給二分及日給一日の十分の一を加へ交代時間に満たざる端數には一時間毎に日給の十分の一を加ふ (大牟田市)
- 一、一、始業時刻前二時間及終業時刻後の四時間は一時間に付日給百分の十
- 二、終業時刻後四時間以後の四時間は同日給の百分の十五
- 三、終業時刻後八時間以後始業時刻二時間前迄同日給の百分の二十 (福井市)
- 一、時間外四時間迄は一時間毎に支給額の十分の一、四時間を超ゆるものは一時間毎に支給額の十分の三 (江戸川上水町村組合)
- 一、終業時限後三時間迄一時間に付日給百分の十、三時間後六時間迄、始業時刻前二時間迄一時間に付日給百分の十五、同六時間又は始業時刻前二時間以外同日給百分の二十 (津市)
- 一、終業後午後八時迄一時間毎に日給百分の八、終業後午後十一時迄一時間毎に日給百分の十、午後十一時後翌日一時迄日給全額、午後一時を過ぎたるときは徹夜日給百分の百三十 (宇和島市)
- 一、退應後八時迄一分、以後十二時迄一分二厘、以後出勤時迄一分五厘 (八王子市)
- 一、一、始業時刻前二時間及終業時刻後午後十時迄一時間毎に日給額十分の一
- 二、午後十時より始業時刻前二時間迄同日給額十分の二 (米子市)
- 一、残業二時間以内一時間に付一分、二時間以後十二時迄は一時間に付一分五厘、早出の分一時間に付一分 (高砂町)

- 一、時間外三時間以上六時間未満三十五銭、六時間以上五十銭、災害應急作業の場合にありては前述時間において三十銭、六十銭とす (釜山府)
- 一、時間外勤務一時間毎に日給一圓未満五銭、日給一圓以上一圓五十銭未満七銭、日給一圓五十銭以上のもの拾銭 (平壤府)
- 一、退廳時間後より午後十二時迄早出三時間迄一時間に付百分の八、午前零時より同四時迄は一時間に付百分の十三、徹夜就業百分の百五十、遅参、早退は一時間に付百分の八を減給 (川崎市)
- 一、職工定夫にして定時間外勤務の場合は時間外賃金として一時間に付日給額の二割以内、夜間就業したる場合は一時間に付日給額の二割五分以内にて支給しつゝあり (豊原町)
- 一、本部在勤職夫の時間外勤務に對しては午後九時より翌午前四時迄一時間に付各自日給の百分の十五其他は各一時間に付同じく百分の十に相當する割増金を支給す (大分市)
- 一、職工最初の一時間は三十銭、一時間増す毎に五銭を加ふ、常夫支給せず (新義州府)
- 一、始業前二時間終業後三時間迄は一時間毎に日給額の百分の十、其他は同上百分の十五を加給す (高松市)
- 一、一時間毎に晝間は日給二十分の一、夜間そのは二十分の二の割合を以て加給す
時間の内外を問はず特別困難なる工事に服業したるときは晝間は二十分の三、夜間は二十分の五の範囲内に於て加給することを得
前二項の場合を通して加給すべき歩合晝間は日給額の二十分の五夜間は其の二十分の十を超過するときは現場監督者は土木課長の承諾を得るを要す、服業時間中私事の故障又は病氣の故を以て中途退業したるときは其の服業したる時間に應じ一時間に付日給の十分の一の割を以て支給す、休日に於て服業せしめたるときは別に日給十分の五を加給す 但し當日定時間

(一七)

外服業することあるも之に對しては加給をなさず (關東廳)
給水開始に當り水道普及獎勵上特に市費を以て其の工費を補助せられし都市ありや若しありとせば其方法承りたし 提出者 福島縣 若松市

答 一、公道工費は市の負擔とし其他は一切補助等の方法を設けたることなし (秋田市、和歌山市、福井市、八王子市、豊原町)

- 一、給水工事費中給水管の口径二五ミリメートル以下の新設工事にして道路に屬する部分は一戸一線を限り市に於て負擔しつゝあり (京都市)
- 一、道路内の細管布設費は市に於て負擔し各人負擔の公平と給水上の普及に資せり (名古屋市、鹽釜町)
- 一、給水開始當時は配水管布設ある道路に限り給水栓より止水栓迄を市の負擔とせり (高崎市)
- 一、特別規程を設け一定期間設備の申込をなし豫納金を納入したるものに工費の十分の四を市費の負擔としたることあり、尙月賦納入の場合は市費の負擔に屬する工事費を控除したる金額に對し毎月千分の五の割増金を徴收す (小倉市)
- 一、最初材料費を會社負擔とし工費(水道工の給料等を含む)のみ需要者の負擔とせるも現在は量水器及同室を除き需要者の負擔とす (南滿洲鐵道株式會社)
- 一、當初一定期間を限り申込の手數料一圓を免除し尙公道地下の材料及工費を市に於て負擔せり 現在は材料のみ負擔す (徳島市)
- 一、給水開始當時一ケ年間は給水工費の半額を補助せしに普及獎勵上に効果を奏せり (佐賀市)
- 一、配水管布設の道路の中心より三間迄の設備を市費負擔とせり (横須賀市)
- 一、家事専用栓は公道面無料共用栓は工事費全免とす (西宮市)
- 一、第一回獎勵、給水開始當時或一定の期間を定めその期間内に申込みたる者に對し鐵管より止

水栓(軒下迄)の工費を補助す 但し二分の一時鉛管を標準とし最高金八圓四十五錢迄とす

第二同奨勵、大正十五年四月廿八日左記規定を設立し奨勵す、本年六月三十日迄申込者

第一條 上水道使用奨勵の爲本年度豫算の範圍内に於て奨勵金を交付す

第二條 奨勵金は上水道申込者の左記區間に要したる工費額の全部を交付す

上水道使用申込者の軒下(止水栓)より鐵管に至る區間の工費額とす 但し其區間に要したる

工費額拾圓を越ゆるものは拾圓に止む

第三條 前條期間内に申込みたるもの、使用料は本年十一月分より徴收す 但し營業の爲に

使用するものは其の工事の完成後一ヶ月を経て徴收す (高砂町)

一、二ヶ月間に限り申込者を募集し此間に申込みたる者には最初三ヶ月間無料次の六ヶ月間最低

料金とし又炊事用に引用するものに限り一戸一ヶ所丈は勞力費を市に於て補助す (前橋市)

一、給水開始當初に當り水道普及奨勵の爲一定の豫約期間を定め該期間に申込みたるものに限り

町費を以て二割引の補助をなせり (中津町)

一、實例なし (大阪市、長崎市、廣島市、佐世保市、堺市、長野市、宇都宮市、福山市、別府市、

福岡縣若松市、鳥取市、尼ヶ崎市、平町、松江市、谷村町、尾道市、宇和島市、飯塚町、丸

龜市、高田市、米子市、釜山府、平壤府、五所川原町、川崎市、高松市、臺灣總督府(臺中、

嘉義、高雄)、關東廳)

元放任制又は放任計量併用制にして中途計量制に改正せられたる各地に於ける改正前年度の給

水使用料収入年額に對する改正後各年度の収入歩合を承りたし

提出者 岡 山 市

一、當初年度四分七厘五毛減、次年度一分六厘五毛増、三年度三分五厘八毛増 (神戸市)

(110)

答

年 度	給 水 方 法	給 水 延 戸 數	使 用 料 徴 收	一 戸 當 り 一 月 使 用 料	全 計 量 に 依 る 増 收 歩 合 百 分 比 率
十 四 年 度	放 任 計 量 併 用	八 八 一、〇 八 九	一、二 八 〇、七 〇 九	一、四 五 四	
十 五 年 度	七 月 一 日 以 前 計 量 制 に 着 手	九 五 二、八 四 六	一、六 四 三、〇 五 一	一、七 二 三	一 八、五
昭 和 二 年 度	全 計 量	九 六 二、八 六 四	一、八 八 〇、八 六 九	一、九 五 三	三 四、三

(横濱市)

一、大正八年度迄放任計量併用なりしも大正九年度に於て計量制に改め九、十、十一の三ヶ年間に

全部量水器の設置を了せり其前後に於ける収入歩合左の如し、大正八年度収入を一とすれば

九年度 一、三七 十年度 一、六五 十一年度 一、九八 十二年度 二、二二

十三年度 二、五七 十四年度 二、八四 十五年度 三、〇八 昭和二年度 三、二〇

(京都市)

一、大正三年四月給水條例を設定し計量制放任制を併用したるも大正九年四月給水條例を改正し

全部計量制とし同年四月より量水器取付を開始し同十一年六月終了越えて同十四年五月更に

給水條例を改正し用途別を整理と共に料率の改訂を行ひ現今に至る収入歩合改正前年度たる

大正八年度の給水年料額を一と假定せば

大正九年度 一、五三 大正十年度 一、一七 大正十一年度 二、〇四

大正十二年度 二、八一 大正十三年度 二、七六 大正十四年度 三、八二

大正十五年度 四、七六 昭和二年度 四、七六

但し給水戸數の自然増加を含む (名古屋市)

一、大正九年計量制に改正に依る水道使用料増収は使用戸數増加に依る自然増収を差引き約一割

五分の増收とす (堺市)

一、量水器設置前の大正九年と設置後の大正十三年と一戸當り給水料を比較するに設置後五割一分九厘の増額となる 即ち 大正九年 七八、二九七^円 大正十年 一二〇、八〇九^円

大正十一年 一四四、五三四^円 大正十二年 一五八、三六〇^円 (新潟市)

一、大正十二年六月計量制に改正せり収入歩合(平均一戸當)

改正第一年

第二年

第三年

共用 一割七分七厘増 二割二分七厘増 二割五分一厘増

専用 九分三厘増 八分五厘増 九分増 (福岡縣若松市)

一、本年四月一日より全部計量制度と爲したる放任計量併用制時代に比し百分の一の増收あり

(松江市)

一、大差なし (松本市)

一、改正前 大正十二年度収入 一六三、九三六^円

改正後 同 十三年同 一六一、六五七^円 同 十四年度同 一六〇、六七四^円

同 十五年同 一七一、六二五^円 昭和二年同 一八〇、一五三^円

(釜山府)

一、大正十三年度収入 二八九、九〇〇^円…放任計量併用制 同 十四年度同 三三五、六七五^円

…全計量制 同 十五年同 三六五、〇五一^円…同 (臺灣總督府(臺北))

一、大正十一年中全部計量制に改正す而して改正前の大正十年度の給水料と改正後の給水料の増加を比較せば

大正十一年度 前年度に比し 三、〇五 同 十二年度 前年度に比し 四、三五

同 十三年度 同 四、七一 同 十四年度 同 五、四六

同 十五年度 同 六、三九 昭和二年度 同

八、八一

(臺灣總督府(基隆))

(二二) 計量給水の使用量査定に關し左記事項承りたし

イ、量水器の點檢が其月の末日に非ざる場合即ち一ヶ月に満たざるとき又は數日間翌月に亘りて一ヶ月を超過する場合其月の使用量査定高は點檢當日分迄なるや若くは日割計算を以て増減し一ヶ月分を査定せらるゝや

ロ、前項一ヶ月の日數は曆日に依らるゝや一ヶ月を三十日と看做して計算せらるゝや

提出者 岡 山 市

答

一、毎月各水栓に對する點針日を定め通常三ヶ月を一期として水道使用料を徴收せるを以て本問の如き不便を生ぜず 但檢針期間中途に於て開閉を要する場合は其基本量以下のものに對しては半ヶ月分を徴收せり (大阪市)

一、量水器の點檢は毎月例日之を行ひ此期間の使用量を一月分とす而して例日に點檢し能はざる事由ありて例日に前後して點檢するも前月の點檢より其の點檢に至る期間を一月とす (東京市、横濱市、長崎市、京都市、名古屋市、堺市、高崎市、甲府市、和歌山市、仙臺市、小倉市、南滿洲鐵道株式會社、福山市、佐賀市、鹽釜町、水戸市、鳥取市、山形市、松江市、高知市、大牟田市、福井市、谷村町、上田市、福島市、尾道市、江戸川上水町村組合、西宮市、丸龜市、米子市、釜山府、仁川府、長岡市、前橋市、川崎市、新發田町、高松市、臺灣總督府(臺北))

一、量水器點檢は月納の分に對しては其の月の下旬に期納の分に對しては毎月末日に於て點檢す點檢月日を超したる場合は月の最終日を以て計算の時期とすることに算出せり (神戸市)

一、湯屋並に特種のもの、外毎三ヶ月を一期とす其期末日盡日を基準とし多少日數の伸縮あるも

前回點檢當日より其期點檢期迄を一期として整理す故障時等日割計算を要すべきときも總て實日數に依り計算し曆日に依ることなし (廣島市)

一、毎月下旬に於て一定の日割に依り點檢せるを以て給水開始及廢止の月以外には問題に該當する事項なし開始廢止の月は點檢當日迄とし最低限度を適用す (佐世保市、横須賀市)

一、給水を開始し廢止し中止し又は停水處分を受けたる月の給水使用料は使用日數十五日以内なるときは使用高制限水量の半分以上迄一ヶ月分の使用料金の半額とし以上一石を加ふること

に超過水量として計算使用料を徵收するの規定なり 但し使用石數は點檢後の使用廢止は其儘打切り計算せず (秋田市)

一、曆日に依る (堺市、佐賀市、室蘭市、和歌山市、山形市、松江市、谷村町、福島市、宇和島市、飯塚町、宇部市、豊原町、大分市、新義州府、中津町、臺灣總督府(基隆))

一、一ヶ年を四期に分ち三ヶ月を一期とし各期末に於て點檢の上其得たる水量を標準とし次期の給水料として徵收す、期又は月の中途に給水開始したるものは點檢したる水量の使用日數に

除し一日平均水量を得て期により徵收するものは九十日に乘し月により徵收するものは三十日

を乘したるものを以て徵收す (新潟市)

一、日割を以て計算す (長野市、別府市、郡山市、室蘭市、松本市、宇和島市、宇部市、平壤府

豊原町、大分市、臺灣總督府(臺南)(臺中))

一、計量器點檢後に始めて開始せられたるときは其月の使用料は翌月分に加算調定す (宇都宮

市)

一、一ヶ月三十日として計算す (別府市、尼ヶ崎市、米子市、臺灣總督府(臺南)(臺中)、關東廳)

一、當町に於ては毎月十八日より量水器點檢を始め約四日間にして終る、而して前回點檢の日より十五日以内に使用中止の場合は半月分を十六日以後は一ヶ月を徵收し開始の場合は月の十

八日より十六日間以後の場合は一ヶ月を十五日間以前は半月分を徵收し専用栓に於ては日割

計算をなさす 但し共用給水にありては總て日割計算を以て徵收す (飯塚町)

一、使用開始か月の十六日以後なるとき及休止又は廢止か十五日以前なるときは一ヶ月最低限度

の二分の一とし其二分の一を超過する水量に對して超過料金により計算す爾後毎月々始めに

點檢査定し日割計算を爲さす (高砂町、中津町)

一、條例にては一ヶ月に満たざるものは一ヶ月として計算すとあるも實際は使用開始後點檢迄數

日の使用にて最低量に達せざるものは一ヶ月を超過するも翌月點檢を加ふることに取扱ひを

れり (關東廳)

(三三) 道路擴張の爲め各戸引込の給水装置中鐵鉛管の一部分が公道下になりたる場合此の部分に對す

る所有權處分方法に關し各地の取扱振を承りたし

提出者 岡 山 市

答

一、各戸引込の給水管は公道下なると否とを問はず全部給水装置所有者の所有とせる關係上本問

の場合に於ても所有權に變更なし (東京市、大阪市、長崎市、廣島市、高崎市、小倉市、南

滿州鐵道會社、別府市、横須賀市、尼ヶ崎市、山形市、大牟田市、谷村町、福島市、江戸川

上水町村組合、高砂町、釜山府、仁川府、平壤府、川崎市、臺灣總督府(臺南)(臺中)(基隆)

(臺北)、關東廳)

一、公道となりたる部分の鐵鉛管は寄附せしむること、せり (神戸市、上田市、尾道市、宇和島

市、前橋市、豊原町)

一、公道下になりたる部分は適當の價格を以て買上げ公設管とす (横濱市、堺市、長野市、松江

市、松本市、福井市)

一、各戸引込の給水管の一部分が公道下になりたる場合は此部分に對し市に於て取替元敷設の水

- 管は之を給水装置所有者に引渡す (佐世保市、仙臺市)
- 一、公道下に所有の管が埋設せられたる場合は其儘になし置き他日撤去等の際に於て臺帳に依り所有者に還付することとせり (秋田市)
- 一、道路擴張の場合大部分は家屋の位置換又は改築等に伴ひ給水装置の位置換又は新設を要するにより其公道下なりたる材料は可成再使用しつゝあり若しも再使用の希望なきときは又は家屋取拂ひ等により其使用の途なき場合は名義人に交付しをれり (京都市)
- 一、本間の場合は移轉費を別途交付せるを以て公道下の埋設部分は之を堀上げ該工費を徴收し代ふるに市有管を布設するを本則とす (名古屋市)
- 一、擴張されたる道路へは新に配水鐵鉛管を布設し從來の給水鐵鉛管は所有者に撤去を申込ましめ市之を施工す (新潟市)
- 一、移轉せしむることとして取扱つゝあり (宇都宮市、大分市)
- 一、公道下になりたる場合は其の部分に寄附せしむるか或は市費を以て購買す例外として公道下となりたる場合は双方諒解の下に交換的に公道下となりたる鉛管の長さに相當する丈の工事を前所有者の希望により市費を以て爲すことあり (鳥取市)
- 一、縣道擴張に際し當該の事實ありたるも道敷となりたる部分のものに對しては起業者か家屋移轉費中に見積支拂を爲したり (高知市)
- 一、個人所有に屬する部分は土木係にて買收せしめ土木係より無償にて水道課へ交付せしめ其の代價として器具其の他の工事は無手数料にて水道課より施行す (飯塚町)
- 一、道路擴張に依る場合其の多くは現在設備の變更を要するものに付公道地下の部分に對して現物交換の意味に於て改築の工費を減額し現在の設備に變更を要せざるものに付ては其の儘とし別に所有權處分方法を講せざる方針なり (宇部市)

一、第七八問答通り (福山市)

一、前年度提出済に付回答省略 (高崎市)

(1111) 流末装置の方法並種類及各地に於ける取締の範圍を承りたし

提出者 新 發 田 町

答

- 一、本市の給水装置は二三問説明の通りなるを以て流末装置とは如何なるものなるや解し難きも給水装置の追加變更なりとせば市に於て施行することを原則とし市長の許可を得れば所有者に於て施工することを得ることとせり (大阪市)
- 一、流末装置は圖面仕様書添付届出たる場合検査の上支障なしと認むるときは施行を許可するも無届にて工事を爲したるもの發見せば同一家屋なれば撤去せしめ將來を戒勸するに止むも別紙擴張を爲したる場合は直ちに撤去せしめ猶五倍以内の使用量を増徴す (神戸市)
- 一、流末装置は「タンク」より延長せられるものに限る取締困難なるも計量制なるが故に大なる支障なし (横濱市)
- 一、流末装置は市長の許可を受くるに非れば之を装置するを得ず装置種類、瓦斯湯沸器、遊技場 (長崎市)
- 一、専用給水装置の流末に於て其所有者自己の材料を以て特に設備をなさんとするときには圖面設計書及材料明細書を添へ出願せしめ支障なしと認めたるもののみ許可し居れり、竣工検査手數料給水管三吋以下一件に付二圓三吋以上四圓徴收す、若し右工事無届施行の場合は工事全く完全なるものは承認することあるも不完全なるものは全部撤去し右違背期間中に對する給水料五倍以内増徴及三十日以内給水を停止す (廣島市)
- 一、平常水壓を保つ如き装置に許可せず取締は水栓手又は外勤員をして調査せしめ反則の装置を發見したる場合は直に撤去せしむ (佐世保市)

- 一、申込により取設けたる最初の水栓より加工し延長工事を施したるものを流末装置として許可しをるも工事の検査手数料として一工事に付金五圓を徴收しをれり (秋田市)
- 一、給水を他に引用するの目的を以て栓末装置をなすことを得ず栓末装置に使用する材料は總て水道課規定の検査を経たるものに非れば之を許可せず栓末装置は其の兩端取付の箇所は水道課の検印を施す若し之を毀損亡失し又は撞に移動變更し若し材料が検査規定に合格せざるに至りたる時は栓末装置の許可を取消することあるべし (岡山市)
- 一、已設給水栓又は水槽より他に導水するものを導水装置と稱し請求者より豫め設計圖面書を提出せしめ其の工法にして給水上支障なしと認めたる場合に限り許可を與へ施工せしむる方針とす種類は水道水壓を直接利用するものと一旦水槽に導水し更に水槽以下の落差に依る水壓を利用するものとありて水槽装置の場合は常時水道水のみを使用するものと平常は井戸水を水槽に揚水使用し井水不足の場合は水道水を混用するものとあり之が取締に關しては検査員當時出張の都度調査をなさしむる取扱とす (名古屋市)
- 一、増設、加工、變更、撤去等は請求に依り本市に於て施行致し尙私工事を以て施行せんとする場合は本市の承認及検査を受けしめ居れり (堺市)
- 一、量水器を距ること三尺以上の部分より施工せしむ装置の新設變更増設圖面設計書を提出せしめ使用材料は検査を受けしむ、工事竣工の上検査す (新潟市)
- 一、給水栓に三尺以内のゴム管を取付くるは差支なきも其の外水槽其の他流末装置をなす場合は凡て市長より承認を受くることとし承認を経ざるものに關しては條例に依り處分す (甲府市)
- 一、放任給水使用者が長六尺以上のゴム管其他のものをを用ひて導水設備をなしたるものは流末装置として取扱ひ支栓と同一の料金を徴す (長野市)

- 一、ホース一尺位迄は許可しをれり (小倉市)
- 一、量水器の流末一米以上の部分より會社の承認を受けたる材料を以て個人に於て流末装置を得検査をなす
- 一、取締は提出せしめたる圖面に依り點檢等の際巡視せしむ (南滿洲鐵道株式會社)
- 一、自己の材料を以て増設を願出あるときは市使用材料と同一程度の検査をなし許可す (徳島市)
- 一、量水器を除く外自己の材料を提供し流末装置の承認を請求するものに對しては其材料の設計及工事の検査を爲し検査手数料を徴收す (福山市)
- 一、放任専用に對しては發見次第撤去を命し撤去なきときは計量へ變更せしむ計量栓にありては或程度迄目認しをれり (佐賀市)
- 一、流末装置施行承認願及請負並に使用材料の水壓試驗願を提出せしめ工事に際し監督をなす (請書に依り監督費一日に對し金二圓納入せしむ)竣工の上は竣工届により検査をなす (別府市)
- 一、管末装置は検査の上許可することあるべし 但し検査手数料として内徑二吋以下一工事に付金二圓同上三吋以上金五圓を徴收す許可を受けずして管末装置を施したるときは其装置を撤去せしめ金五圓以下の過料に處す (横須賀市)
- 一、當町は全計量制に付願により検査の上許可することあるべし (鹽釜町)
- 一、給水設備として施設したる以外は全部流末装置として取扱ひ取締をなす (郡山市)
- 一、流末装置は全然之を許さず (水戸市)
- 一、水道給水工事は總て本市に於て施工し自己装置を許可せざるを以て何等事故なし 但湯屋若は旅館の如き水槽より更に給水装置を爲すもの又は既設のものある場合は詳細なる圖面を提

- 一、 出せしめ承認を受くるにあらざれば使用を許可せず (室蘭市)
- 一、 材料は素より工事の着手竣工の都度本市水道課の検査をなす新設増設工事を量水器の先端より流末工事として許可す (鹿児島市)
- 一、 量水器以下の流末工事に限り自己の材料を提出し又は自ら其工事を爲す事を得 但し材料設計工事の検査を受け市の承認を受けたるものとす (福島縣若松市)
- 一、 給水鉛管に直結せざる長さ六尺以上のゴムホース又は瓦斯管等は流末装置として之を許可し取締ることとせり (鳥取市)
- 一、 流末装置の方法は最初の給水工事を施したる末端より分岐施工するもののみを許可し其取締に關して申請者に對して諸材料を試験したる上工事中監督せしめ若し無許可施工取締には巡視をして量水點檢其他絶えず調査取締りつゝあり (尼ヶ崎市)
- 一、 水盜に對し悪影響を及ぼさざる程度とす (平町)
- 一、 材料其他を提供検査を受け且つ承認を受くることとせり (山形市)
- 一、 總て固定的方法による流末装置は市長の許可を受けしむることとし一時的可動方法によるもの(ゴム管の類)を使用の都度取付くるものは之を承認す (松江市)
- 一、 全計量制なる爲め取締上大なる支障なし (松本市)
- 一、 該當なし 但し取締方法として擅自に流末装置を施したるものは給水を停止し又は五圓以下の過料を科し尙逋脱料金を徴す (大牟田市)
- 一、 計量栓に限り量水器以下の流末装置を許可するも此場合に於ては其使用材料設計及工事の検査を受けしめ検査手数料を徴收す (福井市)
- 一、 流末装置を禁ず 但し三尺以下のゴム管取付は特に承認の上許すことあり (谷村町)
- 一、 給水設備にして道路栓に「ゴム管」又は鉛管若くは其他を直結し他所に導水するもの(浴槽、

便所、洗面所、洗濯場等) 總人口に對し一人一ヶ月に付金五錢追加徴收す、右使用の場合總て書面を以て届出をなすものにして巡視員は使用者名簿に登記す水料測定係は必要の諸帳簿に登記處理す廢止届の場合削除の手續をなす、毎月一日現在を以て人口調査をなし若し前項装置設備をなし水道使用するもの發見の場合削除の手續をなす、毎月一日現在を以て人口調査をなし若し前項装置を無斷設備をなし水道使用するもの發見の場合は相當手續方指示し其狀況に依りては條例違反として處分することあり (上田市)

- 一、 圖面設計書を徴し審査の上認可を與ふるの法をとれり (福島市)
- 一、 一戸に對し一栓は必ず市に於て工事を施行し其の流末装置は出願に依り許可しをれり (尾ノ道市)
- 一、 流末装置の方法としては圖面、使用材料目錄、仕様書等を提出せしめ實地検査の上差支なしと認められたるものに對し使用材料を試験し敷設せしめたる上最後に組合の管に直結せしむ而して接合部其他要部は一部露出せしめ置き同時に立會検査することとせり、尙流末装置は計量栓に限り放任栓に對しては承認せざることとせり (江戸川上水町村組合)
- 一、 長さ三尺以内の管類を装置することを許し其の他の装置を必要とする場合は特に市長の承認を要することとす (八王子市)
- 一、 給水條例には流末装置の條項規定しあるも流末装置として取扱ひたるものなし直接給水管に接続したるものは支栓とし又一旦「タンク」に依り各所に配水したるものは水道課にては取扱又は取締をなさず (飯塚町)
- 一、 使用條例に於ては相當嚴重なる取締を爲す筈なるも目下給水普及に極力努むる必要あり是が取締に付ては設備に故障を生ぜざると認むる限り寛大に黙許しつゝあり (宇都市)
- 一、 流末装置承認願を提出せしめ該使用の材料を立會検査したる後之を許可す (高田市)

- 一、第二十四回協議會問題、七九、九一、七五、參照ありたし（釜山府）
- 一、管末及栓末の二種とし何れも設計書圖面及材料目録を提出し許可を受け又工事竣功したる時は検査を受く（仁川府）
- 一、當時水道巡視を以て取締をれり（長岡市）
- 一、種類多數に涉り茲に記入し難し（前橋市）
- 一、請求に依り當府の材料を以て施工する外請求者の材料を以て施工の場合は材料目録設計書並に圖面を提出せしめ材料検査手數料を徴收して行ひ希望に依り自己所有の材料を以て其者に於て施工の場合は豫め前記の通り材料目録設計書及圖面を提出せしめ施工後検査を行ひ手數料を徴收す（平壤府）
- 一、特種材料を使用又は特種の工法に要する場合には工事許可願に建物平面圖管末裝置配置及仕様書を提出せしめ調査の上許可すること、せり（川崎市）
- 一、専用栓の流末に特別の導水裝置を施すものを云ひ其の裝置は市長に願出てしめ検査の上差支なきを認めたるもの限り承認を與ふ（門司市）
- 一、設計書及圖面を提出なすしめ實地調査の上適當と認むるものに許可す（高松市）
- 一、流末裝置は種類方法の如何を問はず用具所有者より之が裝置承認請求ありたる場合は添附の設計書仕様書に依り内容を調査し給水栓種別等に抵觸なき限り許可す其施行に就ては使用材料を提出せしめ之を検査し又工事竣功の上は更に工事を検査し凡て検査手數料を徴收す（關東廳）
- （二四）炊事用として給水の便宜上一戸に二個以上の量水器を設置したる場合に於ける水道使用料を徴收する場合は一個の量水器と看做し料金を算出するか又は量水器各個に付基本料金を算出するか各地の取扱方法を承りたし
提出者 新 發 田 町

答

- 一、量水器各個に付料金を算出徴收す（東京市、大阪市、神戸市、横濱市、長崎市、名古屋市、新潟市、高崎市、長野市、南滿州鐵道株式會社、横須賀市、鹽釜町、水戸市、鹿兒島市、福岡縣若松市、山形市、福島市、尾道市、西宮市、宇和島市、米子市、高砂町、釜山府、仁川府、長岡市、平壤府、大分市、新義州府、中津町、高知市、臺灣總督府（臺北、基隆、臺南）關東廳）
- 一、一個と見做し合算す ○印都市は量水器使用料は各量水器毎に徴收す（廣島市、秋田市、岡山市、堺市、甲府市、仙臺市、小倉市、徳島市、宇都宮市、佐賀市、郡山市、室蘭市、和歌山市、鳥取市、平町、松江市、松本市、福井市、谷村町、上田市、八王子市、飯塚町、宇部市、荒玉水道町村組合、豊原町、高松市、臺灣總督府（臺中）（高雄）（嘉義））
- 一、一家屋内に水栓數個設備せるも量水器は一個と限定せり（佐世保市）
- 一、第七九問答案通り（福山市）
- （三三）電氣を原動力とする唧筒式採用の場合全く電源を異にする電力を得たる水道にして周波數及電壓等統一を欠きたる場合の制裁方法承りたし 提出者 大 分 市
- 一、現在迄の處周波數及電壓等統一を欠きたることなし（堺市、横須賀市、松本市）
- 一、周波數及電壓の變化、變更の場合は電力需給契約に基き供給者に調製する義務を負はしむ（郡山市）
- 一、水源地は宇治電日本電の兩會社より供給を受け周波數六千「サイクル」電壓三千二百「ボルト」及二百二十「ボルト」二様に變壓機を以て所要電壓に降下せしめ使用せるを以て何等制裁を講ずる必要なし（尼ヶ崎市）
- 一、本市水道用電動機は設備當時會社の回答に依り六十「サイクル」とし備付けたるに其後會社に於て周波を五十「サイクル」に變更したるも市は更に六十「サイクル」に變換せしめ受電しをれ

り (福島市)

(三五) 上水道の新設擴張に際し貯水池下流の耕地所有者製紙業者水車業者等に對し補償金を支出せられたる事例あらば其補償事由並補償の方法條件金額等承りたし

提出者 松江市

答

- 一、下流の耕地所有者に對しては用水の時期所要量を放出す水車業者に對しては全く營業をなし得ざるを以て白壹個に付一日の純所得を見之を年利五分によりて得たるものとしての元金を算出し略此額を以て買収すること、せり賃借人に對しても又同一の根據に依る (神戸市)
- 一、耕地灌溉用水は必要期間一定量を貯水池より供給し水車の損害に對しては其の營業に依り生ずる純利益金を調査し其の利益金を得るに足るべき資金を補償したる例あり (長崎市)
- 一、新設に際し下流灌溉用水使用者と水利權問題起り縣知事の裁斷に依り補償金を支出したることあり (甲府市)
- 一、本市に於ても最近に其の必要あるに依り承りたし (小倉市)
- 一、水車業者に對する補償は各水車業者に付据付白數及回轉數狀況等の精査を遂げ白壹個に對する一日の賃金調査し平均年額を算定し補償額を定め常設水道委員會の決議を経て水車業者と折衝を重ね將來水量缺乏に對し故障の申出をなさざる事の協定書を提出せしめ白壹個に付き金二十圓宛補償をなせり (別府市)
- 一、灌溉水補償の爲め當該村へ對して金三千圓水車壹個に付金壹百五十圓を補償せり (尾道市)
- 一、貯水池新設に付下流(堰堤位置直接接續地)四十町歩に對し灌溉溜池新設費として金壹萬貳千五百圓を補償したり 但(一)四町歩田地は貯水池を水源となしありたるものなり、(二)四町歩灌溉に必要な新設溜池の設計をなさしめ協議の上金額を決定したり (津市)
- 一、本市の水源は溪流を遮斷せるを以て之によりて灌溉せる水田水車業に補償せり水田(二百町

歩)は畑に變更する條件の許に八萬七千五百圓を補償し水車業は廢止の條件にて上流より優先權者と認め貳千圓、壹千貳百圓、七百圓、六百圓の順位に補償せり (宇和島市)

一、精米用水車に就ては其機械及上屋敷の撤廢に因る損失並之れが廢業に基く營業の損失(一ヶ年分)を勘案し任意協調を遂げ合計參百五十拾圓を補償したる實例あり (釜山府)

一、自大正十二年度至昭和二年度迄の報償金支出總額等左の如し

一、飲用井戸改修費は實費の半額を交付し特に飲料水の配給を要するものに對しては一戸一日に付金拾五錢づゝの運搬費を交付せり總額金二、三二八圓七七〇。

二、稻作其他の灌溉費中石油其他消耗品費は全額人夫賃其他特別施設に要する費用は實費の半額を交付せり總額金一〇、五四七圓九五〇。

三、稻作被害報償は地元村長をして豫め被害報償要求明細書を提出せしめ該要求書に基き刈取前各田面の實地調査をなし收穫實量の見込を立て一反歩の平年作平均二石八斗に不足する總石數を算出し減收總石數の四分は虫害其他一般的被害に原因するものとして扣除し差引六分は水源地の揚水に起因する被害と認め收穫時期前一ヶ年間に於ける一、二、三等米の平均相場を乗じたる額を府より報償すべき金額と定め被害代表たる地元村長に交付し地主小作人等各人に對する分配方法分配率等に就ては當該村長をして一切の責任を負擔せしむること、したり、總額金二一、二八〇圓一二〇。 總計金二四、一五六圓八四〇。(高松市)

一、貯水池新設の時其下流の水田は畑に地目變更し評價差額を標準として補償せり (臺灣總督府 (基隆))

(三六) 水道使用に付納金組合を組織し若くは六ヶ月乃至一ヶ年前納の制度を設け獎勵金を交付する方法を採られつゝある事例なきや若しありとせば其制度及金額成績等承りたし

提出者 松江市

答

- 一、特に徴收困難なる区域に對しては代表者を定め徴收しつゝあり集金手数料は集金額の一割納期後一ヶ月以内に完納の場合には獎勵金として更に三分を加給す（京都市）
- 一、給水料六ヶ月若くは一ヶ年前納の制度を設けざるも市に於て納税獎勵規定なるものを制定せり成績良好なり其獎勵金は左の方法に依る
 - 組合を設置したる組合員一人に付金壹圓以内
 - 組合にして法定期間内に完納したるときは令書一通に付金貳錢
 - 納付金額に付き其の千分の四
 - 納税組合にして成績不良なりと認むるときは市長は其承認を取消することあるへし
- （新潟市）
- 一、水道使用料に限らず凡ての諸税を包括したる納税組合の設置を獎勵し之に對する獎勵金は半ヶ年毎に取纏めたる金額の千分の八及取扱たる令書一枚に付き金貳錢宛の割合に依る其の成績良好なり（甲府市）
- 一、納税組合を組織し三ヶ月前納の制度を設け納税告知書一枚に付金參錢の獎勵金を交付しあり其成績概して良好なり（水戸市）
- 一、納税組合の設けありて給水使用料をも取扱ひ居れるも前納の例なし（鳥取市）
- 一、水道料金のみ納金組合組織なきも一般納税組合に於て水道料金をも共に取扱せし處あり但し其成績判明せざるも追々良好なる成績を得らるへしと思考す（山形市）
- 一、當市は一般税區徴收機關として納税組合の設置あり水道料告知書も同組合長より徴收納せしむ獎勵金は年度末戸數一戸に付拾錢及告知書一枚（延枚數）に付壹錢貳厘を毎年一回各組合に交付しあり良好なり（大牟田市）

一、半ヶ年又は壹ヶ年を豫納することを得る制度あり 但し使用者より豫納したる事例なし

（谷村町）

- 一、公私共用栓には市長の指定したる惣代あり惣代は毎月十日前後に於て水道より送達する告知書に依り組合各戸に付取纏め期間内納入したる場合組合壹戸に付金貳錢外に手當の意味に於て一戸に付壹錢宛一ヶ年四期に區別し其の期間算定支給す惣代を辭職又は他の轉住したるものは其都度算定支給す尙専用計量給水者も二十戸以上納入組合を組織し適當と認めたる場合前項の一ヶ年通じて一ヶ月一戸壹錢の手當を支給す（上田市）
- 一、市費支辨せず（大分市）
- 一、水道使用料のみの爲めに納金組合は之を組織せざるも其他一般公課金と共に納税結合を組織せしめ之に獎勵金を交付するの例を設けたるも未だ日淺く成績の見るべきものなし（新義州府）
- 一、専用給水豫納給水料一ヶ月乃至三ヶ月分共用給水一ヶ月分を前納せしむ（門司市）
- 一、當署に於ては特に水道使用料金に就ての納金組合を組織せざれど他の税金徴收に付て納金組合あるを以て一部少數加入しあるものあり之等は總て毎月の完納者とす（關東廳）
- （三七） 少額なる修繕費を各人より徴收する簡便なる方法なきや又少額輕易なる修繕にして其費用を市に於て支辨せられつゝあるものあらば其程度承りたし

提出者 松江市

答

- 一、給水装置の應急修繕に關し使用者より請求ありたるときは當該給水装置所有者又は保管者より請求ありたるものと見做し取扱を爲し所有者の名を以て納付書を發するも實際は使用者が納付し居る状態なり
- 又給水装置にして落成後百八十日以内に破損したるときは使用者の故意若は過失に起因する

場合又は天災事變等に因る破損の場合を除き市に於て修繕費全部を支辨す (東京市)
 一、革座バルブ等の取替は無料とし其他は總て水栓所有者より徴收せり (大阪市、神戸市、廣島市、佐世保市、秋田市、京都市、堺市、新潟市、甲府市、小倉市、鹽釜町、福岡縣若松市、山形市、松本市、大牟田市、谷村町、福島市、宇部市、高砂町、長岡市、高松市、臺灣總督府(臺南))

一、栓類の取換は工費を無料とす (神戸市、長岡市)
 一、修繕費拾錢未滿は之を徴收せず (横濱市、宇都宮市、水戸市)
 一、破裂の假手當は市に於て負擔す (秋田市)
 一、修繕工事費の多寡に拘らず總て納額告知書を以て徴收するを本則とするも不納に對しては検査員計量關係事務の傍便宜集金せしむ 但し一件五拾錢以下の工事にして而かも五錢以下の端錢の付かず且修繕職夫が現場に於て工事費を判定し得る場合は一枚金五錢の領收證(郵便切手大)を作成し之が受拂を嚴重に取締り職夫に持參せしめ修繕直後現場に於て徴收せしむ (名古屋市)

一、少額輕易なる修繕と雖も市に於て支辨せず (高崎市、郡山市、宇和島市、五所川原町、川崎市、關東廳)
 一、給水栓の「バックキング」取替の如き小修繕は均一修繕料として職工の要せし時間の長短に關せず一個の場合は拾五錢二個の場合は拾八錢三個の場合は貳拾壹錢宛を徴收しをれり (長野市)
 一、「ケレップ」の修繕は無料とす (徳島市、鳥取市、長岡市)
 一、應急修理をなし得るものは使用者より修繕費を徴收せず (佐賀市)
 一、給水装置の工事落成後六ヶ月以内に破損したるときは變更又は故意若は不注意に起因せざる

限り市費を以て之を修理し (横須賀市)

一、修繕費五拾錢以内は市に於て負擔し使用者より徴收せず (和歌山市)
 一、小破の修繕に對して修繕費を負擔せしむるときは使用者が破損漏水の通知を怠る處あるを以て市費にて支辨す (高知市)
 一、修繕費貳拾錢未滿は市に於て支辨し其他實例なし (尾ノ道市、江戸川上水町村組合、荒玉水道町村組合、平壤府)
 一、修繕職工をして其都度假領收證(但し引切式)を以て徴收せしめ歸廳の都度金額及領收原符を徴收係に提出せしむ徴收係に於ては領收證原符に依り令書を發行し整理をなす (飯塚町)
 一、「バックキング」は無償とし其他は修繕の程度に依り材料費として徴收し勞力費を徴收せざる場合あり (釜山府)

一、材齡其他自然に破損せる場合は當府にて支辨す (新義州府)
 一、市費を以て修繕費の支辨をなすは概ね公道面に屬する部分とし個人所有に屬する部分は費用は設備所有者若は給水使用者より徴收す (門司市)
 一、修繕件數極めて少數にして其修繕費は申込者より直接徴收する方法なり又小額輕易修繕にして其費用が參拾錢に滿たざる場合は之を徴收せず當水道にて支辨す (臺灣總督府(花蓮港))
 一、修繕費壹圓未滿のものは之を徴收せず當市に於て支辨す (臺灣總督府(臺北))
 一、其の額の多少に不拘修繕費は毎月使用水量の納額告知書の發行と同時に修繕の納額告知書を以て納付せしむ (關東廳)

(三八)

量水器點檢に際し點檢者に人夫を附せられつゝ、あり又點檢者一人一日の平均點檢個數承りたし
 提出者 松 江 市
 一、人夫は使用せず (東京市、大阪市、神戸市、横濱市、長崎市、佐世保市、京都市、堺市、甲

府市、仙臺市、横須賀市、鎌倉町、徳島市、佐賀市、郡山市、室蘭市、鹿兒島市、和歌山市、
尼ヶ崎市、高知市、大牟田市、福井市、福島市、尾ノ道市、江戸川上水町村組合、宇和島市、
丸龜市、宇部市、米子市、高砂町、長岡市、川崎市、新發田町、大分市、新義州府、高松市、
臺灣總督府(花蓮港、基隆)

- 一、一人一日點檢個數 中央部一日平均百五十個(大阪市) 百個(京都市) 一日平均百二十個(神戸市) 一日平均二百個(横濱市) 五六十個乃至百個(長崎市) 六十個乃至九十個(廣島市) 二百個内外(佐世保市) 約七十個(岡山市) 九十二個(京都市) 舊市部百四十個乃至百六十個、新市部百二十個乃至百四十個(名古屋市) 百個(堺市) 百二十個(甲府市) 百個(長野市) 七十五個(仙臺市) 六十個乃至八十個(徳島市) 百個乃至百五十個(佐賀市) 百五十個(横須賀市) 六十個(鹽釜町) 八十個内外(郡山市) 五十個(室蘭市) 百五十個(福岡縣若松市) 約六十個(鳥取市) 七十八個(尼ヶ崎市) 三百個(平町) 九十個(高知市) 二百四十個(大牟田市) 八十個乃至百個(福井市) 八十個(福島市) 百個(尾ノ道市) 百廿個(江戸川上水町村組合) 八十個(西宮市) 八十個乃至百個(宇和島市) 百個(飯塚町) 八十個(丸龜市) 四十個(宇部市) 百四十個(米子市) 六十個(高砂町) 四十個(長岡市) 二百個(川崎市) 八十個(新發田町) 六十個(大分市) 百三十個(高松市) 三百個(臺灣總督府花蓮港) 百個(臺灣總督府基隆)
- 三吋以上の大口徑量水器點檢には人夫を附す (廣島市、岡山市、名古屋市、仙臺市)
- 一、點檢者一人に付工夫一人若くは人夫一人を附屬せしむ (秋田町、新潟市、高崎市、小倉市、福山市、別府市、水戸市、峰山町、谷村町、上田市、高田市、釜山府、仁川府、平壤府、五所川原市、豊原町、門司市、臺灣總督府(臺北))
- 一、人夫若くは工夫附屬平均點檢個數 約百個(秋田市) 約二百個内外(新潟市) 百三十個(高

(五四)

- 一、屋外装置の場合鍵付の籠を用ふるときは検査員の點檢能率を減殺するを以て完全なる鍵付籠を用ひ難し依て戸締ある屋内に設置するを最も良法と思料す (東京市、長崎市、南滿州鐵道株式会社、尼ヶ崎市、江戸川上水町村組合)
- 一、盜難に罹り易き場所に對しては量水器外出の鐵蓋を鍵締とせり (大阪市、高砂町)
- 一、量水器は裝置所有者又は管理人に於て保管の責を任せしめ給水廢止若は中止の場合には直に撤去偶々家屋取毀等の場合盜難に罹ることあるも此は年十個内外のものにて、裝置所有者又は管理人より賠償せしめ居れり (神戸市、堺市、横須賀市、水戸市、松江市、高松市、臺灣總督府(基隆))
- 一、當水道の量水器室は屋内にて深さ二尺屋外にて深さ四尺五寸あり其の鐵蓋量約八貫あり殊に冬期は鐵蓋氷のため結着し量水器室内に水溜等あるため人夫一人若くは二人を附しをれり而して一人一日の點檢數は約九十五個又は一一〇個内外なり (關東廳)
- 一、量水器盜難防禦に付適當なる方法なきや各市町の實況承りたし

提出者 川 崎 市

- 一、點檢者は水栓番一人にてなす 但し雨天の場合は人夫一人を附す (福岡縣若松市)
- 一、冬期間積雪の際は人夫一人を附す其他は附せず平時一人一日約五個とす (山形市)
- 一、地下水の個所には人夫を附す一日平均三十五個位なり (松本市)
- 一、實例なきも考慮研究中 (宇都宮市)
- 一、八十個(小倉市) 八十個内外(福山市) 百五十個位(別府市) 八十個(水戸市、峰山町) 百個(高田市) 九十四個(釜山府) 九十個(仁川府) 六十五個(平壤府) 百個(五所川原町) 五十個(豊原町) 二百個(門司市) 二百個内外(臺灣總督府(臺北))
- 一、一人乃至三人の人夫を附す平均點檢個數は各地に依り一定せず (南滿州鐵道株式会社)

一、停水の際其都度量水器を取外し持歸る給水中のものは盜難の虞れなし（横濱市、名古屋市、飯塚町、門司市）

一、冬期凍結の憂あり故に屋内地下三尺位の箇所に装置しあるを以て未だ嘗て盜難に罹りたることなし（室蘭市）

一、設置場所を撰擇するの外良策なし（關東廳）

(五六) 洗面所及手洗所様の止水栓なき水栓の停水申告を受けたる場合如何なる方法又如何なる器具にて停水封緘せる、や各地の取扱承りたし 提出者 高 砂 町

答 一、水栓の「バルブ」を抜き去り「バルブ」の代りに共用栓の玉ゴムを入れ「スピンドル」にて締付け而して「スピンドル」に封緘を施したることあるも完全なる中止方法とは思考されず

(東京市)

一、撤去するに非らざれば停水不能なり（横濱市、新潟市、高崎市、甲府市、仙臺市、徳島市、室蘭市、鳥取市、川崎市）

一、給水栓撤去の上立込を爲す（長崎市、和歌山市、臺灣總督府（基隆））

一、給水栓内部を「ゴム」にて封鎖し封印を施す 但し封印は給水栓胴より丁捻子へ銅線を巻付け封印鉛にて封緘す（廣島市、岡山市、長野市、小倉市）

一、停水を要する場合は止水栓の取付をなさしめ停水の需に應じをれり（秋田市、山形市、臺灣總督府（屏東、嘉義））

一、埋金を以てするか又は銅二十八番線を以て給水栓の「ハンドル」を締め付け鋼線の兩端に封鉛を取付封緘器を以て之を押潰す方法を採りをれり而して該封緘器はベンチ型のものにして現時多方面に廣く用ひられつゝあり（名古屋市、宇和島市、飯塚町、釜山府、臺灣總督府（高雄、臺北））

一、止水栓なき支栓の停水は受理せず事由あるものは地下に於て切斷し開栓の場合は接合費の實費を負担せしむ（宇都宮市、新潟市、郡山市）

一、水栓の蝶形摘みの處より下部は針金を幾重にも嚴重に巻付け針金の兩端を能く捻り合せ其處を堅く結びつけ封緘をなし監視するより外なかるべし（鹽釜町、水戸市、尼ヶ崎市）

一、第一引込線を切斷す其後使用者ある場合は止水栓取付を促し而して後開栓す 第二封緘を以て給水栓口を封緘す（上田市）

一、二十二番銅線を鉛玉にて封緘す（江戸川上水町村組合）

一、給水栓に相當の設備をなし鉛を以て封緘の刻印をなす（宇部市、平壤府）

一、廢栓として取扱ひ分岐點より切斷しをれり（大分市）

一、停水カッブリングの用意なきときは大豆を袋に入れ栓孔に挿入し其膨脹に依り一時停水せしむる便法もあり（岡山市）

一、洗面所、手洗用等に係る違反行爲も等しく給水上の違反なるを以て本人に於ては之れが爲他の給水も同時に停水を要する設備にありては同時に停水す（門司市）

一、本市條例上其必要無し（神戸市）

一、如何なる給水栓にも止水栓を附するを以て止水栓破損の場合の外封緘をなすことなし若し封緘をなす場合は小銅線にて封緘鉛を使用す（關東廳）

(七〇) 全部計量制に於て量水器使用料徴收するの可否 提出者 小 倉 市

答 一、全部計量制に於ては量水器使用料と水道使用料とを區分せず最低料金又は基本料金等の例に依り水道使用料中に包含徴收するを可と認む（東京市、新潟市、甲府市、室蘭市、平町）

一、徴收せず（大阪市、神戸市、横濱市、仙臺市、南滿州鐵道株式會社、西宮市、高松市）

- 一、徴收せざるを可とす（長崎市、佐世保市、佐賀市、横須賀市、郡山市、福岡縣若松市、大牟田市、新發田町、門司市）
- 一、現在本市に於て徴收しをるも不合理を認めつゝ、あり將來に於て一戸一個の使用料は撤廢し二個以上に就き一個以外の分に對し徴收する規程に改むることになしをれり（秋田市）
- 一、現在二十耗以下を無料とし以上を有料とす 但し全部有料制の實施に關しては目下講究中とす（名古屋市）
- 一、徴收す（堺市、福山市、室蘭市、山形市、松江市、松本市、丸龜市、宇部市、高田市、關東廳）
- 一、使用水量限度以上を超過したる使用者に對しては量水器の使用料を徴收し限度以下の使用者に對しては量水器の使用料は徴收しをらず徴收の可否に就ては未だ意見を有せず（別府市）
- 一、徴收するを可なりと認む（鹽釜町、和歌山市、鳥取市、福井市、福島市、釜山府、前橋市、川崎市）
- 一、經濟狀態に依り決定すべきものと思ふ（南滿洲鐵道株式會社、鹿兒島市、大牟田市、尾道市新義州府）
- 一、十六耗以上のものに對しては其口徑に應じ基本料金を多少増加せり（福岡縣若松市）
- 一、起債に依り水道施設の場合には使用料徴收に賛成の意を表す（上田市）
- 一、徴收上統一し得るを以て可と認むるも將來商工省に於て量水器検査を受くることとなるを以て考慮を要する問題なり（米子市）
- 一、量水器使用料としては徴收せず（長岡市）
- 一、四分の三吋以上の大口徑のものは概ね其用途家事用以外商業工業其他水の爲便益を得るもの多く故に使用料を徴收するも敢て苦痛にあらず依て四分の三吋以上を有料とせり其料金は満

四ヶ年にして原價を回收すべく算出せり相當の修繕料を要すべきに付廉價なる貸付料を徴するは適當と認む（臺灣總督府（嘉義））

（七一）

水道擴張の期に達せし場合給水設備請求に對し之が取扱振承りたし
理由 擴張期に達し未だ工事も出來上がらぬと云ふ場合は給水に不足を生ずることが多々あること、思料す、此場合給水の申込を受けるも斷水するに決して居る夫れを如何にするか幾ら水が不足しても給水請求を拒絶することが果して如何であるか此の邊の取扱振又御經驗なしとすれば御意見を承りたいと存じ提出した次第なり

提出者 小倉市

答

- 一、水道擴張を要する場合と雖も給水装置の請求を制限若くは拒絶したることなし（東京市、福山市、鹽釜町、水戸市、鳥取市、尼ヶ崎市、平町、飯塚町、平壤府、門司市）
- 一、申込者に現況を談じ斷水あるも異議なしとあれば應諾す（神戸市、長崎市、佐世保市、名古屋市、新潟市、長野市、横須賀市、松江市、川崎市）
- 一、保健衛生の見地より出來得る限り請求に應ずるを可なりと信ず良質の井戸を所有する者に對しては水道水の不足の状態を説明して延期を乞ふを至當と認めらる（横濱市、和歌山市）
- 一、本市に於ては其實例ありしも給水請求者は悉く之れを受理し水量不足を來したるときは時間斷水を実行し辛うじて給水を爲したり（秋田市、關東廳）
- 一、夏季源水不足等の場合あれども給水請求に對しては全部受附す 但し大量使用の工場等に對しては一時中止せることあり（堺市、甲府市、仙臺市）
- 一、斷水に決しをるものとすも缺くべからざる用水の事に付給水請求を受理すべきものと思料す然して斷水に對しては時間給水の方法によるか又他に最善の方法を講じ一方濫費取締を一層嚴重にす（郡山市、福岡縣若松市）

一、工事完成にあらざれば申請を受理せず（室蘭市、山形市、宇部市、前橋市、新發田町、新義州府）

一、給水請求な拒絶するは穩當ならずと思考す斷水を爲す如き場合は娛樂用、公園、噴水、庭園等を停水し其他船舶工場等多量給水者に對する或程度の制限を加へ尙不足の場合は時間制限給水を爲す外致方なきものと思考す（大牟田市）

一、當府は數年前より給水能力不足を告げ常に給水制限なしつゝあるも給水の請求に對しては之を拒否したることなし然れども使用者増加の爲め現狀以上に斷水時間を延長し府民の苦痛を大ならしむることは努めて之を避くべきものなるを以て新規給水工事の請求に對しては緩急を考慮して決定するの必要ありと思料するものなり（釜山府）

（七四）計量給水制にして量水器の異狀又は給水用具に破損を來したる場合に於て其消費實量は水道經營者の認定に依るの外なかるべし此の場合最も合理的の認定方法承りたし

提出者 鎮南浦府

答 一、本市に於ては前二月の使用料を參酌して認定し之に據り難き場合は見積量に依る（東京市、大牟田市、尾道市）

一、其期間前後の使用狀態及前年同期使用狀態を參酌し認定するを相當と思料す若し以上に依り難きものは量水器取換後の率に依る（大阪市、京都市、長野市、福山市、平町、松本市、福井市、仁川府）

一、量水器の異狀に原因せるときは之を取替へ新量水器の消費量及前年當月の消費量等を參考として認定す給水用具の破損の場合は第一問の方法に依る（横濱市、福島市）
一、前使用石數の平均量に依り認定す（堺市、徳島市、別府市、谷村町、川崎市、新義州府）

一、第一問同答に同じ（新潟市、平壤府）

一、前三ヶ月分の消費量を平均したるものを適當なりと認む（小倉市、郡山市、水戸市、鹿兒島市、宇和島市、飯塚町）

一、規則に於ては前月分を使用と見做せり消費實量に付ては其都度實地取調の上決定する外なるかべし（南滿洲鐵道株式會社）

一、使用目的同じき使用者中給水設備及使用狀態と略同じき使用者を標準とし認定す（谷村町、前橋市）

一、量水器異狀によるものは總て定限基本水量と認定す（米子市）

一、少量の場合は割引せず多量（約一立方米）の場合は其給水栓の口徑漏水時間其他を調査し査定す（長岡市）

一、本人の營業狀態並に家族數を參酌し尙前年同月と前月の使用水量に對比し相當と認むる程度に於て賦課しつゝあり（豊原町）

一、第一問に同じ（長崎市、廣島市、佐世保市、岡山市、名古屋市、高崎市、甲府市、新潟市、宇都宮市、室蘭市、松江市、八王子市、平壤府、新發田町、高松市、關東廳）

一、量水器異狀破損等の際消費量不明の場合は前月分消費水量に依る
若し前月分なきときは豫定額を以て消費水量と見做す

豫定水量（普通一ヶ月二十立方米迄）臺灣總督府（屏東）
噴水其他娛樂用一ヶ月三十五立方米迄

（七七）道路上に埋設せる給水管を地下電線瓦斯管等の工作物設置の際破損せしめたる場合修繕費徵收方法に付承りたし
提出者 尼崎市

答 一、破損せしめたるものをして負擔せしめ徵收す（東京市、大阪市、神戸市、横濱市、長崎市、

廣島市、秋田市、岡山市、名古屋市、堺市、新潟市、高崎市、甲府市、仙臺市、小倉市、南満洲鐵道株式會社、徳島市、宇都宮市、福山市、佐賀市、別府市、横須賀市、鹽釜町、郡山市、水戸市、室蘭市、福岡府若松市、鳥取市、平町、山形市、松江市、松本市、高知市、大牟田市、上田市、福島市、尾道市、江戸川上水町村組合、西宮市、宇和島市、飯塚町、米子市、高砂町、釜山府、仁川府、長岡市、前橋市、平壤府、川崎市、新發田町、新義州府、門司市、高松市、臺灣總督府(臺中、高雄、基隆)、關東廳)

(七八)

道路の擴張又は變更に依り給水用具の位置變更を要する場合に於ける工費負擔者に付實例あらば承りたし

答

- 一、配水管の移轉の爲に位置變更を要する場合は本市に於て負擔し單に用具のみの變更を要する場合は所有者の負擔とす (東京市、廣島市、高崎市)
- 一、本間の工事の爲め配水鐵管の移轉に伴ひ給水装置の加工又は變更を要する場合は所有者の請求をまたず市の費用を以て之を施行す (大阪市、上田市、宇和島市)
- 一、給水装置者が原因を發生せしめたる者より移轉費の補償を受け其移轉の當該所有者より手續をなす (神戸市)
- 一、變更に至らしめたる者の負擔とす例へば道路擴張に伴ひ給水装置の位置變更を要するときは水道當事者は道路管理者の經濟より工費を徴收するが如し (横濱市、小倉市、福山市、佐賀市、松江市、谷村町、飯塚町、丸龜市、宇部市)
- 一、材料費は工事施工者又は水管所有者の負擔にて工賃は水道費にて負擔す (長崎市、室蘭市)
- 一、道路の擴張又は變更の場合は家屋所有者に對し一切の損失を補償するを以て右補償費中には給水装置の位置變更工事費も當然之に包含するに付從て給水装置變更工事費は給水装置所有者より徴收せり (名古屋市、福井市、米子市)

者より徴收せり (名古屋市、福井市、米子市)

- 一、各戸給水装置の改造變更は本市之を施行し之が費用は其必要を生ぜしめたるもの、負擔とす (新潟市、鹿兒島市、山形市、高知市、關東廳)
- 一、給水條例の定むる所に依り特約ある場合の外位置變更の必要を生ぜしめたる者の負擔とす但し給水管に剩餘を生じたる時は之を所有者に還附す (甲府市、仙臺市、南滿洲鐵道株式會社、横須賀市、鹽釜町、郡山市)
- 一、桧所有者の負擔とす (徳島市、宇都宮市、水戸市、尾道市、西宮市、臺灣總督府(臺中))
- 一、市費設置に屬する分は全部市の負擔とし個人所有の分に對しては所有者の負擔として工費の徴收をなす (別府市)
- 一、市に於て工費を負擔し増加したる給水用具は設計書に記載し所有區別を明にす (福島縣若松市、臺灣總督府(臺南))
- 一、公道に屬するものは全部市の負擔其他は裝置者の負擔としあり (和歌山市、門司市)
- 一、其原因を生ぜしめたるものが工費負擔とするを原則とせるも監督官廳の分例令は國縣道の改修による分の如きは例外とす (鳥取市)
- 一、移轉料の支拂を受けたる者よりは工費を徴收するも材料を要せざるものは無料移轉す (松本市)
- 一、此の場合は移轉費を交附しをるを以て工費は請求者に負擔せしむ (福井市)
- 一、條例に依り公道の場合に於ては給水装置所有者の負擔とし其他の場合は其必要を生ぜしめたるもの、負擔とす (江戸川上水町村組合)
- 一、道路工事の爲給水用具の位置變更の場合には其の工費は道路管理廳(當府土木費)の負擔とし輕微なる變更等に付ては當府水道費の負擔とせり (釜山府)

- 一、道路管理廳の負擔とす (平壤府)
- 二、水管移轉の必要を生ぜしめたるもの、負擔とせり (佐世保市)
- 一、第二二問にて記載の通り (秋田市)

(七九)

一、住宅區域内に貳線以上本線より各別に給水栓を設置したる場合貳栓となすや又は支栓として取扱せらるゝや各市の取扱振承りたし 提出者 尼崎 市

答

- 一、支栓として取扱す 但し基本料金は各管に付徴收す (東京市、廣島市、名古屋市、新潟市、長野市、仙臺市、小倉市、徳島市、別府市、郡山市、平町、谷村町、江戸川上水町村組合、八王子市、宇部市、仁川府、平壤府、五所川原町、豊原町、高松市、臺灣總督府(基隆))
- 一、支栓として取扱ふ 但し其用途を異にする場合は別途に一栓とし取扱ふものとす (大阪府、甲府市、南滿洲鐵道株式會社、鳥取市、福井市、西宮市、新義州府、臺灣總督府(臺中、高雄))
- 一、二栓として取扱ふ (神戸市、佐世保市、京都市、高崎市、横須賀市、鹽釜町、鹿兒島市、山形市、松江市、福島市、尾道市、宇和島市、米子市、釜山府、前橋市、大分市、中津町、關東廳)
- 一、二栓として各栓に量水器を設置す 但し壹栓に變更し能はざるに限り (横濱市)
- 一、一住宅區域内は何ヶ所より引水するも何程として取扱ひ支栓として取扱をなすものは分岐して獨立家屋に引水せし場合の取扱となしをれり (秋田市)
- 一、二栓として取扱ふ 但し水道使用料を合算す (堺市、松本市、門司市)
- 一、二栓とす 但し其用途同一なるときは使用水量は之を合算し用途を異にするときは其使用料金は各料率に分ちて徴收す (福山市)
- 一、壹栓は本栓とし一栓は増設線として取扱ふ支線とは本線より分岐したるものをいふ (水戸市)

一、本市は一栓とす (室蘭市)

一、量水器取付数を栓数とす (福島縣若松市)

一、量水器設置の場合基本料金は一個と見做し計算し放任栓の場合は二栓とす (和歌山市)

一、本件は事實に依り決定すべきものと認む (高知市)

一、支栓となす 但し専用栓(放任給水)にありては支栓一栓に付總人口に對し一人壹ヶ月五錢水料を附加す (上田市)

一、一住宅内と雖も世帯を異にするときは二栓とし一世帯のもの、使用になるときは第廿四問に述べたるが如き取扱をなしつゝあり (飯塚町)

(八〇)

放任給水の場合一定の場所に貯水槽を作り夫れより各所へ配水使用するものに對し支栓として處置せらるゝや各市の實況承りたし 提出者 長崎 市

一、本問の如き場合は總て之を計量栓として給水す (東京市、徳島市、宇都宮市、佐賀市、横須賀市、和歌山市、上田市、八王子市、中津町、臺灣總督府(嘉義、花蓮港))

一、當市は放任給水時代(目下全計)に於ても斯の如き流末装置に對して必らず量水器を取付くるを原則となしたり (横濱市、秋田市、福井市、飯塚町、高砂町)

一、専用栓とす (長崎市)

一、之を認めざる方針なり (廣島市、高崎市、仙臺市、室蘭市、高知市、谷村町、福島市、江戸川上水町村組合、臺灣總督府(基隆))

一、貯水槽か給水栓に接続しをらざる場合は給水設備として取扱はず (長野市)

一、一定の場所に貯水槽を作り各所即ち各戸に給水する場合は各給水栓となすものとす (鹽釜町)

一、支栓増設にあらず流末装置として取扱ふべきものと認む (郡山市、尾道市)

一、水道栓より直接取水せざる限り支栓の取扱をなさず (水戸市)

一、支栓として取扱ひをれり (鳥取市)

一、支栓とせず (宇部市、釜山府)

(八一) 栓種變更を命じたるもの工事費を納付せざる場合に於ける處置に付各市の取扱振承りたし

提出者 尼崎 市

答

一、停水又は切斷の處分に依り整理す而して其結着迄は變更すべき栓種の料率により料金を徴攻す (東京市、名古屋市、釜山府)

一、滞納久しきに亘るときは停水す (横濱市、高崎市、長野市、室蘭市、鹿兒島市、和歌山市、鳥取市、平町、松本市、高知市、江戸川上水町村組合、飯塚町、宇部市、高砂町、仁川府、平壤府、大分市、高松市、臺灣總督府(臺北、花蓮港))

一、所有者之に應ぜざるときは直に工事を施工し其費用を徴收するの規程なり (秋田市、堺市)

一、修繕以外は工事費納付後施工す (岡山市)

一、當市も實例あり給水停止も一方法なれども未だ實施したることなし尤も給水使用者異動の場合には栓種變更せざる内は開栓せざる取扱となしをれり (仙臺市)

一、三ヶ月以内の給水停止又は三倍以上の水料増徴をなす (南滿洲鐵道株式會社)

一、使用料と同様の取扱をなす (徳島市、水戸市)

一、栓種變更工事費は工事前之を徴收するが後に未納の實例なし 但し栓種變更の命に應ぜざるものに對して現在使用栓の給水を停止す (横須賀市)

一、工事費納入迄其栓を見積り水量に依り認定し一方工事費の納付方を督促す (福井市)

一、違背處分として取扱ふ (前橋市)

給水廢止届出の場合其所有地域内は所有者自身に於て撤去方申出でたる場合又は將來該線を使

用する意思ある爲所有地のみ其儘存置方申出たる場合各地の取扱振承りたし

提出者 尼崎 市

(八二)

用する意思ある爲所有地のみ其儘存置方申出たる場合各地の取扱振承りたし

提出者 尼崎 市

答

一、給水廢止の届出ありたるときは先づ給水を中止し然る後切斷工事を施行す給水管切斷後は給水管及其他の用具を撤去し又は其儘存置するも所有者の自由とす (東京市、岡山市、山形市、上田市)

一、給水廢止後の水栓撤去は市に於て之を爲し裝置所有者の自儘に撤去するを許さず給水廢止する將來使用の意思ある場合は存置す別に支障なし (神戸市、佐世保市、新潟市、甲府市、小倉市、南滿洲鐵道株式會社、佐賀市、室蘭市、平町、豊原町、關東廳)

一、前者に對しては水道當事者立會の上切斷し撤去せしむこの場合切斷に要せし實費を徴收す後者の場合は停水の例に依る (横濱市、堺市、川崎市、大分市、新義州府)

一、給水工事は全部水道課に於て施行す (長崎市、廣島市、別府市、松江市、平壤府)

一、其儘存置希望のものも配水管より止水栓迄の間は撤去す其費用は總て本人より徴收す (廣島市)

一、正當の理由あるものは其儘存置するも理由なきものにして六ヶ月以上給水を使用せざるときは本市に屬する公道鉛管を撤去する規程なり (秋田市)

一、問題前後段何れの場合にあるも廢止の請求ありたるときは所定の工事費を納付せしめたる上道路取付管の連絡を切斷し同時に止水栓及量水器同儕共撤去し問題の後段の場合は廢止せしむることなく中止の届出をなさしめ置くの取扱とす (名古屋市、高知市)

一、廢止届出人の希望により工事をなす (高崎市、仙臺市、水戸市、松本市、江戸川上水町村組合、宇部市、前橋市)

一、所有地内に限り請求者の意に任すこともあり然し其材料を給水工事に再使用の場合は検査の

上許可す (長野市)

一、所有者より撤去届出ある場合にのみ撤去をなす (徳島市)

二、請求者に於て工費負擔したる部分に限り自身に於て撤去するも亦其儘存置するも差支なし

(横須賀市)

一、所有地内は所有者自身に於て撤去方申出たる場合と雖も其儘存置するを適當と認む

(鹽釜町)

一、流末工事以外は自己撤去を認めず 但し其儘存置に付ては之を認む (和歌山市)

二、土地所有者より廢給水鉛管の存置願出たるときは之を認む (松江市)

一、給水廢止と引込線撤去とは之を別取扱とす即ち給水廢止の届出あるも止水栓を閉鎖し量水器

を撤去するのみにて引込線撤去の請求なき限り別段存置方申出なきも引込線は其儘とす又自

身撤去は認むるも請求書提出せしめ市吏員立會の上とす (大牟田市)

一、給水廢止届出の場合特に給水具撤去の申出なき時は止水栓に於て停水し置き撤去を申出つる

場合は分岐線及道路に關する部分は町之を施行し其他は給水具所有者の意思による

(谷村町)

一、本人の希望により承認することあるべし (西宮市)

一、其場合に於ては所有地域内は所有者自身に撤去せしめ公道地下は市之を撤去し撤去費を徴收

す又將來使用する爲め存置方を申出たる場合は公道地下も亦存置す (宇和島市、臺灣總督府

(花蓮港))

一、廢止とし切斷して其儘となし置く自己掘上は任意とす他日復活の場合は其儘接続す 但し掘

上げたるものを再使用は試験を施行の事 (八王子市、臺灣總督府(臺北、基隆))

一、廢止届出所有者にて撤去せんとするときは事情に依り許可することあり 但し此の場合は係

員をして監督せしむ又存置の意思ある場所は只止水の手續をなさしめつゝあり (飯塚町)

一、給水工事(新設、撤去、變更、修繕等を總稱す)は當府に於て施行する原則とし用具所有者其

他の撤去を認せず又所有地内給水管の一部存置は差支なかるべし此の場合給水本管と完全に

絶縁することを要件とす (釜山府)

一、前段の場合は撤去の形式に依り引込線のみ切斷し人夫を提供せしめ職工賃のみ徴收す後段の

場合は申出の通りとす (仁川府)

一、一時廢止するも將來使用する意思ある爲め其儘存置せんとせば是等は寧ろ中止するが至當な

らん若し然りとせば條例に依り毎月規定の中止料を徴收し其儘存置す (中津町)

一、撤去請求なき設備は撤去することなく使用廢止のものに對しては量水器を取外し止水栓を閉

鎖するに止む (門司市)

一、自身撤去せしめず存置す (高松市)

(八六) 水源貯水池に發生せる魚類を區域を設けて捕獲を許可せられたる所ありや若しありとせば其狀

況並利害得失承りたし

答 一、貯水池に發生せる魚類捕獲方に就き未だ曾つて出願したるものなきも若しありとせば許可せ

ざる方針なり (新潟市)

一、絶對に許可せず (鳥取市)

(八七) 水源貯水池の上流に養魚をなす爲め貯水池と上流との間に設けられたる堰堤に魚梯附設を許可

せられたる所ありや若しありとせば其狀況並利害得失承りたし

提出者 神 戸 市

答 一、各市其實例なし

(九一) 全計量給水制に於ける最低使用水量及同使用料金を決定したる方法並其の基礎の概要を承りた

答

提出者 徳島市

一五〇

し

- 一、市の財政と當初の水道施設計畫の一戸當使用水量等を參酌し決定せり (大阪市)
- 一、全計量制實施前住宅用給水數百戸に對し計量器を取付け消費量の試験を爲したる處一ヶ月に付平均甲(家賃二十圓以上)は一六・五立方尺、乙(家賃十圓以上二十圓未満)は一二・五立方尺丙(家賃十圓未満)は八立方尺の成績を得たり依つて衛生上の見地より極度の節水を懼れ一ヶ月最低限度を十立方尺と定めたり尙ほ當市と殆ど隣接せる東京市の振合を考慮したり (横濱市)
- 一、最低使用料は一人一日三立方尺を標準とし一戸平均三人乃至五人と認め決定せり現在の最低使用水量(専用、私設共用一〇、〇〇〇立、料金壹圓) 公設共用(五、〇〇〇立、料金三十錢) (佐世保市)
- 一、計量給水者にして特殊の職業を營まざる個所の使用水量を參酌し一戸一ヶ月の使用水量を四十石に制定せり (秋田市)
- 一、本市最低使用水量の算定は已往に於ける用途別使用給水量の実績を參酌し給水料は事業の經費を始め當初創設費及已往擴張工事費の元利償還金及現行擴張工事所要經費等を基礎とし一而他都市の給水料率をも參考とし夫々決定せり (名古屋市)
- 一、放任制當時の使用量より改正後に於ける水量節約等を比較調査の上決定其他料金等各市を調査の上參考とせり (堺市)
- 一、最低使用水量制の設なし期又は月に於て全使用水量一立方メートル未満のものは一立方メートルとして給水料徴收す (新潟市)
- 一、開栓中にあるものは給水使用目的のものを見るを相當と認むるを以て例へ少量の使用なき場合と雖も毎一期(二ヶ月)に付一米の料金を徴收しをれり (甲府市)

- 一、本市は當初より放任、計量を併用せしに付全部計量制となしたる際は最低限の關係並兩制の權衡上放任の使用料を其儘引直したり (小倉市)
- 一、各都市に於ける實例並に滿洲に於ける特殊の事情を參酌の上決定せるものなり (南滿洲鐵道株式會社)
- 一、先進各市の例を取り本市の財政状態に鑑みて左の通り定めたり

專用栓	一ヶ月最低使用水量	四十石	使用料	一・四〇〇
共用栓	同	二十石		五〇〇
陸軍兵營	一ヶ年同	十四萬石迄		二、一〇〇・〇〇〇
湯屋營業	一ヶ月	千四百石まで		一八・二〇〇
船舶給水等以上各種に屬せざるもの一噸に付				二五〇 (横須賀市)

- 一、放任専用給水と専用計量給水と設置したる場合に於て放任専用給水料は一戸五人迄一ヶ月一圓五十錢とし之に量水器使用料(二分の一吋)二十五錢を加へ均衡を計り定めたるものなり (鹽釜町)
- 一、既設各地の條例を參考として決定したるものに付基礎不明 (郡山市)
- 一、給水條例にて制定するものと思考せらる (水戸市)
- 一、最低使用量専用栓十二立方尺の料金八十四錢共用栓一戸に付十立方尺料金三十錢とす右は本市の状況に依り適當と認めたるに由る (山形市)
- 一、一栓一ヶ月基本水量十立方尺料金七十五錢基本水量決定の基礎は一人一ヶ月の必要水量を二立方尺と見做し一面一戸五人家族を以て普通家庭と認め之を決定したるものなり (松江市)
- 一、一人一日使用水量を五斗とし一戸五人とすれば二石五斗(四五立方尺)となり専用放任制のとき一戸五人迄一ヶ月一圓なりしを量水器使用料を要するを以て幾分低減し一ヶ月約九十錢

とせり而して水料の單價は變更せず(普通一立方米金六錢六厘) (松本市)

一、當初に於ては各市料金を基準とし市財政を考慮し現今は過去の實狀と實際使用水量の平均額並に財政等考査改正したるものを基礎とし一使用者の負擔用途の性質等に水道經濟の安定等を考査の上決定したるものなり (大牟田市)

一、放任制を併用す (福島市)

一、最低使用水量は先進都市の實量より斟酌して決定し使用料金は市の實狀を基礎として決定せり (尾道市)

一、本市給水計畫に依る一人平均給水料に現住一戸平均人數に依る使用水量を計算して一戸一ヶ月十五立方米とす料金は水道會計並に他市の權衡を考慮し決定す (西宮市)

一、一人一日三斗五升を使用するものとして一ヶ月最低使用量を定め料金は附近各市の模様を參酌し尙負債償還を其の割當年度内に遂行出来る様にして定めたり (飯塚町)

一、同種類の給水使用者に就き調査を遂げ最多數ありたる消費水量を以て其の最低水量と定めたり即ち營業用専用が十立方米、家事用専用が七立方米、私設共用が五立方米、公設共用が三立方米となしたる如し又最低使用料金は他水道の例を參照し當府の財政を考慮して之を決定せり (釜山府)

一、一計畫給水能力一人一日給水使用量を參酌府の經濟關係を基とし決定す (仁川府)

一、専用栓は十軒を最低とし湯屋は百軒製糸及之に類する纖維工業は百軒とし料金は全國使用料金の平均を見て決定せり (前橋市)

一、専用栓一ヶ月平均使用水量四〇石迄此使用料一圓三十錢超過一石に付三錢五厘共用栓一ヶ月使用水量二〇石迄此使用料四十錢超過一石に付二錢の割合を以て徴收せり (川崎市)

一、當町給水規則第三十五條計量給水料基本水量を一日〇・五立方メートルとし其の水量に達

せざるも該基本水量に對する給水料を徴收すと規定されあるを以て一ヶ月の使用水量最低一五立方メートルの使用料を徴收しをれり (豊原町)

一、放任制度中の實蹟(使用戸數に對する給水量の割合)及他市の先例を參酌して決定したり (門司市)

一、他都市の實例を參酌の上決定したり (高松市)

一、最低使用水量は實験に依り一ヶ月に付専用栓は十立方米共用栓は六立方米を標準とせり而して最低使用料金(本市は基本料金とす)は専用栓に付其基礎としたる一例を擧ぐれば量水器口徑十二又は十三耗のものを九十三錢とせば水量一立方米突七錢とし十立方米突にて七十錢之に量水器の損料二十三錢を加へ之を最低料金とせり (東京市)

一、二ヶ年に亘り各種方面の使用者に對し試験的に量水器を据付一般家庭の所要水量を推算し基本料を算出せり (臺灣總督府(臺北))

一、一戸平均四人と見做し一人一日の使用水量四・五立方尺とし一ヶ月の使用量を十五立方米突とせり尙料金は維持費を參酌し一立方米は金八錢と見積り基本料金を壹圓二十錢とせり超過料金は一立方米金六錢とせり (臺灣總督府(基隆))

一、最低使用水量は現在三立方米なるを以て使用上不足を感ずるの嫌なしとせず (關東廳)

(九七)

水源地を養魚其他に利用しつゝある實例承りたり

提出者 關 東 廳

答

一、放魚せるも一切魚類の捕獲を禁ず (長崎市)

(九九)

量水器部分修繕に當て内地品は短時にてなし得るも外國品は其の點に於て不便の如し此點に付如何に取扱るゝや御經驗承りたり

提出者 津 市

答

一、外國品使用せるも修繕困難なる事實經驗せしことなし (長崎市、廣島市、名古屋市、甲府市)

南滿洲鐵道株式會社、飯塚町、宇部市、高松市)

- 一、本市は修繕工場を有し修繕部分品を製作せり (大阪市)
- 一、内地品と雖も優良なる故外國品を使用せず 但し塗料は外國品使用 (神戸市、高崎市、仙臺市、小倉市、宇都宮市、横須賀市、大牟田市、上田市、新義州府、臺灣總督府(臺南))
- 一、内地品の部分品を外國品の部分品に利用するも何等不便を感せず (佐世保市、堺市、關東廳)
- 一、修繕に要する部分品購入に際し不便あるも機能に就て長時を要したる經驗なし (新潟市)
- 一、外國品にても内地にて修繕しつゝあり (郡山市、臺灣總督府(基隆))
- 一、簡單なるものは修繕しつゝあるも破損の程度により至難と認むるものは其製作所に於て修繕せしむ (室蘭市)
- 一、外國品の部分品にして既成品なき場合は雛形を示して製作せしめつゝあり (鳥取市)
- 一、量水器部分修繕に當て内地品外國品共修繕同程度の破損の場合は殆ど同時間内に修繕することを得齒車他其の部分品は内地品は同徑の量水器に再用する場合附合の割合は外國品は内地品より附合率多し (尼ヶ崎市)
- 一、外國品としてシーメンス式を使用し居るも富士電氣株式會社に於て工場を設け不自由なく供給し居れり (横濱市、秋田市、山形市、前橋市、川崎市)
- 一、豫め部分品を購入し置き當府職工をして修繕せしむるが故に質問の如き不便なし (釜山府、仁川府)
- 一、斯る場合を考慮し年度當所一ヶ年分を見込み購入することとせり (平壤府)
- 一、昭和三年三月末現在にて本市使用の量水器は内地製三二、一五九個外國製一〇〇、六一三個にして外國製は全個數の約七割五分以上を含む而して其の型式は少數の平圓盤型を除き殆ど全

部は複乾式翼車型同温式翼車型にして其の修繕成績上より見るに部分的修理の如きは勿論使用年限に關係あれとも大體に於て内地製より修繕手數少く價格は一般に高價なるも概して優良品にて本間の如き特に内地品より修繕困難なる事實を経験せしことなし 但し平圓盤型は其の内外製品を問はず修繕手數多く修繕費多額を要するは之が機構上止むを得ざる所なりとす (東京市)

(一〇二) 従來見本を添へ金門商會へ命じをれり之にて充分間に合ふ (臺灣總督府(嘉義))
 之を標準價格以上に認定したるに實際に家主に仕拂ふべき賃貸料が認定價格以下の場合如何に之を處理せらるゝや取扱振り承りたし 提出者 長 崎 市

答

- 一、共用栓加入者に對し其家賃を市長に於て認定することとせらるるか之が認定方法は實家賃を參酌決定せり而して本間の如き場合を生ずるも認定を基準として處理せり (大阪市、横濱市、長崎市、廣島市、岡山市、堺市、高崎市、仙臺市、徳島市、横須賀市、室蘭市、鹿兒島市、和歌山市、鳥取市、高知市、谷村町、福島市、尾道市、西宮市、八王子市、宇部市、米子市、新發田町、中津町)
- 一、専用及共用資格を建物坪數に依り決定す (名古屋市)
- 一、家屋賃貸價格を定むるは場所により價格に於て等差ありて困難なるが故に可成實價格を標準とせり (新潟市、鹽釜町、水戸市)
- 一、標準價格以上の賃貸價格を實際支拂ひつゝあるものに對しては實際支拂價格に依り之を認め標準價格以下の賃貸價格を支拂ひあるものに對しては(特別なる事情を有し特に低價格なるもの)市長に於て相當價格を評價認定す従來別に異議申立をなしたる事例なし (松江市)
- 一、近隣の家屋と比較決定す (松本市)

一、家屋税の賦課額と實際貸賃価格との割合に依り賦課額何圓以下のものは貸賃価格何程と内規し之を定むる見込 (大分市)

一、貸賃價格のみに依らず家屋税等級をも條件に入れ置き度き事 (松山市)

(1011) 濾過用砂洗又は水道鐵管布設工事の全部或は一部を請負に附せられたる向あらば其成績承り

たし 提出者 長崎 市

答 一、鐵管施設工事は全部直營にて施行するも特種工事の場合即ち鐵管据付及接合部鉸付作業を除きたる其他の工事は請負に附し施行することあるも事業上支障なし (東京市、南滿洲鐵道株式會社、福岡縣若松市、荒川水道町村組合)

一、濾過池近接地點に砂利採取河川を有する關係上洗滌再使用は之を實施せず鐵管布設は現在擴張工事に於て一部請負に附し施行中なり 但し材料は悉く本市より支給し接合作業は本市儲職夫を役し直營を以て實施すべき取扱にして相當の成績を擧げつゝあり (名古屋市)

一、砂洗は直營の鐵管布設工事中掘鑿及砂利敷均工事を請負とす (郡山市)

一、掘鑿及埋戻の外請負になしたる例なし (水戸市、和歌山市、山形市、釜山府)

一、濾過用砂は請負に附し濾過地又は指定の場所に搬入檢收すること、せり成績に於ては直營にて施行するより經費廉にして品質等にも何等缺點を認めず水道鉛管施設工事は直營を以て施工せり成績は良好にして布設後十ヶ年以上を經過せるも何等異常なし (尼ヶ崎市)

一、砂洗を請負に附したることなし鐵管布設中掘鑿手掘埋戻工事(鐵管継手は除く)は請負に附すを例とす常時常用人夫設備少き爲め時々増設工事の場合使役するものに付請負に附し施行する方能率も相當にあかる上から見て成績良好と認む (上田市、平壤府、川崎市)

一、鐵管工事中土工に關するものは多くは請負に附し成績良好なり (江戸川上水町村組合)

一、水道敷設全部を大林組に請負はしめて其成績最も良好なり (宇和島市)

(107) 内徑三吋以上の鐵管給水の請求に對し工事施行上既設配水支管との連絡の際管内より流出する消費水量代を其の需用者より徴收せらるゝ向ありやありとせば之が水料徴收種別承りたし

提出者 福井 市

答 一、徴收せず (神戸市、長崎市、佐世保市、堺市、新潟市、高崎市、甲府市、仙臺市、南滿洲鐵道株式會社、徳島市、佐賀市、郡山市、水戸市、福岡縣若松市、鳥取市、尼ヶ崎市、山形市、松江市、松本市、上田市、福島市、尾道市、宇部市、長岡市、平壤府、五所川原町、川崎市、豊原町、門司市、高松市、東京市、臺灣總督府(臺中、關東廳))

(108) 専用計量給水に於て二戸以上の聯合給水を認めたる場合各用途別及料率の異なるものに對する給水量算定方法各地の取扱振り承りたし 提出者 福井 市

答 一、聯合使用を許可するは専用栓に限るも聯合使用者中一時専用以外の用途に使用せむとする場合は指定外用用途承認の手續を爲さしめ其の使用量の區分を認定し用途毎に當該料金を徴收す (東京市)

一、同一量水器内に種別の異なりたるものある場合は最低料金までは各種別に屬する使用料を徴するも最低を超過したるときは最低以上の料率に従ひ徴收す (神戸市、佐賀市、大牟田市、宇部市、長岡市)

一、専用栓の聯合使用を廢止し現今一家屋内に間借りをなすものは間借人一戸に付一ヶ月金四十錢を専用栓の使用者より増徴しをれり (秋田市)

一、聯合給水を認むるは家事、營業の兩用途のみにして此の使用水量は各戸均等に使用したるものと看做す取扱にして給水量は各用途毎の料率を適用しをれり (名古屋市)

一、一個の量水器より二戸以上の聯合給水に對する使用水量は各戸均等に使用したるものと見做し算定す尙一個の量水器より用途の異なる分に給水せず (堺市)

一、専用給水又は料率の異なるものに二戸以上の聯合給水は本市に於ては採用せず（新潟市、甲府市、長野市、福山市、水戸市、室蘭市、和歌山市、松江市、谷村町、飯塚町、五所川原町、川崎市、門司市、高松市）

一、料金の均しきもののみ使用せしむ（仙臺市）

一、使用戸數に割當て計算す 但し特に負擔量の申出あるときは之に依る（小倉市）

一、各栓に量水器を取付くるを可とすべし（南滿洲鐵道株式會社、米子市、前橋市）

一、計量給水に於ては聯合給水を認めず（徳島市、鳥取市）

一、用途の異なるものに對しては聯合給水を認めず（山形市）

一、本市聯合給水と稱するは家主二人以上共同して共同者中何れかの居宅に給水栓を設置し水道使用のものにして水料は専用給水料を共用者同額に徴收す 但し計量給水の場合は此設備及使用を許可せず而して既設計量給水栓より汲水使用する場合重に共用栓使用該當者の請求には使用を許可す此場合の給水料は市税戸數割を標準に算出したる定額を徴收す汲水本栓の水量は汲水量の人口營業其他を調査し市長の認定したる水量を本栓消費量から差引計算す（上田市）

一、別に定むる各戸の限定水量を合計したる總額を以て消費水量の算定をなし限定以上の消費水量に對して高率の使用料を徴收する規程なり（尾道市）

一、先づ一ヶ月間使用せしめ營業の状態其他給水の狀態を調査し給水料を算定す（宇和島市）

一、一戸は家事用にして一戸は營業用の場合に於ける水量及料金の算定方法次の如し即本月の消費量を廿五立方メートルと假定すれば家事用を一戸分、營業用を五割増の一戸半とせる比例に依り計算し家事用十立方メートル、營業用十五立方メートルを以て其消費量と定め各給水種別の料率に依り料金を算定す（釜山府）

一、計量給水栓聯合使用する場合は量水器表示の使用水量より聯合給水者の汲水量を控除し殘量

を本栓使用者の使用量とし此場合殘水量一日平均〇・五立方メートルに達せざるときは雖も該基本水量に對する給水料を徴收す 但し聯合給水使用者の汲水量は本人の營業狀態並に家族數に依り參酌し相當と認むる程度に於て認定しつゝあり（豊原町）

一、各戸均等するため其用途に按分するの外なかるべしと思料す（大分市）

一、本問題の場合は豫め各給水者間に於て量率を協定せしめ置き毎月其れにより使用量を算定し各用途別により使用料金を算定す（中津町）

一、各用途及料率の異なりたると雖も當水道は其高率の方に依り徴收なしをれり（臺灣總督府（花蓮港））

一、専用給水に二戸以上の聯合を許さず（臺灣總督府（基隆））

一、同一給水栓より用途の異りたる給水をなす場合は管理者の見積る處に依るを原則とし其方法何れか最も適確に調べ得る方のものを調査し他の一方は之を量水器の指定數より減じ算出せり（關東廳）

（一一七） 共用栓鍵鑑札再交付の際に於ける調査方法並之れが防止に對する方法あらば承知致したし

提出者 江戸川上水町村組合

答 一、全部計量制なるを以て之を取締る必要なし（大阪市）

一、鍵の實費を徴收するの外方法なし（横濱市）

一、本市にて鍵代辨償金五拾錢を徴するを以て紛失者極めて少く再交付に際し調査の必要を認めず（長崎市）

一、手数料として二十錢徴收する外特に調査並防止法制定なし（廣島市）

一、再交付請求書には總代人をして連署せしめ且總代人より取締らしむ（佐世保市）

一、適當の方法なく困難しをれり現今鍵の亡失には辨償金五十錢を科し鑑札は十錢毀損に對して

は鍵は一箇に付金三十錢鑑札は金五錢とし之れを區別し負擔を重くして注意を促しつゝあり
(秋田市)

一、再交付の場合に於ける調査として別に特種の方法を講せざるも亡失毀損の申出ありたるときは再交付手数料を徴收の上交付しつゝありて格別弊害を認めず從て防止の方法を講じたることなし (名古屋市)

一、共用栓鍵鑑札の再交付の際は紛失の理由を糺し相當料金を徴收しをれり (堺市)

一、共用栓鍵鑑札再交付に對し充分注意を拂ひつゝあるも之が防止に就ては良法なし鍵掛を改造し鍵全部取換たることあるも其當時一、二ヶ月間は取締つきたる様子なるも數ヶ月を経過せば従前と異なることなし (新潟市)

一、再貸數量多きに達したる場合は鍵穴の形狀を變更し新品取替をなす外方法なからんか
(甲府市)

一、多々生ずる事例にして事實が既に亡失したるか毀損したる簡單なる問題なるを以て殆ど調査又は防止の方法なし然も從來之が爲に影響したる取締の困難なりし前例なし (仙臺市)

一、注意を與へて再交付する外別になし (小倉市)

一、總代人に責任を負はし一切を處理せしむ (南滿洲鐵道株式會社)

一、鍵及鑑札再交付に付ては手数料金貳拾五錢を徴收しをれり (徳島市)

一、調査防止共に困難なり唯交付に際し精神的訓諭を爲し將來を嚴戒す (福山市)

一、再交付の際以後を注意し交付す (佐賀市)

一、共用栓鍵鑑札再交付の時は調査員を出張せしめ實地に付調査をせしめ交付する順序となり防止方法としては共用栓上部の取替をなし鍵の形變更をなすことあり (別府市)

一、共用栓管理者の請求に依り再交付をなす紛失又は毀損を防ずる爲再交付請求に際しては金參

拾錢を徴收す (横須賀市)

一、共用栓鍵及鑑札は汲取の際必ず携行せしむる様注意を加へる外なかるべし (鹽釜町)

一、調査方法良案なし年一回給水区域内各戸に就き給水状態を調査しつゝあり (郡山市)

一、共用栓鍵鑑札再交付に際しては事實を確め不注意に依るものは制規の保價料を徴收す
(水戸市)

一、鍵鑑札の再交申請ありたるときは始末書を徴收し其事實を調査せしも徒らに彼我の手續を要する嫌あり且つ紛失毀損者は手數繁瑣を厭ひ遂に他人の鍵を使用するの弊を助長するを以て現今は直ちに再交付を爲し手數料を徴收するのみ (室蘭市)

一、共用栓鍵鑑札再交付の際は證人連署にて其の理由を記載せる書面を提出せしめ居り之れが防止に就ては水道巡視をして注意せしめをれり (鳥取市)

一、鍵鑑札再交付申請ありたる場合は亡失の顛末を聴取し再交付後更に受持巡視をして實施調査を爲し若し發見したるときは之を返納せしむ別に防止の方法設けず (平町)

一、再交付の際其事實を嚴重に調査すると共に再交付手数料を徴收し尙組合長及水道巡視に監視を爲さしむ (山形市)

一、水道外勤吏員をして事實調査を爲せしむることゝす (松江市)

一、水栓管理人の連署に依り再交付す共用栓も計量制なるを以て使用者各自組合以外の者の使用には注意を怠らざる爲支障を認めず (松本市)

一、調査方法として警察署と連結を密にし一方實地調査を爲す又防止策としては亡失者及總代人連署して始末書を提出せしめ將來を嚴戒の上再交付す (福井市)

一、申告を基礎とし再交付す別に弊害を認めず (谷村町)

一、鑑札鍵亡失は凡て總代の連署せる届書を徴收す書面上事由欄に紛失の場所等精細に記入せし

め状況によりては再調を命ずることあり最近の條例改正の際亡失せるものに對しては舊條例倍額値上げをなし大切に鍵を取扱の念を興へんと改正せり

區別 舊條例に依るもの 改正したるもの

鍵の毀損 一〇錢 二〇錢

同 亡失 三〇錢 六〇錢

鑑札亡失 五錢

右値上實行の結果鍵の紛失減少したることを認めたり (上田市)

二、良方法を認めず市は全部計量制なれば若し不正の再交付をなしたりとしても水栓總代に於て取締なしをれり (宇和島市)

一、總代人の證明なき限り交付せず紛失防止に對しては良法を發見せず (飯塚町)

一、再交付に際し調査をなすか如きは徒に手数を要し使用者に與へ他に得る處なし又再交付を防止するも紛失盜難破損等を防止し得ざる限りは効果なきものと認む (釜山府)

一、再交付の際調査せず給水使用者と協力盗水の防止に努め鑑札の再交付請求を督勵監視し所有者不明の鍵鑑札は速に引揚ぐることにしあり (仁川府)

一、使用者の申告に依り交付しをれり紛失の場合に於て加入者外の者の使用に疑なき能はざるも水道監視をして監視しをれり (長岡市)

一、鍵鑑札を毀損耗失して再交付を請求する場合は先づ警察署に届出て且其年月日及事由を詳記し總代人連署の請求を出さしむ (前橋市)

一、共用栓は總代人を定め其栓に對する責を負はしめあるを以て鍵鑑札再交付の際は使用者のみならず總代人の連名捺印を要することとし臺帳と對照の上交付し紛失の場合は鍵一個に付使方料二十錢を収することとせり (平塚府)

一、別段の調査方法とてなきも容易に再交付せざるも年々相當の亡失數に鑑み豫算の容す範圍に於て形狀の異なる鍵と取換ふる方可ならん (五所川原町)

一、管理人をして責任を以て調査し其理由を記載したる請求書を提出せしめ且つ又其の代價を辨償せしめたる上交附す (川崎市)

一、其理由を聞き糺したる上請求書を徴し尙事情に依り監視をして之を調査せしむる等適宜の方法に據れり而して再度交付の請求は多く汲水の際水栓に取付の儘立去る爲亡失したるものなるを以て各共用栓揭示事項中に鍵鑑札は汲水の際持ち歸りて忘れざる様注意を興へたるに再度請求者減少せり (新發田町)

一、紛失理由に依るの外なかるべく防止方法としては鑑札代を高率にする外致方なし (大分市)

一、本問題に就ては各都市に於ても御困りの事と思料す本町に於ても近々各共用栓總代を集め之れが防止方法及使用料の件に付協議せんとす (中津町)

一、鍵鑑札は亂用の傾ありて取締亦頗る困難なり防止の方法として再交付の手數料を多額に徴するは如何 (門司市)

一、警察署へ紛失届を差出さしめ其届出済なることを認め再交付することとなしたるに著しく再交付數を減少せり (紛失届關係書は一切代書せず) (高松市)

一、再交付の際は調査せず一般戸口調査の際の取締に譲る (東京市)

一、破損再交付の際は破損品を返納せしめ再交付す紛失再交付請求の際調査に付目下考究中 (臺灣總督府(屏東))

一、巡視員をして常に調査なさしめ尙再交付の際は料金を徴收し之が防止に努めをれり (臺灣總督府(花蓮港))

處置並位置變更を承諾したる場合之れが費用負擔を如何に處置せらるゝや

提出者 高松市

一六四

答

- 一、量水器取付後家屋其他の様様替により點檢不便となりたる爲其位置變更を要する場合に給水装置所有者にして交渉に應ぜざる場合は本市水道使用條例に依り所有者よりの請求を俟たず工事を施行し其工費を徴收することに取扱ひをれり(東京市、鹿兒島市、名古屋市、飯塚町、宇部市、平壤府、川崎市、中津町、臺灣總督府(基隆))
- 一、量水器點檢の必要上位位置變更を要せば所有者と協議の上工事を施行し其費用は本市又は府費の負擔とす(大阪府、宇都宮市、和歌山市、仁川府、前橋市、臺灣總督府(臺中))
- 一、應ぜざる場合は三ヶ月以内の停水處分をなす又位置變更したる場合の費用は給水装置所有者の負擔とす(神戸市、高崎市、松本市、高砂町)
- 一、此の場合の費用は位置變更に至らしめたる者の負擔とし交渉をなすも之に應ぜざるときは市は直に工事を行ひ其費用を徴收す徴收に應ぜざる場合は停水す(横濱市、佐世保市、京都市、佐賀市)
- 一、應ぜざることなし量水器位置變更工事費用は個人の負擔とす(長崎市、仙臺市、徳島市、横須賀市、鹿兒島市、平町、江戸川上水町村組合、米子市、關東廳)
- 一、使用者に於て點檢不能に陥らしめたる場合は使用者に於て費用負擔の上位位置變更す本市の都合に依り位置變更するものに對しては徴收せず(堺市、福山市、別府市、鳥取市、山形市、上田市、釜山府、長岡市、高松市、臺灣總督府(臺北、嘉義))
- 一、装置所有者に其旨を含め變更す若し事故の爲應ぜざるときは相當の期限を附し承諾を得變更し之れが費用は装置所有者より徴收す(新潟市、福井市、福岡市)
- 一、公道に位置を變更す費用は市に於て負擔す(長野市)

- 一、交渉に絶對に應ぜざる場合に市の負擔にて變更し承諾せる場合は設備者の負擔となしをれり但前條の場合從來餘り多からず概して交渉に應ずるの状況なり(小倉市)
- 一、量水器取付費は會社の負擔なるを以てかゝる場合は適宜に處理す(南滿洲鐵道株式會社)
- 一、最初は點檢上便なる位置を撰定し取付たるも其後家屋様様替等のため不便となりたるにより位置變更に要する費用は當然所有者の負擔となすべきものなるに點檢上の不便は使用者又は所有者は何等苦痛を感ぜざるを以て出費を拒むもの多し依て點檢能率増進上市費負擔とするの外なし(郡山市、尾道市)
- 一、止むを得ざる場合は停水處分をなす點檢に不便なるの故を以て取付位置を變更するの費用は市之を負擔す(松江市、大分市)
- 一、量水器は市有としたる關係上本間の交渉關係なし(大牟田市)
- 一、位置不適當の場合は變更を命ずる旨規程す費用は概して材料費のみを徴す(西宮市、門司市)
- 一、費用は請求者の負擔とす(高田市)

(三三三) 量水器に對する檢定手續實施せらるゝ場合に於て計量給水使用者より量水器(口徑の大小を論ぜず)使用料を徴收するの可否 提出者 名古屋 市

答

- 一、徴收せず(大阪府、佐世保市、新潟市、甲府市、仙臺市、南滿洲鐵道株式會社、郡山市)
- 一、現在量水器使用料を徴收しをるも一個以上に對するものを除き使用料を徴收せざることに改正する考へなり(秋田市)
- 一、徴收しをるも檢定實施せらるゝ場合に於て重徴するは考慮を要す(堺市)
- 一、檢定料も亦市の負擔ならんかと思考す(甲府市)
- 一、檢定手数料其他費用支辨の爲相當使用料の徴收は已むを得ざるものと認む(横須賀市)

一六五

- 一、徴收するを可とす（鹽釜町、水戸市、福井市、福島市、飯塚町、宇部市、米子市、臺灣總督府（臺南））
 - 一、量水器の大小に依り差等を附し使用料を徴收するを可と思料す（室蘭市、中津町、關東廳）
 - 一、財政の許す限り徴收せざるを可とす（福岡縣若松市、松江市、松本市、津市、大分市、新義州府、高松市、臺灣總督府（花蓮港、臺北））
 - 一、量水器の檢定手續實施せらるゝのであるが商工省は檢定手續料を市より徴收するや其點に調査の必要あり若し手續料を徴せらる場合納入義務者は該量水器所有者たる水道經營者なりと思はる故に第二者たる使用者より徴收するは不可ならんと思はる（上田市）
 - 一、不可なりと思ふ市は量水器の作用による水量により料金を徴收せんとすれば量水器確實ならざるべからずされば之が良否を檢定する故を以て使用料を徴收するは不合理なりと思料す（宇和島市）
 - 一、當市に於ては量水器使用料を現に徴收しつゝあるを以て其始めに使用料を特別に徴收し難し（川崎市）
 - 一、現今量水器使用料は各經營の都合により徴收せるものと然らざるものとあり故に檢定手續實施後と雖も經營者の都合によるものにして之が爲め其可否を論ずるの要なしと認む（新發田町）
- (一一四) 水道使用料を期納制且つ前納の法により徴收せらるゝ各市の成績承りたし
提出者 福 島 市
- 答 一、水道使用料は給水開始の際六ヶ月分の概算額を前納せしめ以後毎年度二期に徴收す最近の徴收成績左の如し

納期末日迄の收入

停水に關する通知書發行に依る收入

給水開始の際一期分に相當する概算金を前徴し爾後毎期間の料金を後徴す

- 一、成績良好（神戸市、徳島市、尾道市）
- 一、當市に於ては給水開始の際一期分（三ヶ月）相當の概算額を前徴し實際の使用料は次期の始月に於て之を徴收す成績良好（横濱市、佐世保市）
- 一、何れをとるも自然慣習となり成績の良否には格別の差なきが如し只前納は後納よりも有利なるが如し（長崎市）

- 一、賦課額に對し納入歩合左記の通り
- 期限内收入 四割〇〇 期限後收入 五割九五 缺損〇・〇五（廣島市）
- 一、前月前納として徴收しをれり成績に就て寧ろ良好を認めをれり（秋田市、小倉市、福山市、鹿兒島市）
- 一、四ヶ月を一期となすも豫納金として凡そ一期分に相當する額を納付せしめをるも徴收上頗る困難を感じつゝあり遠からず二ヶ月位に短縮する方針なり（京都市）
- 一、全部計量制にして湯屋營業、道路撒水等一部の月納制を除き他は何れも期納制を採用しをれり而して給水開始に當り一期分（月納制は一ヶ月分）に相當する金額を前徴し中止又は廢止の際精算還附を爲すべき制度とす（名古屋市）
- 一、毎月末の計算に依り使用料を納付せしむるに付豫納金として一期分の使用石數の概算額を前納せしむ（堺市）
- 一、本市の給水料は前納法により一定の期限を附し徴收す若し期限經過後納金せざるときは督促

令状を發し尙納入せざるものに對しては停水處分をなすが故に比較的缺損少く成績良好と認む (新潟市)

一、本市は後納の方法により徴收しをれり (長野市)

一、當市放任専用給水は二ヶ月一期の期納制にして前納又計量専用は同後納にして一期分を豫納とす成績は相當良好なるものと信ず (仙臺市)

一、放任専用栓は三ヶ月分前納とし計量栓は三ヶ月分後納とす (佐賀市)

一、期納制を實施せず (横須賀市)

一、給水料は毎月測定其月末に限定しあるも期限内に納入するものを測定額の約五割とす (鹽釜町)

(鹽釜町)

一、前納法により徴收しつゝあるも成績良好ならず (水戸市)

一、計量給水に對して三ヶ月分豫納せしめ又放任給水は一ヶ年四期に分ち第一期分は四月より六月までを四月三十日迄に納付せしむる規定なり以下四期迄之に準ず (室蘭市)

一、期納制且つ前納の法により徴收せり其成績概して良好 (山形市)

一、毎月徴收せるを以て事例なし (松江市、福井市)

一、官公衙を除く外前納徴收による成績良好なり (大牟田市)

一、本町は毎月徴收す計量にありては前月を放任専用及共用は其月二十日限り納入せしむ (谷村町)

(谷村町)

一、前納不可と思料す當市は三ヶ月を一期とし年四期に三ヶ月分の概算水料を其の期の初月に於て前徴制を實施せしも處理困難の爲一ヶ年ならず改正を加へ現在の毎月徴收制に改正せり (上田市)

(上田市)

一、使用料概算金として計量栓は一ヶ月を放任制は一期分(年四期に分つ)を前納せしめ以後計量

栓は翌月中に前月分を放任栓は毎期開始の當日前期分を徴收す成績良好なりと思料す

(江戸川上水町村組合)

一、期納及前納の制度に非ず (宇部市)

一、期納制は事務簡捷なるも未納者を多からしむる傾あり前納方法は適當なりと思料するも當府は年度初め及給水開始の際一ヶ月分を前納せしむるのみなるを以て成績を表示し難し (仁川府)

(仁川府)

一、毎月末徴收す (前橋市)

一、一年度を六期に區分し最初の納期に係る分は前期分の標準により料金を豫納せしめ爾後各納期毎に前期分の精算額を徴收し最後の納期に於て其期の精算額と豫納額とを對照し過不足は追徴又は還附せり (川崎市)

一、年四期の期納制初月十五日を納期とせり指定期日迄の成績「六〇%」初月末迄全部の「八〇%」次月の中旬「九〇%」終月末日迄完納 (大分市)

一、一般公課と大差なし一期分に相當する最低料金を豫納せしめ期納制に依り督促を嚴重に行ふ結果大したる缺損を生せず (高松市)

一、専用給水は二ヶ月を以て一期となし一ヶ月は前納一ヶ月は後納とす成績良好 (臺灣總督府 (高雄))

(高雄)

一、當水道は前納の法に依り徴收し其成績は百分の七十五を示せり (臺灣總督府 (花蓮港))

一、前納制に依り徴收せり成績は期限内納入のもの九〇%督促狀發行するもの一〇% (臺灣總督府 (基隆))

府 (基隆)

一、前納法により徴收せるも成績は良好なり多少納期遅るゝ者あるも未納缺損全然なし (臺灣總督府 (嘉義))

督府 (嘉義)

一、前納法により徴收せるも成績は良好なり多少納期遅るゝ者あるも未納缺損全然なし (臺灣總督府 (嘉義))

(一四五)

統計報告中の統計第六(其一)給水栓数調に付て同表備考に栓数は獨立の番號を有する本栓数の統計を記入し支栓は之を計上せざることにあり、當初の設備は勝手給水栓を設置し其後洗面所、便所、浴槽等に鉛管を以て引用し給水栓を設備せる場合は支栓となし本統計には計上せざる、工場等の製糸用として一本の栓柱に數十個の給水栓を取付使用する場合は支栓として取扱ふや、學校等に於ても湯呑場前項の設備をなし生徒に自由に給水するものも支栓となすや各市の取扱振り承りたし

提出者 上 田 市

一、本間の各項は何れも同一にして一戸若くは一ヶ所の給水に屬する給水装置にして其装置中の一栓(本栓又は支栓)を除くの外は皆支栓として取扱ひをれり(東京市、廣島市、京都市、新潟市、南滿洲鐵道株式會社、別府市、横須賀市、水戸市、鳥取市、尼ヶ崎市、福井市、谷村町、福島市、尾道市、江戸川上水町村組合、飯塚町、釜山府、仁川府、豊原町、臺灣總督府(臺中、高雄)關東廳)

一、一戸を一栓とし支栓は計上せず(大阪市、長崎市、堺市、福山市、鹽釜町、室蘭市、宇部市、川崎市、臺灣總督府(基隆、嘉義))

一、一戸又は一廳域内に引込したるもの一個の量水器を以て計算するものは凡て一栓とし支栓を計上せず一廳域内と雖も各栓別に量水器を附するものは其量水器に栓数を計上す凡て基本料金を計上せざる水栓は計數に算入せず(神戸市、小倉市、山形市、米子市、高松市)

一、提出者の御意見と同一(横濱市、平町、西宮市、前橋市)

一、製糸工場用、學校湯呑場等にして多數の「カラン」を設備したる場合其の「カラン」は支栓と見做さず(京都市)

一、統計記入の場合支栓として計上し製糸工場用、學校湯呑場の水栓にありても支栓として取扱ふ(名古屋市、臺灣總督府(臺北))

一、すべて支栓として取扱ひ統計には計上せず(甲府市、長野市、仙臺市、高砂町、五所川原町、大分市)

一、栓数は獨立の番號を有するもの數にして支栓は二個以上の水栓の數を計上す(徳島市)

一、上水協議會に於て規定する通り支栓を計上せざるが取扱上便利なるも縣報告例に依るときは支栓を計上するの規程なるを以て兩者區々たり之が爲本市は支栓臺帳を備付け毎日異動を加除しをれり(宇都宮市)

一、是等を支栓として取扱ひ計上せず工場學校等多數の給水栓取付けありとするも給水設備として取付けたるものは支栓とし他は全部流末装置と認む(郡山市)

一、前者後者とも支栓とせず(松江市)

一、工場學校のものも支栓とす支栓は統計には計上せず(松本市、高砂町)

一、御問の通りとす(平町)

一、當水道は當初の勝手設備設置は全然拒否するも一旦當水道にて設備したる本栓に對し其後洗面所、便所等勝手増設したる場合の水栓は管理者之を檢查し支栓なき範圍内是を支栓として承認したることあり從て工場學校等一栓柱に數十個の給水栓を取付けたる場合も支栓として取扱ふも本統計報告には計上の要なきものと思料す(臺灣總督府)(花蓮港)

一、當初設備したる後に其の栓より分岐装置したるものは支栓として統計には計上せず一本の柱に數個の給水栓を取付け使用する場合は支栓として取扱ふ學校等に於ける給水設備は計量に

より栓數に制限なし(臺灣總督府(臺南))

一、量水器使用料徴收に關し計量給水使用者借家人にして使用廢止し他に轉住せり其の後借家人なく又水道使用者もなく廢止の状態此の場合の量水器使用料納入義務者

(5) 家主より徴收するや

(一四六)

(ろ) 規定料金を減額徴収するや
當市は定額を半減し家主より徴収す然る處廢止後使用者なき場合使用料を徴するは不當なりと異議を由立つるものあり不日條例改正の場合の責となす爲め各市の取扱振り承りなし

提出者 上田市

答

- 一、量水器使用料を徴收せず(大阪市、横濱市、佐世保市、南滿洲鐵道株式會社、横須賀市、鹿兒島市、松本市、大牟田市、釜山府、長岡市、新義州府、高松市)
- 一、計量給水使用者使用を廢止する時は其の都度計量器を撤去せしむ 但し廢止と同時に他に使用者ある時は前計量器を使用繼續す (長崎市、秋田市、名古屋市、堺市、新潟市、長野市、仙臺市、小倉市、徳島市、郡山市、室蘭市、谷村町、飯塚町、臺灣總督府(臺中))
- 一、給水装置所有者に貸與せるを以て撤去返納する迄は装置所有者より徴收す (岡山市、平町、山形市、福井市、五所川原町、臺灣總督府(高雄)、關東廳)
- 一、閉栓中は一切之を徴收せず使用せざる量水器の使用料は徴收せず(甲府市、福山市、水戸市、尼ヶ崎市、松江市、福島市、米子市、川崎市、新發田町、臺灣總督府(基隆))
- 一、い 量水器撤去請求せざる時は家主より徴收す
- ろ 規定料金を徴收す (佐賀市、鳥取市、尾道市、江戸川上水町村組合、高田市、高砂町、豊原町)
- 一、規定料金を減額徴收す (別府市)
- 一、使用廢止し他に轉住せりと雖も使用者借家人より徴收するを適當と認む (鹽釜町、大分市)
- 一、家主又は土地所有者より徴收す (和歌山市、丸龜市)
- 一、此の際は家主より徴收す量水器使用料は貸附のみなるを以て若し不當なりと異議申立つるとときは取外すの外なし (峰山町)

一、使用せざる量水器は廢止の手續を爲さしむ若し手續を爲さざる場合は規定の使用料を徴收す (宇部市)

(宇部市)

- 一、休止の場合は家主より徴收す廢止の場合は徴收せず (前橋市)
- 一、空家の際は一ヶ月十五錢の中止料を土地又は家屋所有者より徴收しをれり (中津町)
- 一、使用料は總て給水装置所有者より徴收す届出なくして實際廢止の状態にありたりと雖も減額せず巡視の際右の如き事實發見したるときは所有者に交渉處理しつゝあり (臺灣總督府(屏東))

一、當水道の諸届手續は總て水道所有者の連署にあらざれば受理せざるものにして従て借家人の使用が他に轉住し其儘無届放置したる場合に於ける給水料量水器貸付料等は勿論家主より全額を徴收するものなり而して正當の廢止又は中止手續をなしたる場合は量水器を撤去するに付貸付料は徴收せず (臺灣總督府(花蓮港))

(一五六)

斷水後通水せる場合鐵管内の空氣の爲計量器の空廻轉に對し料金の算定方法に付き各地の取扱振りを承りたし

提出者 大邱府

答

- 一、若しありとせば第一問の場合に準據す (神戸市、室蘭市、鳥取市)
- 一、算定方法困難なるを以て斷水前後の月の消費量を参考とするの外なし (横濱市)
- 一、料金の割引等なしたることなし空氣回轉にて非常なる損害を與ふるが如き實例に接したることなし (秋田市)
- 一、別段の取扱をなさず (名古屋市)
- 一、平常時の使用平均石數を以て認定す (堺市)
- 一、量水器面の水量的確ならざるときは前期消費水量を標準とし水料を徴收す (新潟市、長野市)
- 一、前月分使用量に依るか亦は前三ヶ月の平均に依つて算定す (横須賀市、郡山市、松江市)

- 一、量水器の指針(消費水量)前月より多量なるときは前月により、少量なるときは其指針により給水料を徴收しつゝ、あるも尙研究を要するものと認む (鹽釜町)
- 一、断水後通水の場合は排氣弁消火栓により排氣する故計量器の空轉は僅少と認め平常通りとす (福島縣若松市)
- 一、減額すべき必要なきものと思考す (尼ヶ崎市)
- 一、給水能力不足に困る水道の缺陷の然らしむるものなるに付姑息の方法として高地方面の使用者に對し通水後多少の時間を経過して空氣が管内より吐出せる頃使用する様注意を與へをれり現在格別の非難をさかず (釜山府)
- 一、府尹の認定に依る (仁川府)
- 一、空氣の爲めの空回轉時間を定め其れに依りて無料とすべきこと (松山市)
- 一、若しありとせば第一問の場合に準據す (神戸市、鳥取市)
- 一、何等考慮を加へず (南滿洲株式會社、川崎市、豊原町)
- 一、算定したることなし (徳島市)
- 一、別に控除をなさず (福島市)
- 一、著しく空回轉と認め得るものに對しては適宜前月の例其他使用料を參酌し減額しをれり (關東廳)

第二十五回上水協議會議事速記録

第二十五回上水協議會議事速記録

昭和三年七月十六日（月曜日）午前十時十五分開議

○議長（佐藤孝三郎君）之より開會を致しますが、開會の初めに當りまして、一言主催地の市長と致しまして、御挨拶を申し上げます、本市に於きまして第二十五回の水道協議會を開くに當りまして各位には遠路御多忙の所、各府縣は勿論、遠く滿洲臺灣方面からも特に御出席を煩しましたことは主催地と致しまして寔に光榮と存する次第であります、本年は今少し遅く開會する積りで、それぞれ準備を致して居りましたが、偶然にも水量「メートル」檢定實施對策委員の方から、極く緊急の問題がある爲に、特に繰上げて開會して貰ひたいと、斯う云ふ御相談がございましたので、是等の事情に依りまして、少し繰上げて本日開會すると云ふことに立至つた次第であります、是が爲に少しく各位の御出席の御考へも、或は御迷惑の點もあつたらうと存じますが、水道會議と致しましては、此問題は極めて重要な問題であるから、協議會の趣意から申しても、是は特に斯う云ふ問題を此協議會が議すると云ふことは、全く意義あることであると信じまして、斯様に取計らつた次第でございます、顧みますれば明治三十七年東京市が主催されましたが、本水道協議會の成立を致されました時には、幸に本市も之に列席するの榮を得ましたが、其時以來數十年に亘りまして、參加都市の數も今日は百十餘にも上ると云ふ盛況を來しまして、尙ほ今後も益々本會は隆盛に赴く情勢にあるのであります、是は全く本會が常に此事業に就て十分に研究をされ、又其の結果が延いて此施設の上に非常に有益なる結果を來した爲で、要するに本會の事業が益々十分に認められ、それだけ本會が其の成績を擧げて居ると云ふ證據であらうと思ひますので、此點に付きましては、御同様に誠に喜びに堪へない次第と存じます、此の盛んなる會を、第二十五回として本市に開催することを

得ましたのは、重ね／＼本市の深く欣幸とする所でございます。各多数の關係諸君の御來會を戴きました。何分にも多数の會員の方々でございますので、御旅館等の設備に付きまして甚だ不十分なる點があらうと存じます。殊に湯の川に温泉があります。爲に湯の川へ御旅館を選びましたので、是が爲に色々御不便があらうと存じます。殊に本日の如き、偶々のことではあります。此の雨天に際しまして非常に御迷惑を掛けたことと存じます。併しながら成るべく遠方から御出でになつたこととありますから、成るべく近くに温泉があることと存じます。普通の旅館よりも温泉の方に御泊りを願つた方が、或は御希望に適合するかと云ふ考へを以て湯の川に定めた次第でございます。右のやうな不便なこともあります。若し市内の旅館の方が宜しいと云ふ御考への御方がありますれば、是亦相當に御便宜を図ることに致す積りであります。是等各般の不行届の點は宜しく御斟酌を願ひたいのであります。それからもう一つ御断りを申し上げます。最初は、最初にもちよつと申し上げましたやうに、此の會期を早めました爲に、前回の議事録がまだ御配付致すことが出来ないことと存じます。従つて是は理事より其の概況を申し上げますと云ふことに致す積りでございます。又先年來各問題に對する回答は豫め纏めまして、主催地に於て印刷に附し、さうして御手許に配付するのが例となつて居る次第であります。是亦前申上げました事情に依りまして、時日がありませぬ爲に其の手續きも遺憾ながら出来なかつたのであります。併しながら前申しました事情でありやすから、此點に付ては特に諸君の御諒恕を願ひたいと存じます。それから本會の議長は從來の慣例に依りまして、主催地の市長が之に當ると云ふことになつて居るのでございます。甚だ僭越でございます。私が今日より議長席を穢すことに致したいと思ひます。宜しく各位の御援助に依りまして此の任務を全う致したいと存する次第であります。尙ほ御提案になりました問題は百八十以上にも上りまして、各問題も極めて有用なる問題が多いやうでございます。是は各位に於かれてもどうか十分の御研究を願ひまして、成るべく此の各般の問題を議了致しまして

て十分なる成績を収めたいと存する次第でございます。此點に付ても特に各位の御考慮を煩す次第であります。尙ほ此の機會に於きまして、折角遠路御來會を戴きましたのであります。本市の水道に關する施設、又水道以外の各般の事業に付きまして、どうか御視察を願ひまして幾分の御参考にもなれば幸であり、尙ほ又御批評御高見等も伺ひまして、吾々の爲に御示し下さると云ふことになれば、寔に本市と致しまして欣幸に存する次第でございます。以上開會に當りまして一言御挨拶を申し上げた次第でございます。(拍手起る)

○議長(佐藤孝三部君) 北海道長官代理山中土木部長が御挨拶を爲さいます。(拍手起る)

○土木部長(山中恒三君) 私は只今御紹介を受けました北海道廳の山中であります。今回第二十五回上水道協議會を本道の函館市に開催されましたことは、本道の斯業の爲に非常に有益なことと信じまして、感謝に堪へない次第であります。此炎暑に各地よりはる／＼と御出席下さいましたことを感謝致します。此の上水道は御承知の如く近時都市に於て缺くべからざる施設になつて参つて居ります。殊に都市の新しい計畫を致します時には電燈、瓦斯、水道と云ふ、此の三つのものは必ず伴つて施設しなければならぬと云ふことになつて居るやうであります。其の施設の有無如何は、其の所に開かるゝ所の都市に重大要素を成して居るのであります。更に又下水道の施設の如きも非常に必要なものになつて居りますのであります。是等のうち上水道は都市の住民の日常生活の上には於て必ず施設をしなければならぬ、又一面都市に於きまして、住民の密居的に生活を致します關係から致しまして、衛生の方面や又日常の生活上に於きまして、飲料水或は雑用水を得る爲に必ずなければならぬものになつて参つて居りまして、吾々の生活の上に於て緊急缺くべからざる施設であるのであります。故に今日全國の都市に於きまして此の施設が段々と盛んに設けられると云ふことは非常に喜ばしいことであるのであります。今日本道に於きまして皆さんが此の方面に於きましての色々なる協議を爲され、或は事務の上に於きまして亦其の技術の方面に於きまして

も各研究された事柄を持寄つて、さうして御互に研究されると云ふことは、本道の水道の發達の上
 に於て非常に好結果を齎らされるのみならず、本道は御承知の如く尙ほ幾多の發展すべき都市
 が澤山あるのでありますので、新開の都市に必ず此の施設をしなければならぬ、其の施設しなけれ
 ばならぬ所の都市に向つて、大なる所の材料を御與へ下さるものと信じまして、此點も感謝を致す
 次第であります、どうか十分に御研究下さつて、さうして本道の水道業發達の爲に好き材料を御提
 供に相成らむことを御願ひ致します、此の機會に於きまして、ちよつと本道の状況を申上げて、折
 角遙々と御出でになつたのでありますからして、若し時日が許しますならば、本道の拓殖の状況を
 御視察して戴きたいと思ふのであります、御承知の如く此の函館市は本道の一番南端にありま
 るので、更に奥地に参りますならば色々なる所がござりまして、恐らく皆さんの曾て餘り御聞きになら
 ないやうな町が澤山あるであらうと思ふのであります、時日がありましますならば是等の御視察を願
 ひたいと思ふのであります、本道は御承知の如く、内地府縣と趣を異に致しまして、尙ほ開拓をす
 べき途中にあるのであります、其面積は六百五十五方里、内地の中縣の約二十縣に相當致して居り
 ます、人口は二百五十萬、さうして市は六つあるのであります、更に市に類似する所が三つばかり
 あります、是等も追つて市になることと思ふのであります、本道の生産額は約六億近くありま
 して、一番多いのは、米の産額が近頃非常に多くなつて参りまして約二百八十萬石、實は七十五萬
 石何千ばかりあります、又石炭の如きものも約四十億萬噸と云ふ埋藏量がありますので、是等も
 石炭業の發達に依りまして探掘をされることになるのであります、又木材の如きは約二十五億萬石
 と稱せられて居るのであります、内地府縣に於きまして木材量が段々少くなつて居る時でも、本
 道に於きましては尙ほ幾多の森林を有つて居るのであります、又水産業の如きも非常に盛んであり
 まして、約一億二千萬圓の水産額があるのであります、此の函館附近の渡島支廳管内に於てすら約
 二千萬圓の水産の産出を有つて居るのであります、其他畜産業に於きまして、又工産品に於きま

して幾多の生産を有つて居ります、内地府縣に比し幾多の施設を致しましたならば此の天然の富源
 を開發することが出来るのであります、諸君は此の會議に於きまして十分に御討議が済みましてか
 ら、御疲れであらうと思ひますけれども、若し機會がござりますならば、此の開拓の餘地のある地
 が尙ほ日本にもあるのだと云ふことを瞥見される意味を以ちまして、更に數日を費して重要な所
 を御視察下さるならば、折角本道に御出でになりましたことも更に有意義になることと信じます、
 若し此の目的を以て奥地を視察爲さる御希望がござりますならば、道廳に於きまして十分なる便
 宜を御圖りしたいと思ひます、此の會議の開催に當りまして、道廳と致しまして一言御挨拶を申上
 げます。(拍手)

○議長(佐藤孝三郎君) それでは之より會務の報告を致しますが、是は書記をして朗讀致させます
 (書記朗讀)

會務報告

上水協議會現在加盟箇所總數 百一十一箇所
 昨年十月以後新に加入せる者は左記十九箇所なり。
 平壤府、五所川原町、川崎市、大泊町、豊橋市、金澤市、豊原町、大邱府、若松市(福島縣)、青
 梅町、新發田町、大分市、湘南水道株式會社、統營面、中津町、新義州府、明石市、松山市、伊
 東町、八幡市
 今回の協議會に缺席したる者二十一箇所。
 出席通知に接したる者東京市外八十八箇所百九十四名。
 議案の提出されたるもの
 新問題 百五十七件
 宿題 四件

前回に於て委員附託となりたるもの 十六件
研究問題 十件
報告 十七件
總數 百八十八件

今回の協議會に臨席の來賓左の如し。

- 北海道廳 四名
- 内務省 三名
- 陸軍省 二名
- 海軍省 一名
- 各大學 合計四名

○議長(佐藤孝三郎君) 之より議事に入ります、先づ最初に理事の提案に付て御説明を願ひます。

〔主事大堀佐内君登壇〕

○番外(大堀佐内君) 議案の説明に這入りまする前に一言御断りを申し上げます、本年の會議は例年よりも非常に早く御開催を願はなければならぬことになりましたので、従つて理事より提出致しする所の決算、豫算、其の他の議案も大急ぎで編成致しましたので、丁度六月三十日に漸やくそれを起草致しまして、之を印刷に附しましたので、七月の五日に漸やく出來上りまして、會員各位に郵送を致したやうな次第であります、從ひまして遠隔の地に在らせらるゝ所の會員の方には、或は行違ひになつて、未だ議案を御覽にならない方も御ありと存じまするので、豫備を持參して參りましたから、若し御入用の方は係りの方までちよつと御申出を願ひたいと思ひます、第一號議案の説明を申し上げます、第一號議案は昭和二年度上水協議會の歳入出決算の説明を申し上げます、同年度の

決算は、歳入に於きましては一萬七千六百三十七圓七錢、歳出は經常部一萬二千六百九十九圓九十二錢、臨時部二千二百四十三圓八十六錢、合計一萬四千九百四十三圓七十六錢でありまして、差引二千六百九十三圓三十一錢の剩餘金を生じました、此剩餘金を生じましたのは、歳入に於きまして、會員が十六箇所、其の増加に伴ひます所の會費の増収が千四百七十三圓九十一錢でありまして、外に印刷物の實費配付の増加、印刷物納入契約違約金、それに過年度會費の收入等に、雜收入の増加が三百二十二圓五十二錢ありますので、増収の合計は一千七百八十六圓五十錢であります、預金利率の引下げの爲に利子収入が百七十六圓五十五錢減少となりましたので、此の減少を差引きますと、結局収入の増加が千六百九十九圓九十五錢となります、又歳出に於きましては經常部の各項を通じまして、合計一千五十三圓十錢の剩餘金を生じました、臨時部の水道鐵管に付て耐震實驗其の他の調査費に於きまして三十圓二十六錢の剩餘金がありましたので、前申上げました剩餘金を生ずることになります、さうして此剩餘金は本會の規則第三十二條に依りまして準備積立金として處理することに致しました、次は第二號議案……

○議長(佐藤孝三郎君) それでは只今第一號、第二號、四號まで一括して議額に供したいと思ひます(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(佐藤孝三郎君) 御異議がなければ左様に致します、どうぞ引續いて御説明を願ひます。
○番外(大堀佐内君) 次は第二號議案、昭和三年度上水協議會歳入出追加豫算であります、此の追加豫算は議案の説明にも書いてあります通り、昨年第二十四回上水協議會に於きまして、水量「メートル」の檢定實施に關する對策を講ずる爲に委員を設けられましたが、本年五月九日に商工省の中央度量衡檢定所長から、檢定實施要綱と云ふものを内示されましたので、對策委員の意見を求めて來られました際に、五月十六日より三日間、それに五月の三十日及び六月四日より三日間、此の三回に亘りまして、東京市に對策委員會の御集まりを願ひまして委員會を開催致しました爲に、其

の會議費としまして九百十三圓を要しましたので、既定豫算に不足を生じました爲に、一面會費の増收と準備金處分繰入れに基いて本案を案出致しました次第で、尙ほ水量「メートル」の檢定實施の對策委員會の経過は追つて御報告致すことに致します、次に第三號議案昭和三年度より昭和四年度の第二十四回上水協議會に於きまして、昭和三年度と昭和四年度の二箇年繼續費としまして、昭和三年度の支出額を二千五百五十圓、同四年度の支出額を三千三百三十三圓、合計五千八百八十三圓と致しまして議決を得たものであります、昭和四年度支出額中事務費中に本調査の額末を、第二十六回上水協議會で説明を申上げる爲に、囑託員の出張に要する旅費三百八十三圓を計上してあつたのであります、然るに此の計上額は當初同年度の會議は内地に開催せらるゝものと豫想致して計上致しました所、明年度は臺灣に於かれて主催せらるゝことに決まりました爲に、結局三百九十一圓の増額を要することになりましたので、繼續年期中昭和四年度の支出額三千三百三十三圓を、三千七百二十四圓に更正致します、従つて既定調査費總額五千八百八十三圓を六千二百七十四圓に更正の必要を認めましたので、本案を提出致しましたのであります、次は第四號議案昭和四年度上水協議會歳入出の豫算の説明を申上げます、本年度の歳入豫算總額は二萬一千五百五十三圓であります、之を前年度に較べますと二千六百三十圓増加致しました、此増加の内容を申上げますと、會費の収入が一千二百三十圓、繰入金が一千四百圓でありまして、會費の實際収入は一千四百六十二圓の増收であります、利子の収入に於て預金利率引下げの爲に百二十圓の減收であります、又雜收入も前年度の實績に徴しますると百十二圓の減收となる見込でありますから、會費關係の増收と致しましては差引一千二百三十圓であります、而して此會費の増收は、會員の増加が六箇所、會費負擔當初より戸數の増加に伴ひまして負擔等級の昇つた所が五箇所、給水開始に伴ひまして負擔額が増加致しました者が二箇所ありますのと、制水弁及排氣弁調査費年割額を會費等級に伴つて、一箇

月二圓七十三錢乃至十三圓六十一錢に増加することに致しました爲であります、又繰入金は本會規則第三十二條に依つて積立て、あります所の準備金の處分繰入れに依るものであります、是は近年會員の増加に伴ひまして、會費其他金券、現金等を取扱ふ事務、或は往復文書、統計事務等が非常に増加複雑になつて参りましたので、重要書類の保管上及び事務能率の増進上、金庫一個、「タイプライター」一臺、計算器一臺、此三點の備品を購入する必要を認めましたので、此の購入費豫算一千四百圓を臨時備品費と致しまして計上することに致しました、其の關係上、其の財源を積立金の處分繰入れに仰ぐことに致した次第であります、歳出豫算は經常部一萬六千二十九圓、臨時部五千二百二十四圓、合計二萬一千五百五十三圓でありまして、之を前年度に較べますと、經常部に於て一千六百六圓、臨時部に於て一千二十四圓、合計二千六百三十圓の増加を生じました、經常部の増加は主として會員の増加に伴ふ所の事務費の通信郵送費、統計及議事録等の印刷費、並に本會主催地の關係上職員の旅費を増しましたのと、建議及び對策委員會等を開催の場合には相當の經費を要しますので、雜費及豫備費を増すことに致しました、又會議費、速記料も主催地の關係を斟酌して適當に増額することに致しました、次に臨時部第一款事務費の臨時備品費百四十圓は歳入中繰入金に付て申上げました通り、金庫其他備品の購入費を見込んだものであります、第二款の制水弁及び排氣弁調査費の本年度支出額三千七百二十四圓として昭和四年度の年割額を計上致しましたのであります、尙ほ此豫算に關聯致しまして、此際附加へて御報告を申上げます、それは昨年の協議會に小倉市及東京市より鉛管「マンネスマン」、鋼鐵の亞鉛びき、瓦斯管及び眞鍮管の四種類に付て、給水工用材料としての適否と云ふ問題が提出になりました、審議の結果、第一衛生上害の有無及び若し害があるとすれば其の程度の比較、第二に耐久力の比較、第三に工事上の難易、第四番目に給水工用材料として適當なる物は其の規格を定むることと、大體に於て以上の四項に付て調査をすることになりました、其の調査費は昭和四年度豫算に計上することに議決致しましたのであります

す、理事に於ては其の議決に従つて豫算を編成すべく、先づ以て各専門家の意見を承ることにする
 のが適當であらうと考へまして、専門家の意見を伺ひましたのであります、ところが衛生上害の有
 無、又は耐久力等に付きましては水質或は土質の關係に依つて千差萬別である、殊に衛生上の害の
 有無に付きましては假令動物試験を爲して研究をすると云ふやうな方法を以てしましても、到底適
 確なる斷定を下すことは困難である、又「マンネスマン」、鋼鐵管亞鉛びき瓦斯管等は逐年改良され
 つゝある状態でありますから、現在の物を基礎として調査するとしますれば、其の結論は將來何等
 の参考にもならないと云ふことになり、且つ我が國には、是等の中で鉛管以外の物は給水工事
 用材料として使用して居る實例が甚だ乏しいのでありますから、是が調査を爲すとしますれば外國
 等の実績をも實地に付て調査しなければならぬと云ふことになり、又假りに外國の実績を視
 察調査しましても、満足な結論を得られることは疑問であると云ふ御意見のやうでございました、
 之を要しまするに徹底的に之を調査致しますには相當多額の經費を要するばかりでなく、假令多額
 の調査費を投じて調査を遂げまして、一定の規格なるものを作りましても、其の結果は前に述べま
 した通り、水質土質の關係上統一的に之を適用することは是亦至難でありますので、殊に衛生上の
 害の有無に付ては之を斷定すること困難であると云ふことに歸着致しますのであります、又一面に
 於きまして本會の昭和四年度の豫算に付て見ましても、歳出臨時部には前年來引續き調査して居り
 ます制水弁及排氣弁の調査の爲に相當の費額を要することになつて居りますので、此上は尙ほ本件
 の調査費を要することになり、勢い會員の負擔額を非常に増加しなければならぬことになる
 のであります、以上彼此考へて見ますると、此問題は暫く會員各自に於かれまして篤と研究を遂げ
 られました上、適當なる時機に於て改めて此調査を進める方法を講じて遅くはなからうと信じま
 したので、昭和四年度豫算に本件に關する調査費は計上しないことに致しました次第であります、
 何卒右の事情御諒恕を願ひますと同時に、本問題の處理に付きまして御承認を願つて置く次第であ
 ります、以上理事より提出致しました議案の説明は之を以て終ります、何卒宜しく御審議を願ひま
 す。

○議長(佐藤孝三郎君) 唯今御説明が終りましたですが、之に付て何か御質問がございませうれば此際
 御質問願ひます。

○六番島崎孝彦君(大阪市) 本問題に付きまして動議を提出致したのであります、上水協議會の事
 務に付きましては豫て東京市の方へ御願ひ致して居りまして、理事として御多端な中であるにも拘
 らず、非常に御深切に事務を御扱ひ下さることは寔に感謝して居ります、此の機會に於きまして深
 く感謝の意を表する次第であります、さうしまして只今問題になつて居ります決算及豫算等に付き
 まして、只今詳細に理事より御説明がありましたのであります、其の御説明に詳かになつて居り
 ます通り、決算に於きましても至極適當の決算と存じます、又追加豫算に於きましても止むを得ざ
 る、水量「メートル」の對策協議の爲に新に要した費用でありますし、又第三號の調査費の更正に於
 きましても、主催地の關係が内地と臺灣との相違の爲に起つたものであります、又此第四號の豫
 算に於きましてもそれ／＼非常に節約をされた、極く適切なる御提案と認めますから、全部一括
 致しまして讀會を省略致しまして即決確定致したいと思ひます、どうぞ御賛成を願ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)
 ○議長(佐藤孝三郎君) それでは別段御質問もないものと致しまして、六番の動議、之を一括して可
 決したいと云ふ御動議であります、大分御賛成もあるやうでございます、若し御異議がなければ左
 様に決したいと思ひます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
 ○議長(佐藤孝三郎君) それでは御異議がありませんから、是は一括して第一號より第四號まで可決
 確定することに致します、別段やかましい議事規則もないやうでありますから之を以て讀會省略可

決確定致して御異議ありませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤孝三郎君) なければ可決確定致します、之より新問題に付て御協議を願ふのでありませぬか、御配付致しかした通りの、随分澤山の問題がありますので、是が議事の進行を圖る上に於きまして斯様に取計らひたいと思ひますが、御差支へがなければ御同意願ひたいのであります、即ち問題を三部に分けまして第一部を、事務に關する問題、第二部工務に關する問題、第三部を衛生試験に關する問題、斯様に三部に分けたいと思ふのであります、さうして各部に於きまして委員長を互選しまして、之を審議致しました上で、其の結果を委員長より本會議に報告を願ふと云ふことに致したい、尙ほ此分類等に付て審議上或は其の當を得ざるものがあると云ふ場合には、其委員長より議長に通告をされて、協議の上更に適當の部に移すと、斯う云ふことに致したいと思ひますが、此方法に據ることを御承認下されば、尙ほ此分類方に付ても議長に於て適當の分類を致したいと考へます、如何でありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○二番大堀佐内君(東京市) 各分科を御設置になるに付きましては、委員長は互選と云ふことを伺ひましたですが、便宜上議長の御指名に願ふ方が宜からうと考へますので動議を提出致します御賛成を願ひます。

○議長(佐藤孝三郎君) 只今二番の御説がありますが、其の分類に付ては只今宣告致しましたことに付て御同意になるとしまして、其の場合に尙ほ委員長の選任も議長の指名に一任する、斯う云ふ御動議であります、御異議ありませぬか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤孝三郎君) それでは只今御協議申上げました分類の事、誠に委員長指名を議長に一任す

ると云ふ御動議、之に付て御異議はございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤孝三郎君) それでは御異議がないと認めまして、只今宣告致しました通り分類を、三つに分けることに致しまして、其の分類は議長に於て取調べまして申上げることとし、尙ほ委員長も御委託に依りまして議長より選任することに致します、それでは議長の手許に於て取調べました分類に委員長のことを只今御報告申上げます。

(書記朗讀)

第一部を事務とし、之に屬するものを新問題の一番、二番、四番、五番、六番、九番、十一番、十二番、十三番、十四番、十五番、十七番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、三十一番、三十三番、三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十四番、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番、五十一番、五十四番、五十五番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番、六十八番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、七十四番、七十七番、七十八番、七十九番、八十番、八十一番、八十二番、八十三番、八十六番、八十七番、九十一番、九十七番、九十九番、百一番、百二番、百四番、百七番、百八番、百十二番、百十三番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十二番、百二十四番、百三十三番、百四十番、百四十一番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百五十六番とす。

第二部を工務とし、之に屬するものを新問題の第三番、七番、八番、十番、十六番、二十三番、二十六番、二十七番、二十九番、三十番、三十二番、三十四番、四十番、四十一番、四十二番、五十二番、五十三番、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十九番、七十五番、八十四番、八十五番、八十八番、九十番、九十四番、九十五番、九十八番、九十九番、百二番、百三番、百五番、百六番、百十一番、百十五番、百十六番、百二十番、百二十一番、百二十五番、百二十六番、百二

十九番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十七番、百三十九番、百四十七番、百四十八番、百四十九番、百五十番、百五十七番とす。

第三部を衛生試験とし、之に属するものを新問題の第十六番、十八番、十九番、四十三番、四十五番、五十番、六十四番、六十五番、六十六番、六十七番、七十六番、八十八番、八十九番、九十二番、九十三番、九十六番、百番、百九番、百十番、百十四番、百二十三番、百二十七番、百二十八番、百三十一番、百三十二番、百三十三番、百三十五番、百三十六番、百三十八番、百四十二番、百四十三番、百五十一番、百五十二番、百五十三番、百五十四番、百五十五番とす。

○議長(伊藤孝三郎君) 次に委員の御推薦を申し上げます、第一部の委員長は大阪市水道部長島崎孝彦君を煩し、(拍手)第二部の委員長は東京市水道局工事課長小野基樹君を煩し度いと思ひます(拍手)第三部の委員長は大阪市衛生試験所長藤原九十郎君を煩し度いと思ひます(拍手)どうぞ御苦勞様でございますが宜しく願ひます、尙ほ至急御協議申上げる問題がございますので、午後三時に再び此處へ御集まりを願つて置きます。

○書記(吉谷一丈君) 第一部の分科會は此處に致します、第二部と第三部とは階下に致します、直ちに部會を開催致しますから御面倒でも議席札を御持ちを願ひます。

午前十一時十八分

第二十五回上水協議會議事速記録

昭和三年七月十六日(月曜日) 午後三時四十分開議

○議長(佐藤孝三郎君)之より引續き本會議を開きます、最初に先刻もちよつと申上げました、今回は特に急いで開會を致しました理由であります大事な問題で、前回よりの繼續の問題であります水量「メートル」検定實施に關する件、此ことを特に御協議申上げたいのであります、是は色々支へがありますので、此事は秘密會として開きますから、各位に於かれましても其の御含みで外部に漏れないやうに御願ひ致したのであります、最初に理事より前回委任になしました六大都市の委員を代表されまして、今日に至る経緯を御報告になります、どうか御報告を願ひます。

〔主事大堀佐内君登壇〕

○番外(大堀佐内君) 唯今議題になりました水量「メートル」検定實施に關する對策委員會の経過並に結果を御報告申し上げます、昨年の第二十四回上水協議會に於きまして、新潟市外八市より水量「メートル」検定實施の對策に關する問題が提出されまして、審議の結果對策上の措置を京都、大阪、神戸、横濱、名古屋、東京の六市に一任せられて居りました所、本年五月九日旅行中中央度衡檢定所長より、皆様の御手許に差上げてあります水量「メートル」検定實施要綱なる物を内示せられましたので、對策委員の意見を求めて來た爲に、理事に於きまして、直ちに對策委員會招集の手續きを致しまして、五月十六日より三日間東京市役所に委員會を開催致しまして、慎重審議の結果、唯今差上げてあります通りの答申書を提出することに決議致しまして、五月十八日委員一同は取敢ず答申書の寫しを携へまして、中央度量衡檢定所長を訪問致しましたが、生憎同所長は旅行中で不在でありましたので、主任技師及主任事務官に面會致しまして、答申書の内容を説明致しまして、所長に取